

五條市ビジョン

【第2版】

令和7年3月

五 條 市

目 次

I 序章	1
第1章 計画策定の主旨	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 社会動向	4
第4章 五條市の概況	7
(1) 人口	7
(2) 産業	16
(3) 市の特性	21
(4) 財政	24
第5章 市民ニーズの総括	28
(1) 定住意向	28
(2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえるに関する市民意向	30
(3) 魅力的な地域をつくるに関する市民意向	35
II 基本構想	41
第6章 五條市ビジョン策定に際しての課題認識	42
(1) 課題の柱	42
(2) 課題認識	43
第7章 五條市の将来像	45
(1) まちづくりの将来像・基本理念	45
(2) 将来人口見通し	47
第8章 行政経営方針	48
(1) 行政経営の基本的考え方	48
(2) 市の使命と市民に期待される役割	49
(3) 行政の経営方針	51
III 国土強靱化地域計画	53
第9章 計画の基本目標	54
第10章 リスクシナリオの設定	54
(1) 想定される災害（リスク）	54
(2) リスクシナリオの設定	57
第11章 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針	59
第12章 施策毎の推進方針	60

Ⅳビジョン事業.....	65
第13章 ビジョン事業.....	66
第一條 子どもを育てたいまちをつくる.....	70
第二條 安心して定住できるまちをつくる.....	73
第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる.....	78
第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる.....	82
第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる.....	84
Ⅴデジタル田園都市構想総合戦略.....	87
第14章 戦略の位置づけと基本目標.....	88
第15章 戦略プロジェクトと数値目標.....	89
第16章 プロジェクトの概要.....	91
(1) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる.....	91
(2) 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり.....	94
(3) 地域資源を活かしたしごとづくり.....	97
(4) 交流のまちづくり.....	99
国土強靱化地域計画 別表.....	101
五條市国土強靱化地域計画 別表1	102
五條市国土強靱化地域計画 別表2	108
改定履歴.....	112

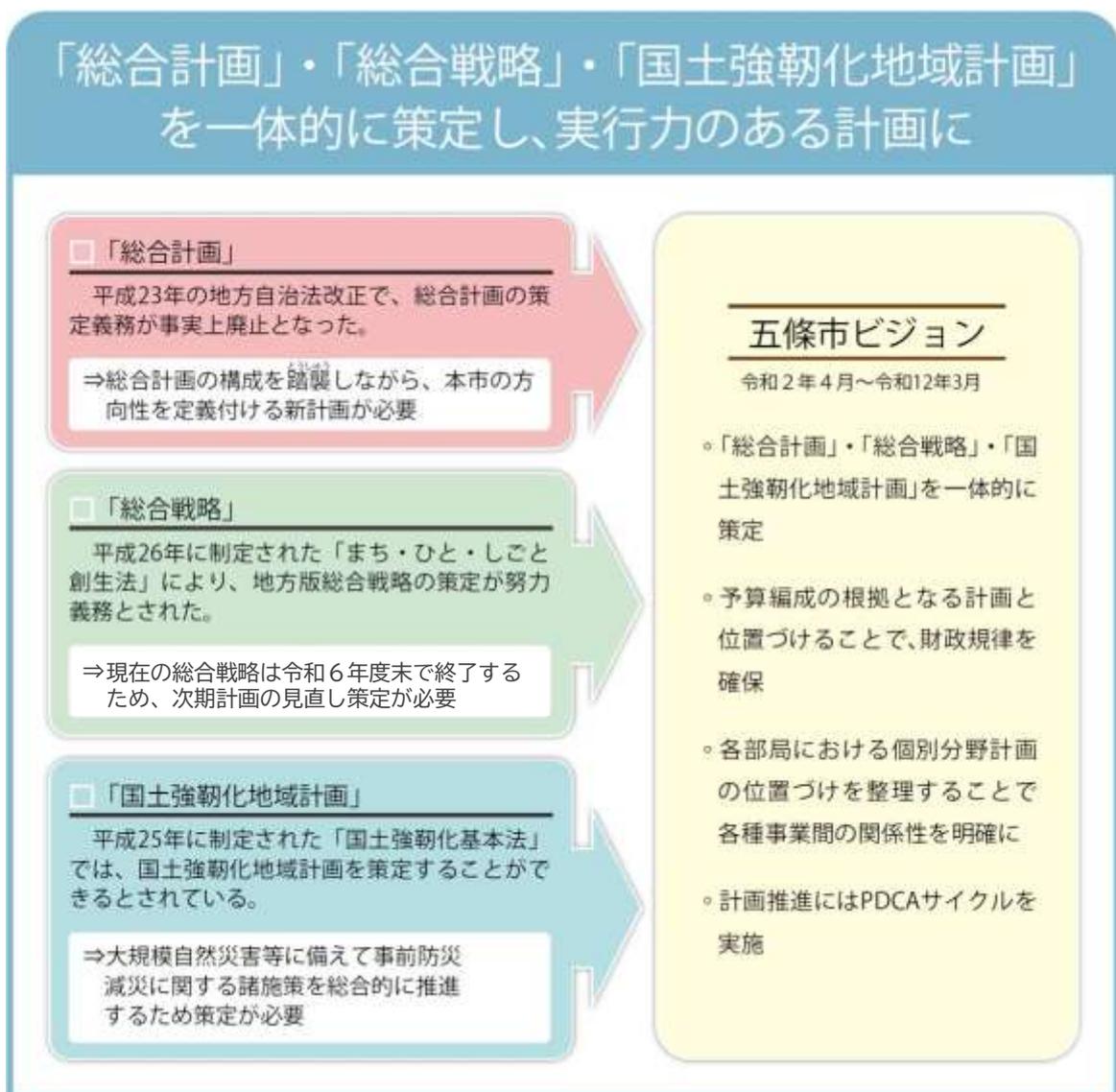
I 序 章

第1章 計画策定の主旨

平成 20 年に第 5 次五條市総合計画を策定後、平成 26 年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方版総合戦略の策定が努力義務化され、平成 27 年と、令和 2 年に五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その実現に向けて施策を推進してきました。

また、近年の災害の頻発化・激甚化を背景に平成 25 年度に制定された「国土強靱化基本法」第 13 条では、市町村は国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画を策定することができることとされています。

今回策定する五條市ビジョンにおいては、これらの計画を一体的に策定することで、市がめざす方向性を明確化し、実行力のある計画とします。

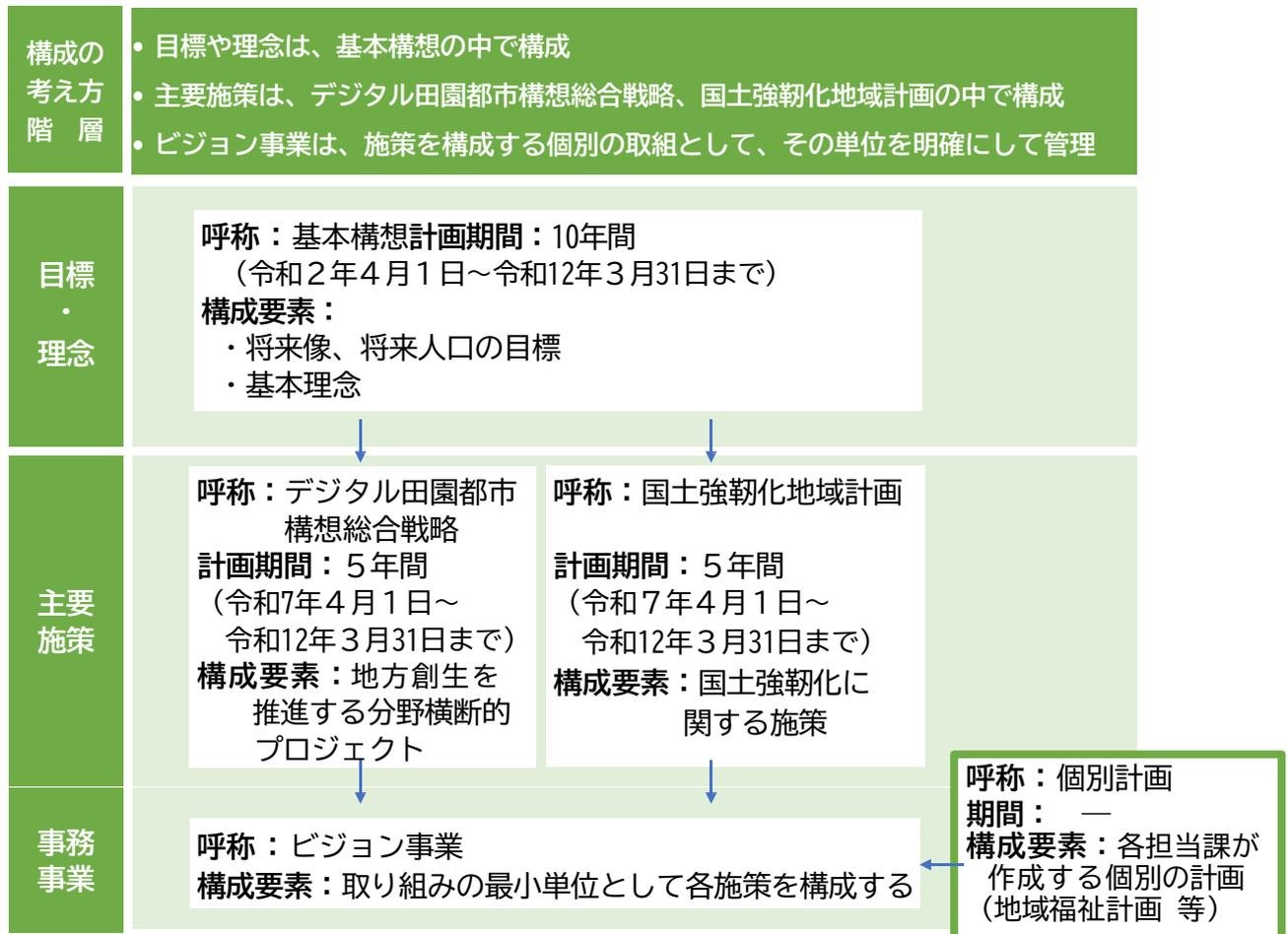


第2章 計画の構成と期間

五條市ビジョンは、本市のまちづくりの最上位計画として、まちの将来像や各行政分野の施策の方向性、地方創生に関する分野横断的な取組を示すものとしします。

具体的には、五條市ビジョンは以下に示す3層構造で構成するものとしします。

- (1) 中長期的な将来像や将来人口、基本理念を示す「基本構想」
- (2) 地方創生を推進する分野横断的プロジェクトを位置づける「デジタル田園都市構想総合戦略」及び国土強靱化に関する施策の指針となる「国土強靱化地域計画」
- (3) 基本構想、総合戦略、国土強靱化地域計画に基づき、各課が取り組む「ビジョン事業」



計画の推進体制等について

五條市ビジョンの推進にあたっては、産官学金労言からなる「五條市ビジョン推進懇話会」を設置し、毎年1回以上の事業評価を行うとともに、事業の追加・変更等、計画の推進管理を行います。

なお、事業評価の対象は、主に「V デジタル田園都市構想総合戦略」に掲げるプロジェクト事業とし、これらの事業の評価を以て計画全体の進捗を図るものとしします。

第3章 社会動向

①人口減少と少子高齢化

国全体として出生率が低く子どもが少なくなる一方、平均寿命が伸び、高齢者がふえて超高齢化社会が始まっています。総人口は減少に転じており、人口の流出が進んでいる地域が多くあります。

本市では、県平均を上回るペースで高齢化が進むとともに、過疎化が進む地域が存在し、活力の低下や社会保障費の上昇が問題となってきています。

生活環境の適切な整備を進めるとともに地域の魅力を高めることで、定住人口の減少を可能な限り食い止めるとともに、関係人口を呼び込むことにより、地域全体の活力の向上を図るなど、人口が減少しても持続可能なまちづくりが必要となっています。

②市民ニーズの高度化・多様化、生活環境の拡大

物の豊かさから精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する方向に人々の価値観が変化しています。また、高齢化に伴う自由時間の増加、核家族化、女性の社会進出、結婚観や就労形態の多様化、交通環境の整備や高度情報化の進展などによる生活圏域の拡大等、人々のライフスタイルは大きく変化し、多様化してきています。

これらの変化に伴い高度化・多様化している生活環境、福祉や教育等の様々な分野における市民ニーズへの対応が求められています。本市においても市民と行政の適切な協力関係のもとで、多様化する市民ニーズに対応した市民サービスを提供することが求められています。

③安心・安全なまちづくりに対して強まる要請

全国各地で地震や局地的集中豪雨、台風等による大規模災害が多発し、平成 23 年には、本市においても紀伊半島大水害により甚大な被害に見舞われました。自然災害に対する備えの重要性が認識されるようになり、防災・減災体制の強化や地域での自主防災活動への取組、市民一人ひとりの防災意識の向上が求められています。

このような中、特に、災害時の一人暮らしの高齢者への対応等、高齢化の進展に伴った安心・安全の確保は急務となっています。

また、身近な地域での犯罪や交通事故、特に子どもを狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件が近年多発しています。

一方、生活を営む基盤であるとともに、災害発生時や防犯における地域の安心・安全の確保に重要な役割を果たしてきた地域コミュニティは、人口減少や少子高齢化などのため、地縁的なつながりが希薄化し、衰退する傾向にあります。また、医師不足など救急医療体制の強化の要望も高くなっています。

④デジタル化の進展

情報通信技術（ICT）の進展により、情報、モノ、資本等のあらゆるものが結びつき、相互に影響を与える時代が始まっています。特に、スマートフォンに代表されるように、情報通信ツールが手軽に利用できることとなり、生活のあらゆる場面においてインターネットを媒体として様々なものがつながる（IoT）ライフスタイルの実現により、私たちの生活は大きく変わりつつあります。

国では、その後の新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢が大きく変化する中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」をめざすため、令和4（2022）年12月「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を全面改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。地方では、「デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・進化」させることが求められています。

⑤持続可能な社会の形成

経済的・技術的な発展に伴い、物質的に豊かで便利な暮らしを享受できるようになった一方、人間の活動が、温室効果ガスによる気候変動や、エネルギー資源の無計画な消費、生物多様性の破壊など、地球環境の悪化を引き起こしており、地球規模での対策が急務となっています。

平成27（2015）年9月には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、人間の活動が引き起こすこのような諸問題について、17の開発目標と169のターゲットからなる令和12（2030）年までの国際社会共通の持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、国際社会全体で解決に向けて取り組んでいるところです。日本では、①国際社会の優先課題、②日本の経験・強み、③国内主要政策との連動を踏まえつつ、「SDGsと連動する『Society5.0』の推進」「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」の分野において、国内での実施及び国際協力の両面において更なる取組を進めていくことが求められています。

⑥地域共生社会の実現

日々の暮らしのなかで人と人とのつながりが希薄化しており、高齢化・人口減少が進行する中で、これまで地域や家庭、職場が果たしてきた助け合い・支え合いの機能の重要性が再認識されるとともに、複合的な支援を必要とする世帯が増加するなど、対象者や機能別に整備された公的支援では十分に対応できないなどの課題が生じています。

また、多くの地域で商店街の衰退や耕作放棄地の増加など、地域の衰退が大きな課題となっており、社会保障や産業など、分野を超えて社会を支えていくことが求められています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、市民や地域の多様な主体が、地域の課題について「我が事」として参画し、世代や分野を超えて、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を実現していくことが求められています。

⑦グローバル化の進展

格安航空会社（LCC）の世界的な増加を契機に、観光立国として、就航便数受入拡大、ビザの規制緩和などを戦略的に行ったことから、アジア圏を中心とした訪日外国人旅行者が急速に増加しており、その経済効果は三大都市圏だけにとどまらず、近年においては地方部における商品やサービスを購入したことで得られる体験に価値を見出す「コト消費」に関心が高まっています。令和元(2019)年まで堅調に推移していた訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により激減しましたが、令和5(2023)年からは回復基調となっています。

また、人材不足の深刻化に伴い出入国管理法の改正が施行され、平成31年4月から、単純労働においても外国人労働者の雇用が可能となり、これまで以上に外国人労働者が増加することが見込まれていることから、言葉や文化、価値観に対する違いを踏まえた生活圏を中心とした受け入れ態勢の構築が急務となっています。

第4章 五條市の概況

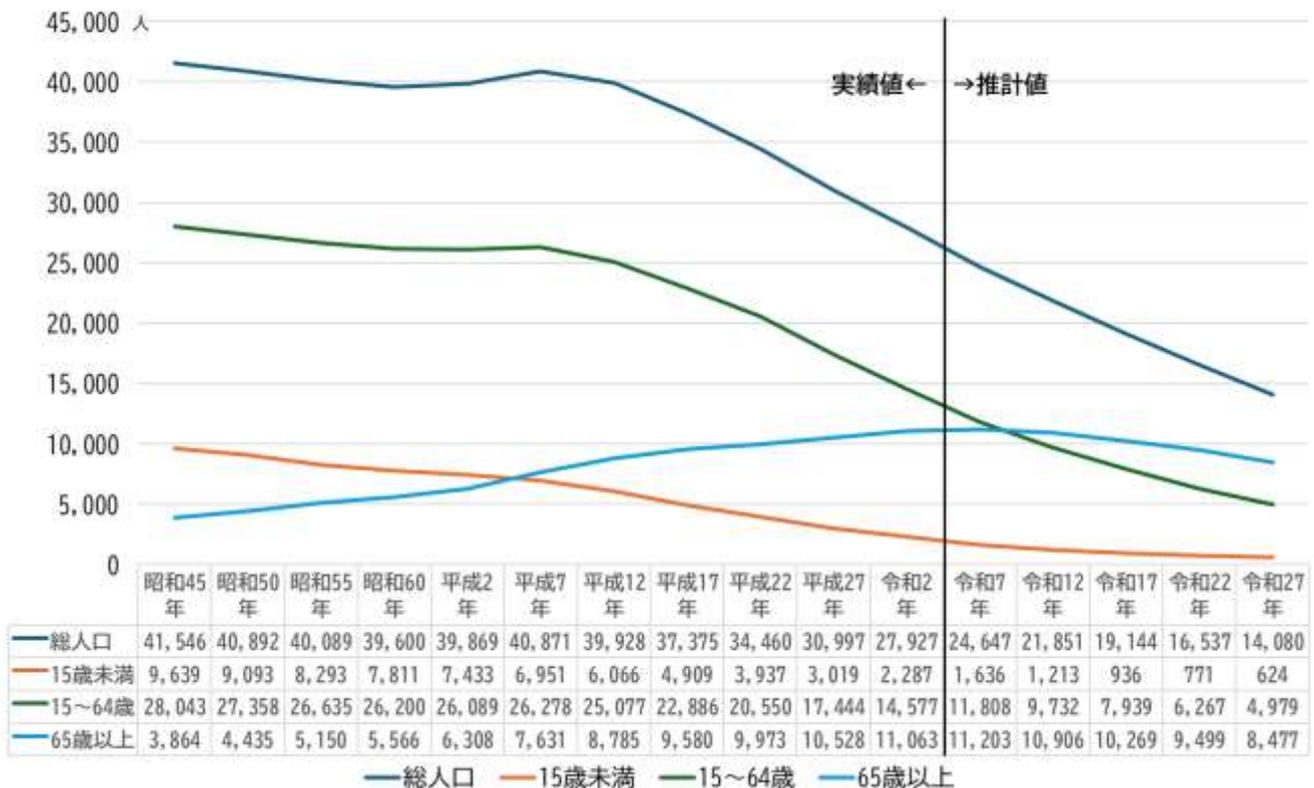
(1) 人口

1) 人口の推移(総人口、年齢3区分別、人口構成比)

①年齢3区分別人口の推移

- ◆総人口は、昭和 55 年までは4万人を超えていたが減少傾向がみられ、平成2年から平成7年に一度増加しているもののその後減少のペースが速まり、令和2年には約2万8千人まで減少している。
- ◆将来推計では、令和12年には、65歳以上の老年人口が15～64歳の生産年齢人口を上回るとされている。

年齢3区分別人口推移



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)
 ※本資料の人口の出典である国勢調査は、住民登録とは関係なく現在市内に住んでいる人や世帯を対象に調査を行うため、住民登録の人口とは一致しない。
 ※平成12年以前のデータは、以降の合併に合わせて「五條市・西吉野村・大塔村」を合計したもの。

②年齢3区分別人口の割合の推移

◆65歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあり、推計結果では、令和12年には全体の半分以上が老年人口になるとされている。

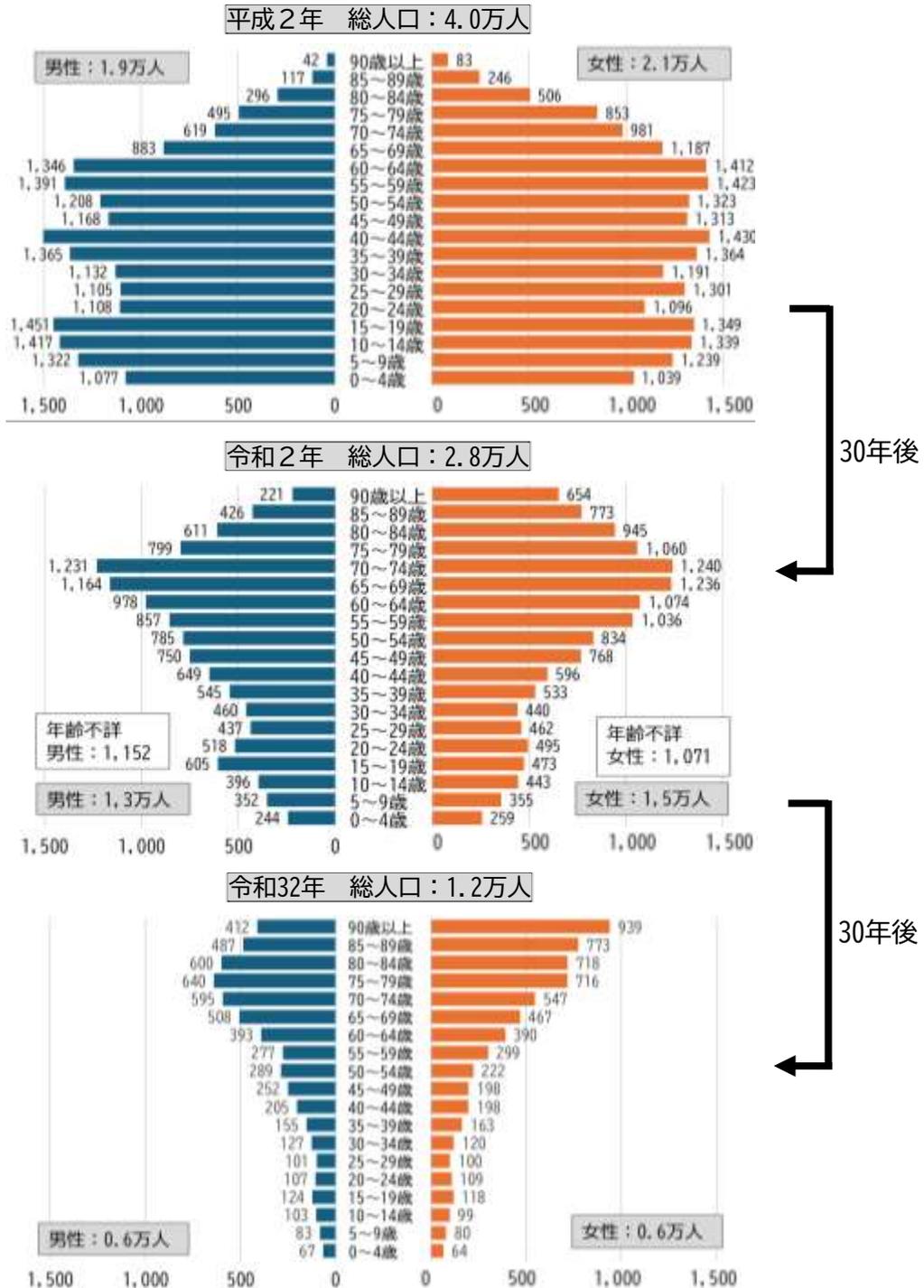
年齢3区分の人口構成



③人口ピラミッド

- ◆平成2年には50代後半～60代前半、団塊の世代（30代後半～40代前半）、団塊ジュニア世代（10代）にピークが見られるが、30年後の令和2年には、40代になる団塊ジュニア世代にピークは見られない。
- ◆令和2年には、ひょうたん型となっており、生産年齢人口が少ない形となっている。
- ◆推計結果では、令和32年には少子高齢化が深刻化した形となっている。

5歳階級別人口ピラミッドの推移



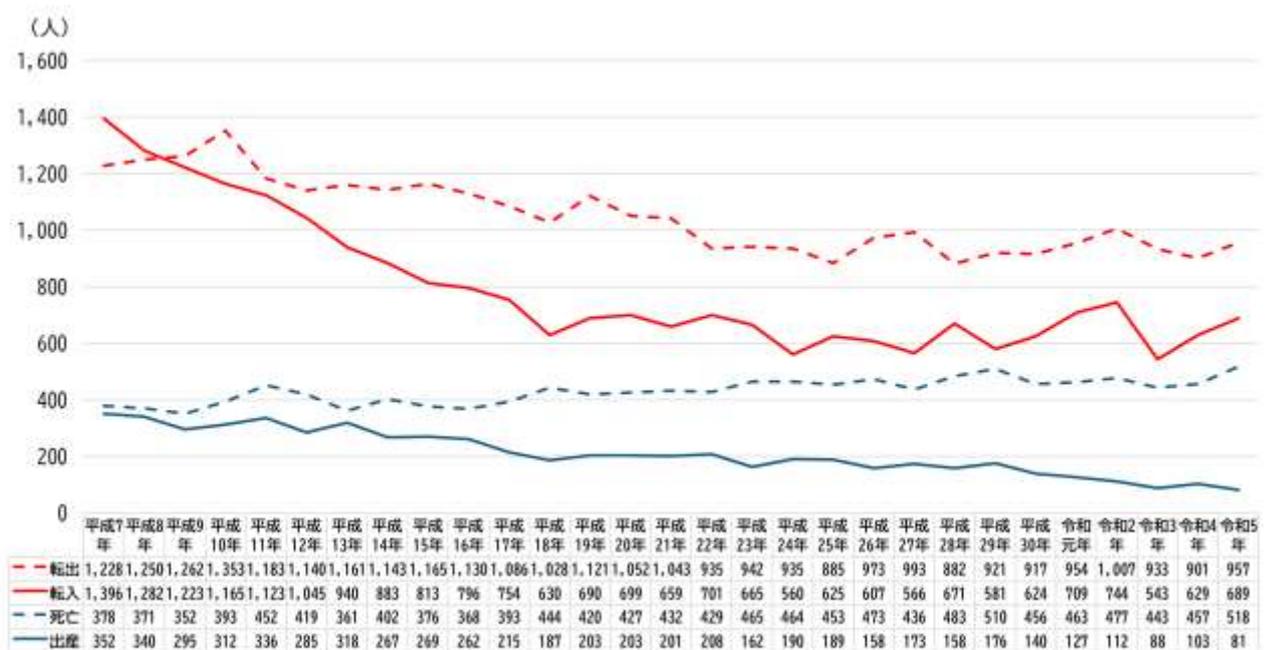
出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2)出生・死亡数・転入・転出の推移

①出生・死亡数、転入・転出数の推移

- ◆死亡数が出生数を上回る自然減少が続いており、拡大傾向がみられる。
- ◆平成8年ごろに転出数が転入数を上回り、平成12年ごろからその差が開きはじめ、その後は300人前後を保ったまま、転入数、転出数ともに減少傾向にある。

出生・死亡、転入・転出数の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

②総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

◆社会増減、自然増減ともに減少傾向にある。

人口動態、自然増減、社会増減

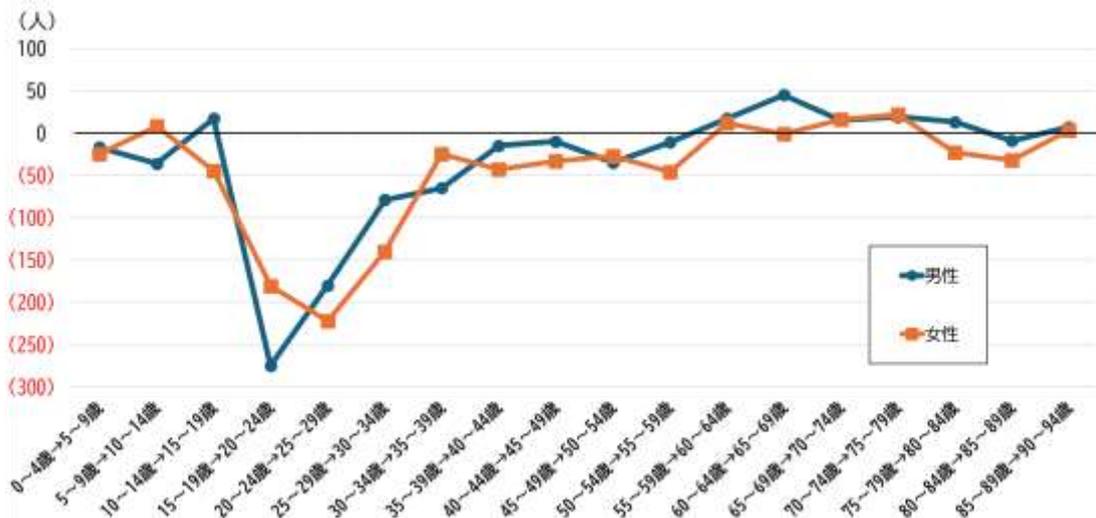


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

③男女別・年齢階層別人口移動の状況

- ◆平成27年～令和2年の間は、男性は「10～14歳→15～19歳」、女性「5～9歳→10～14歳」で転入超過がみられるが、男性は「15～19歳→20～24歳」、女性は「20～24歳→25～29歳」で大幅に減少し、60歳代、70歳代まではほとんどの年齢階級で減少が続いている。
- ◆「55～59歳→60～64歳」以降には増加もみられる。

男女別・年齢階層別人口移動の状況

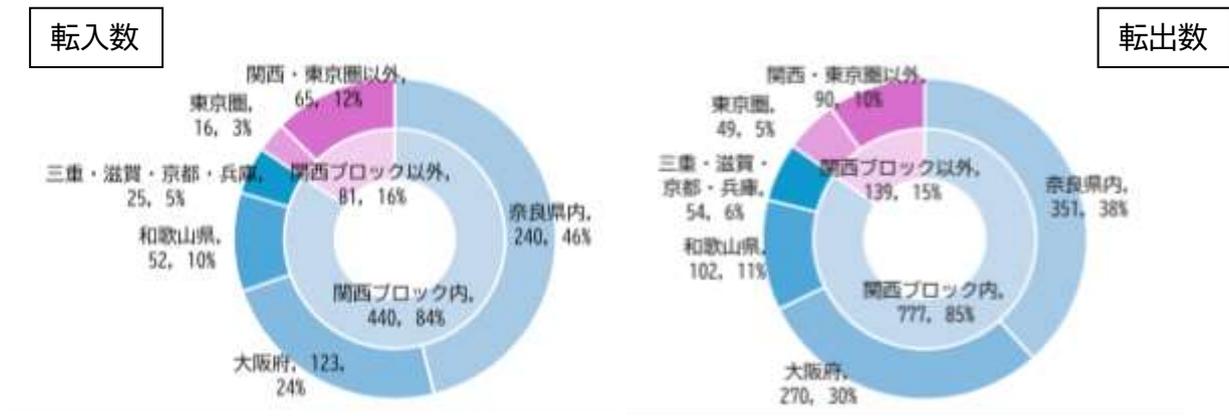


出典：総務省「国勢調査」(平成27年～令和2年)

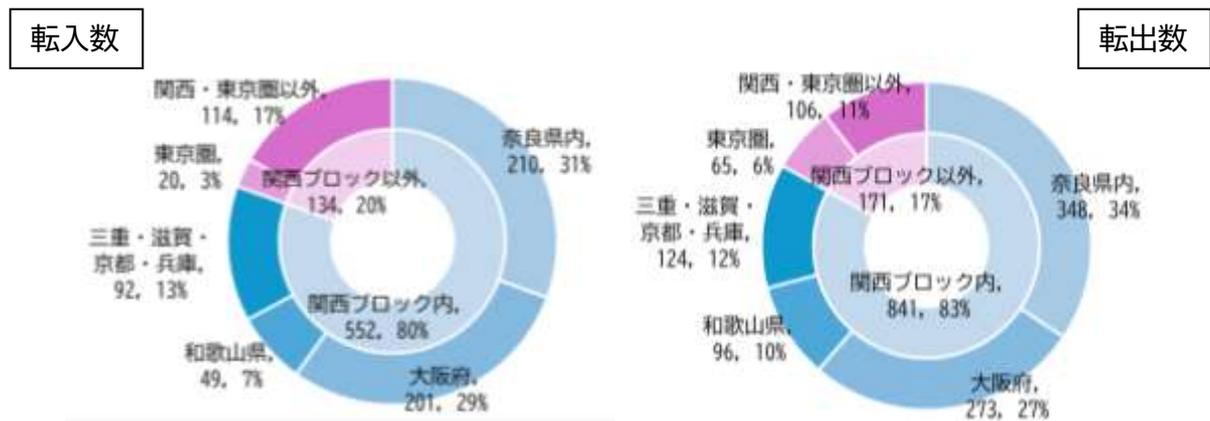
④地域別に見た転入・転出の状況

- ◆平成 29 年と令和 4 年の比較では、奈良県内の転入者数が、平成 29 年は 46% (240 人) で、令和 4 年は 31% (210 人) となっており、減少している。
- ◆大阪府からの転入者数は、平成 29 年は 24% (123 人) で、令和 4 年は 29% (201 人) となっており、増加している。
- ◆三重・滋賀・京都・兵庫は、転入者数が平成 29 年は 5% (25 人)、令和 4 年は 13% (92 人) であり、転出者数が平成 29 年は 6% (54 人)、令和 4 年は 12% (124 人) となっており、移動が増加している。

平成29年地域別転入数・転出数



令和4年地域別転入数・転出数

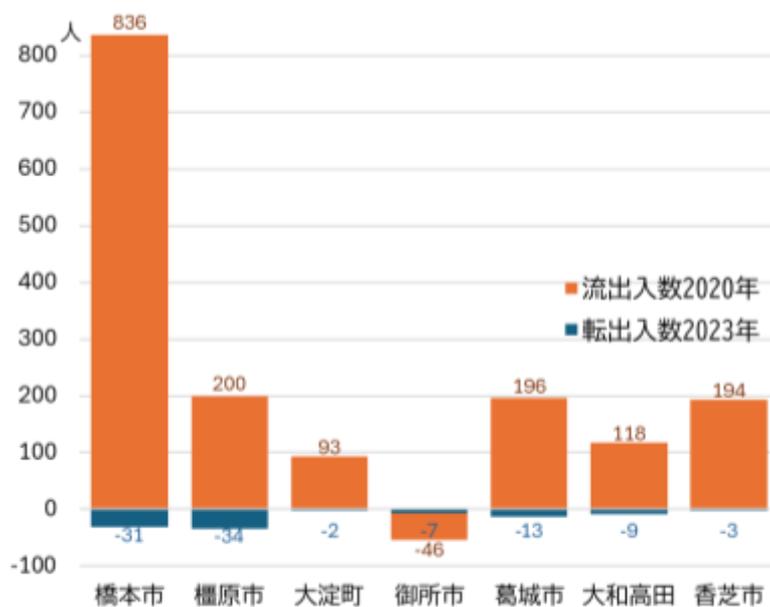


出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」
 ※東京圏・・・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

⑤通勤・通学の流入出と昼間人口

- ◆転出数が転入数を超過（マイナス）している都市でも、通勤・通学による流入が流出を超過（プラス）している傾向がみられる。特に橋本市は、転出超過が 31 人みられるが流入超過は 800 人を超えている。
- ◆昼間人口は減少傾向であるが、他市町村からの流入は横ばいで、昼間人口比率は平成 27(2015)年から 100 を超えて増加傾向がみられる。

通勤・通学による流入と流出の差（流出入数）と、転出数と転入数の差（転出入数）
（流入数上位市町：2015-2020年）



出典：流出入数（通勤通学人口）：総務省国勢調査（令和2年）
転出入数：住民基本台帳人口移動報告（令和5年）

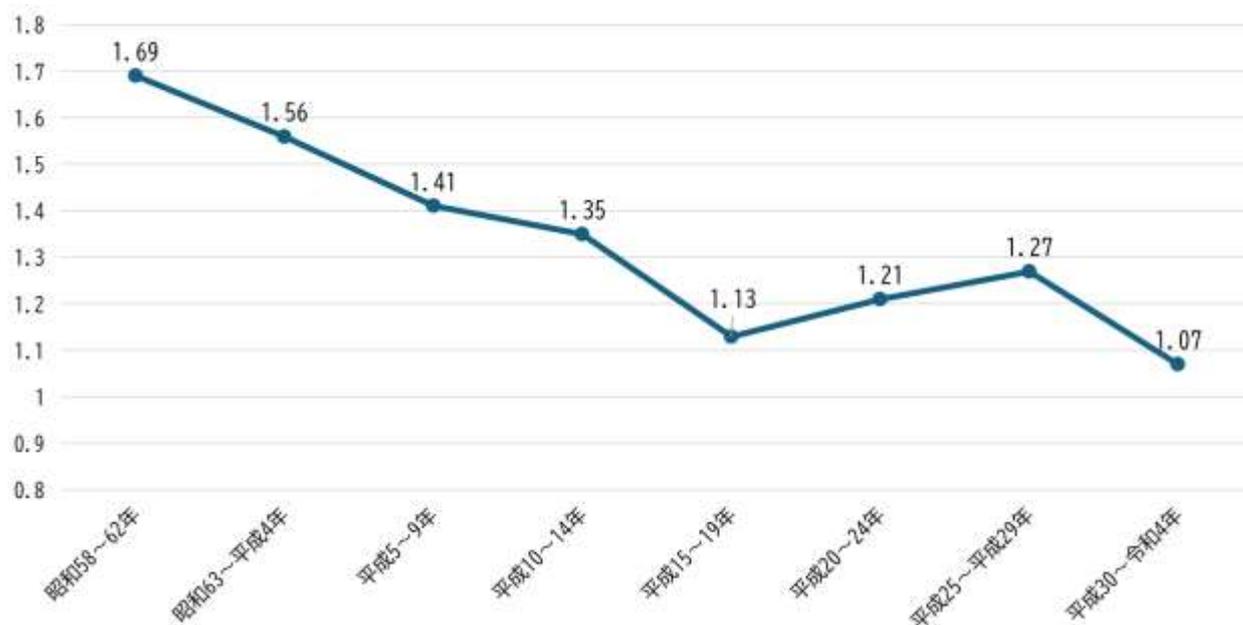


出典：総務省国勢調査2020年

⑥合計特殊出生率と出生数の推移

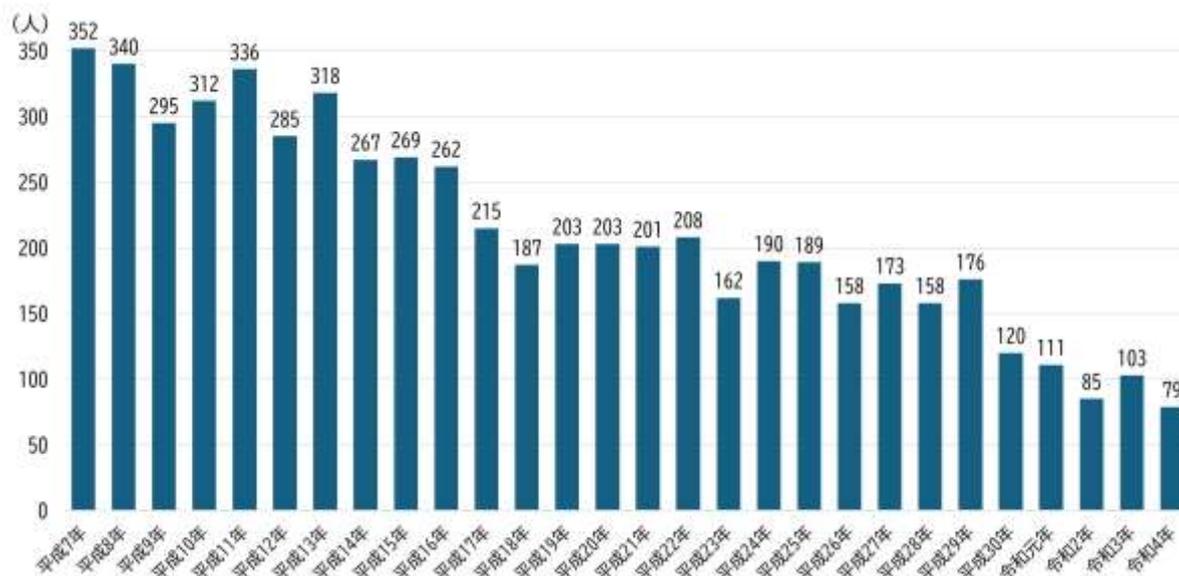
- ◆合計特殊出生率のバイズ推定値は、平成15年～19年まで下降しており、平成20～24年、平成25～29年と上昇したものの平成30～令和4年が1.07で最低値となった。
- ◆出生数は減少傾向にあり、平成中頃までは300人前後だったが令和4年は79人となっている。

合計特殊出生率バイズ推定値の推移



出典:「人口動態保健所・市区町村別統計」

出生数の推移



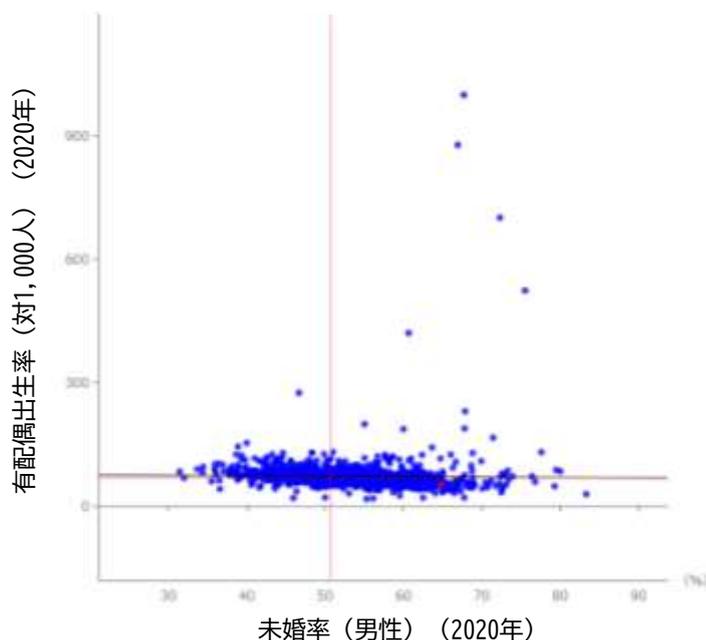
出典:「人口動態保健所・市区町村別統計」
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

⑦婚姻率と出生率

- ◆男女とも令和2(2020)年の未婚率は平均に比べて高い。
- ◆令和2(2020)年の有配偶出生率(対1,000人)は、平均に比べて低い。

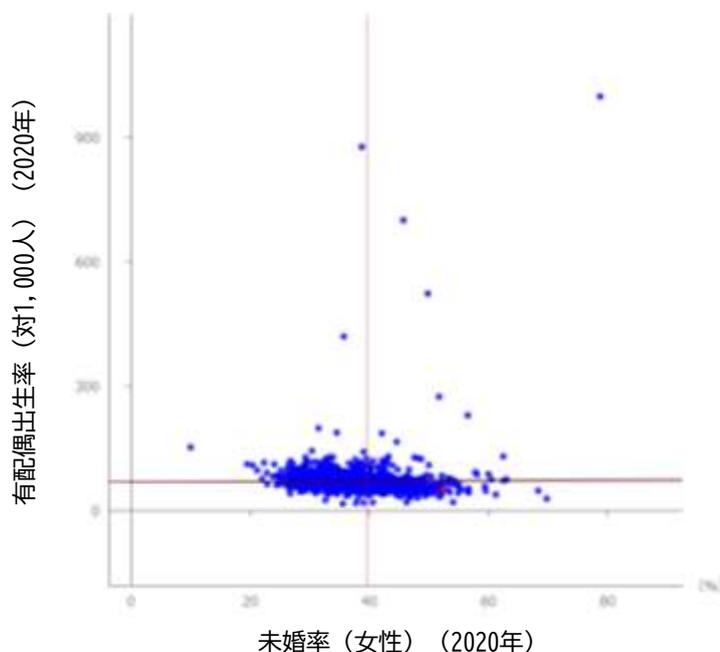
未婚率(男性)(2020年) × 有配偶出生率(対1000人)(2020年)

奈良県五條市 説明変数(X軸): 64.81 目的変数(Y軸): 52.56
 全国平均 説明変数(X軸): 50.73 目的変数(Y軸): 70.35



未婚率(女性)(2020年) × 有配偶出生率(対1000人)(2020年)

奈良県五條市 説明変数(X軸): 53.32 目的変数(Y軸): 52.56
 全国平均 説明変数(X軸): 39.52 目的変数(Y軸): 70.35



Z

出典:厚生労働省「人口動態調査」、総務省「国勢調査」
 注記:データの存在しないもの、又は集計対象数が5を下回り、表象に不適さないものは、散布図上ゼロと表示されている。

(2) 産業

1) 産業別就業者数の推移

①市内の就業者数

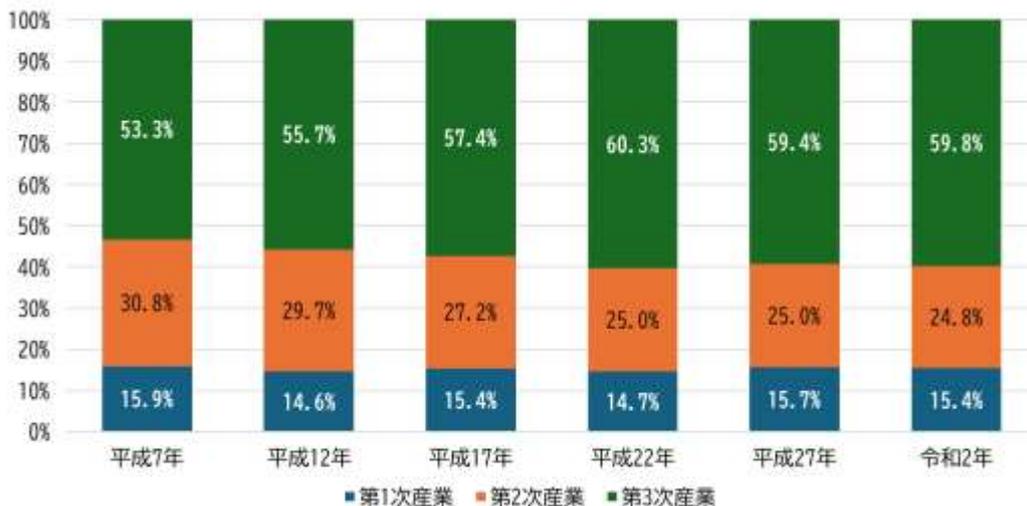
- ◆就業者数は減少傾向にあり、令和2年は10年前の84%まで減少している。
- ◆産業別就業者数の割合は、この10年で大きな変化は見られず、いずれの就業者数も減少傾向にある。

就業者数の推移



出典:総務省「国勢調査」

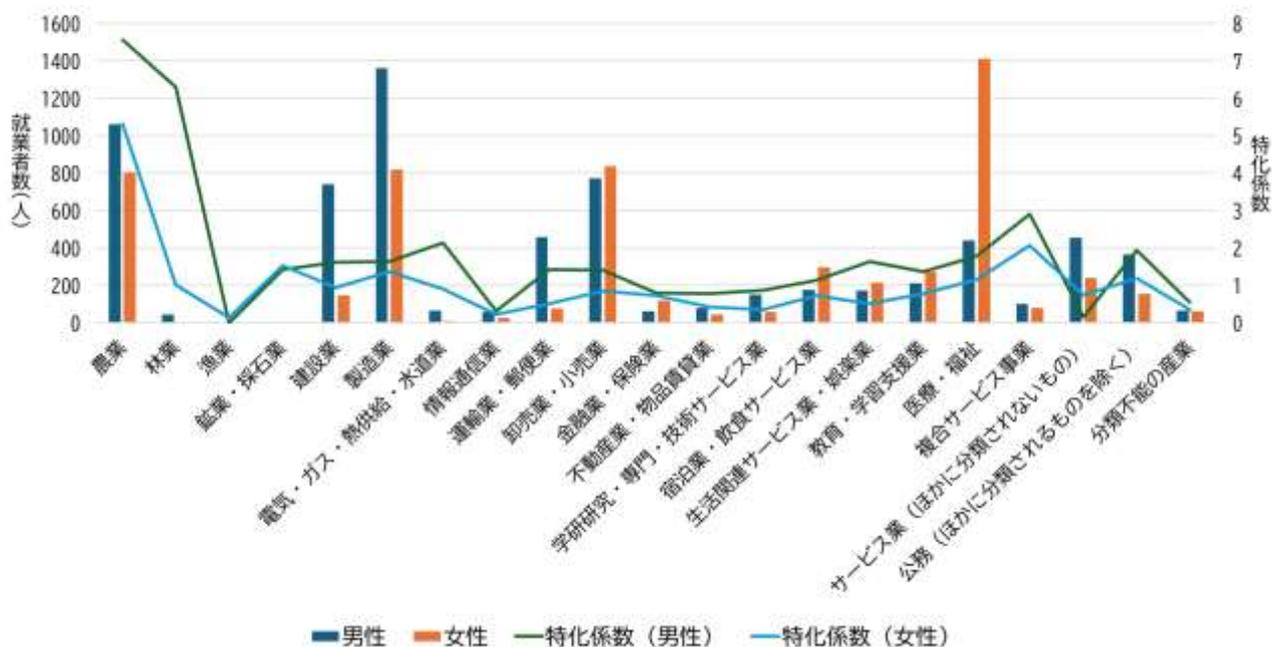
産業別就業者数の割合



出典:総務省「国勢調査」

- ◆男性の就業者数は、農業、建設業、製造業、卸売・小売業が多く、女性の就業者数は、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉が多くなっている。
- ◆特化係数は、男女ともに農業が高く、複合サービス事業も次いで高くなっている。

男女別・産業別就業者数（従業地）

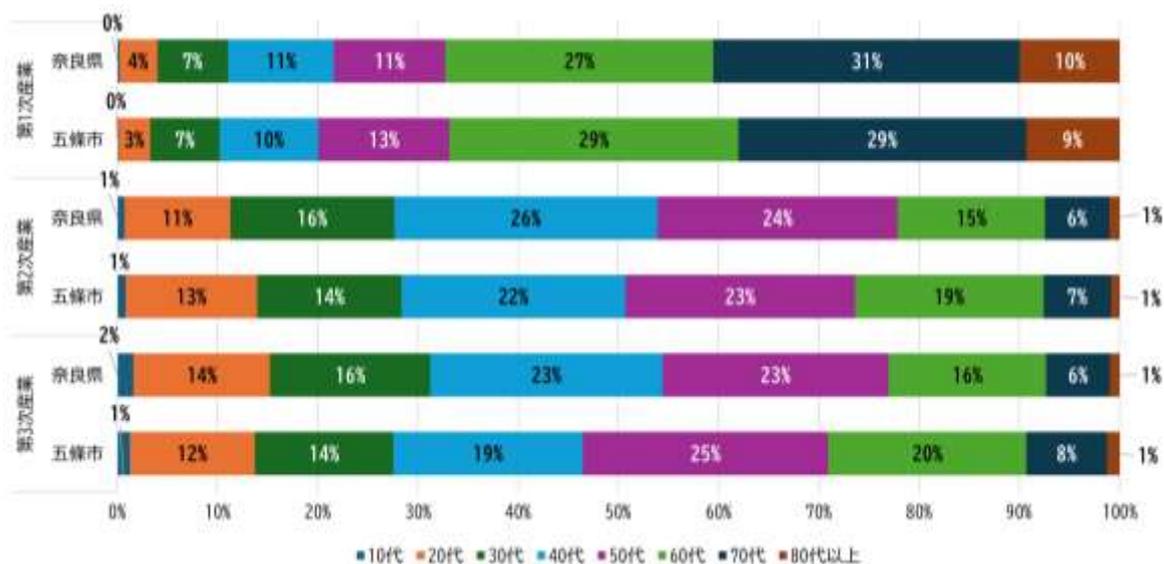


出典：総務省「国勢調査」

②市内就業者の年齢構成

- ◆第1次産業は、60歳代以上が半数を占めている。
- ◆奈良県と比べて、第2次産業、第3次産業は40歳代が少なく、60歳代が多い。

市内就業者の年齢構成



出典：総務省「国勢調査」

2) 各産業の状況

- ◆農業戸数は県の7.4%を占めるが、年間算出額は県の29%を占めている。
- ◆卸売業・小売業の事業所数は県の3%を占めるが年間商品販売額は県の1.8%にとまる。

産業の状況

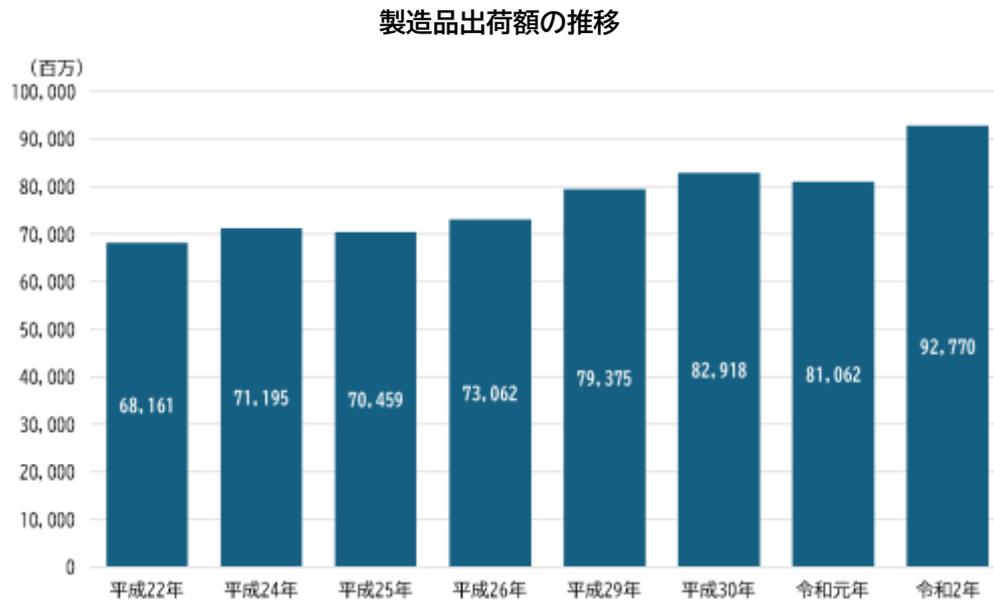
	※1 農業戸数 (戸)	※2 年間産出額 (千万円)	※1 林家戸数 (戸)	※3 製造業 (事務所数)	※3 製造品出 荷額等 (億円)	※3 卸売業 小売業 (事務所数)	※3 年間 商品販売額 (百万円)
五條市	1,629 (7.4%)	1,133 (29.0%)	518 (7.5%)	81 (5.1%)	880 (5.1%)	279 (3.0%)	32,552 (1.8%)
奈良県	21,950 (100.0%)	3,901 (100.0%)	6,927 (100.0%)	1,578 (100.0%)	17,157 (100.0%)	9,292 (100.0%)	1,786,416 (100.0%)

出典：※1 農林水産省「農業センサス」(令和2年)
 ※2 農林水産省「市町村別農業産出額推計」(令和4年)
 ※3 総務省「経済センサス」(令和3年)

3) 製造品出荷額、農業産出額などの推移

①製造品出荷額の推移

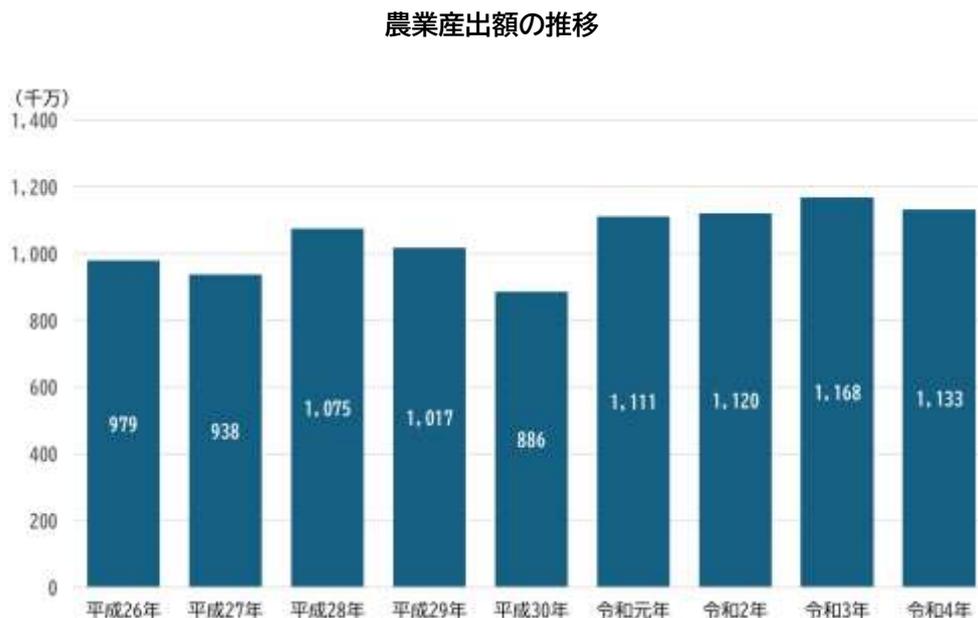
◆平成 26 年から製造品出荷額は増加傾向にあり、令和元年に一度減少するが、令和 2 年にはまた増加している。



出典:経済産業省「工業統計調査」

②農業産出額などの推移

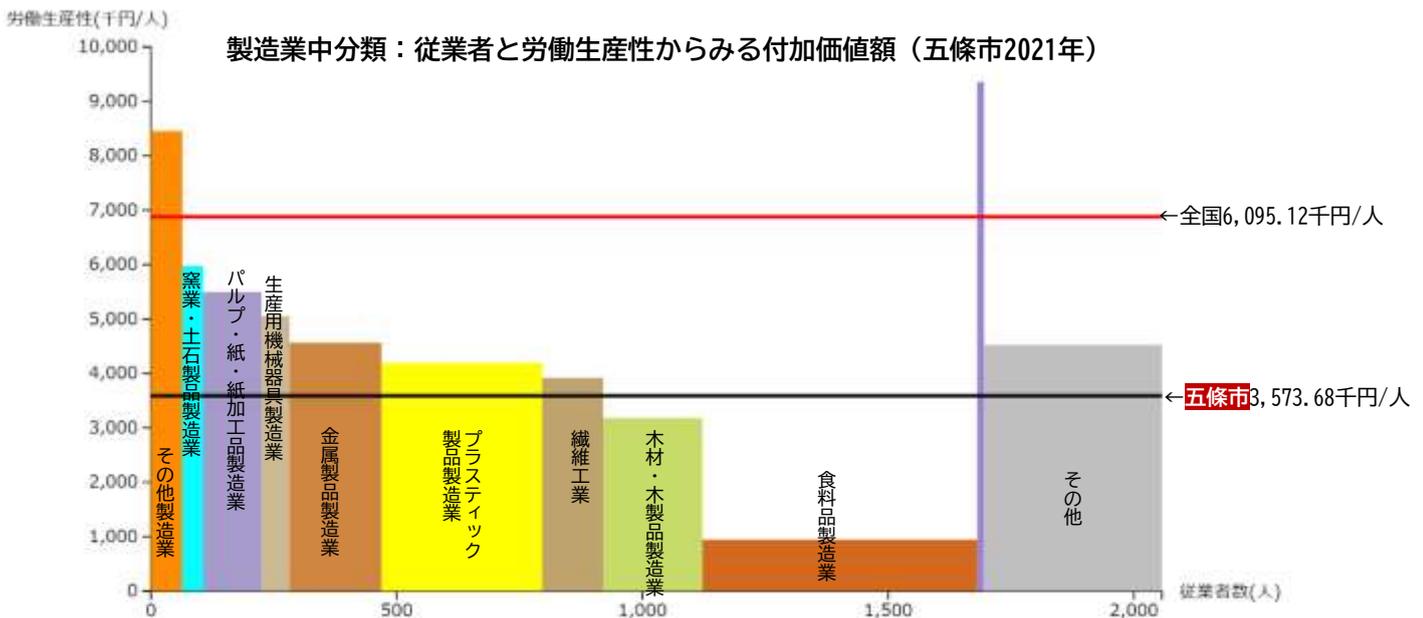
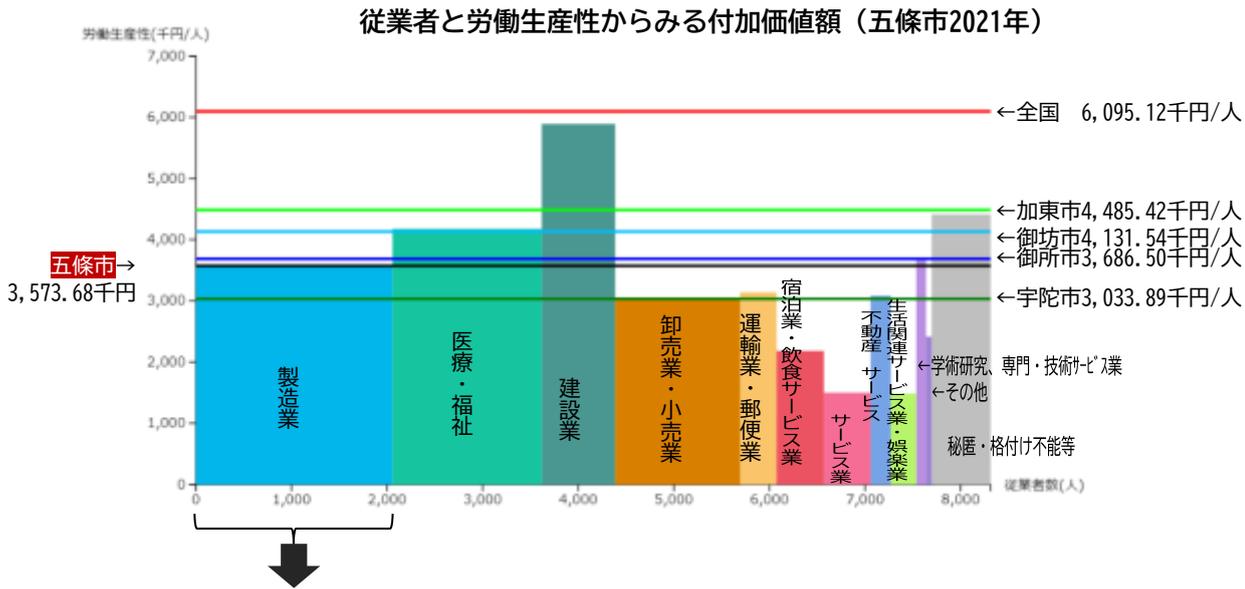
◆平成 28 年から減少傾向がみられたが、令和元年からは 110 億円以上で推移している。



出典:経済産業省「工業統計調査」

③産業の付加価値額（労働生産性×従業員数）

- ◆労働生産性が全国平均よりも約2,500千円/人低い。
- ◆類似都市では従業員数の多い製造業の労働生産性が高いことで全体を押し上げていることがわかる。（五條市の製造業の詳細をみると、食料品製造業は多くの従業員を雇用しているが、労働生産性が低い）。



出典：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」再編加工

【注記】

従業員とは、当該企業、事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。
 付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課（費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費）
 費用総額：売上（収入）金額に対応する費用。

なお、「金融業、保険業」の会社及び会社以外の法人は経常費用としている。
 売上原価：売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額。
 労働生産性は「付加価値額」÷「従業員数」で算出している。

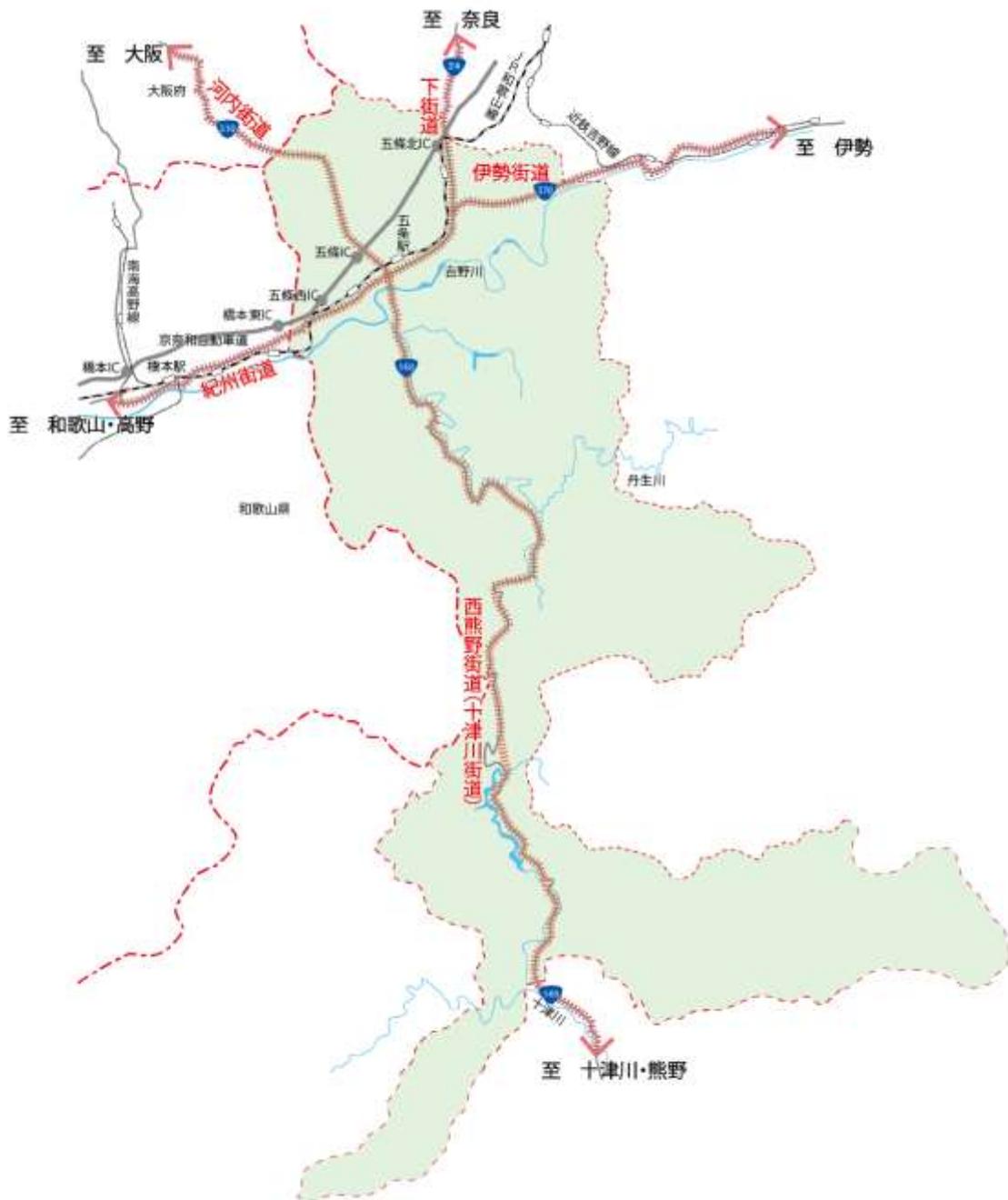
(3) 市の特性

1) 広域的位置・交通

五條市は、紀伊半島のほぼ中心に位置し、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と街道を通してつながりを有してきました。

広域的な幹線道路として、国道 24 号、168 号、310 号、370 号が通るほか、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道が一部供用されました。

鉄道は、JR 和歌山線により大阪市、奈良市、和歌山市の各方面へと結ばれています。



2) 自然

本市北部は金剛生駒紀泉国定公園、東部は吉野熊野国立公園に指定されています。

四季折々の美しい姿を醸し出す山々、吉野川、熊野川等の清らかな水が流れる河川等、恵まれた自然環境を有しています。

3) 地形

本市北部は、金剛山の麓、丘陵に囲まれた田園地帯が広がり、南部は山あいの果樹栽培地から次第に森林に囲まれた山岳地帯へと続きます。

水系は天辻峠を境に北部は紀ノ川水系に、南部は新宮川水系に属する等広大な市域にあって、自然条件に多様性を有しています。

地質は、西南日本の中軸部には中央構造線と呼ばれる長大な断層線が日本列島の長軸方向に沿って走っており、奈良県内ではこの線が吉野川の北方をほぼ東西の方向で通過しているため、その外側（太平洋側）に相当する吉野郡地域は地質構造上西南日本外帯と称される部分に属しています。本市付近の地質を見てみると、段丘性堆積物が発達し、また吉野川に沿った低地部では沖積層が発達し、未固結の礫・砂・泥からなっています。

4) 気候

本市北部は比較的温暖であるのに対して、南部は標高が高いため、夏季でも冷涼な気候となっています。降水量は夏季に多く、9月の台風と6、7月の梅雨期に特に多くなっています。南部地域では冬季は寒冷で、山地では降雪となる場合が多く、東南の山地に進むに従って降雪量が一般に多くなっています。

5) 歴史・資源

①古代、南北朝時代からの史跡など数多くの貴重な歴史的資源

奈良時代に建立された国宝八角堂のある榮山寺をはじめとした神社仏閣等、南朝ゆかりの賀名生皇居跡、北畠親房公の墳墓、大塔宮遺跡などの史跡、古墳等の貴重な歴史資源が数多く分布しています。

江戸時代には、市の中心部に幕府の代官所が設置されるなど、このころから南部地域の政治的中心地としての役割を果たしてきました。

本市は、明治維新のさきがけとなった天誅組義拳の地であり、明治維新発祥の地としての歴史を有しています。

旧紀州街道筋の五條新町には江戸時代からの古い町並みが残り、往時の面影を今に伝えています。平成 22 年には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、町並み保存の取組を推進しています。

②伝統行事

国の重要無形民俗文化財である^{だだどう}陀々堂の鬼はしりや阪本踊り、篠原おどり、^{そなたに}惣谷狂言、^{だけ}岳祭りなど、生活に根付いた伝統行事があります。

③世界遺産「大峯奥駈道」

吉野と熊野を結ぶ「大峯奥駈道」を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」は、平成 16 年に世界遺産として登録されました。

④幻の五新鉄道

明治末期、五條市から十津川村をつたい新宮市までを結ぶ「五新鉄道」の建設熱が高まりました。

昭和 12 年から着工され、吉野川横断の橋脚、^{おがす}生子トンネルの貫通まで至りましたが、太平洋戦争が始まり資材不足等の理由で、工事は中断されました。戦後、工事が再開され、昭和 34 年に五條－城戸間の路盤工事が完成し、軌道敷設等の工事を残すのみとなりましたが、経済社会情勢等の変化によって、五新鉄道の夢は叶うことなく中断されました。

現在は、五新鉄道の新たな活用に向けて検討が進められており、平成 29 年には、西吉野町で「未成線」をテーマとした全国初のサミットが開催され、全国各地から 6 つの未成線団体が集まりました。

(4) 財政

1) 歳入の状況

◆令和4年度決算では222億円で平成18年以降17年ぶりに220億円を上回っており、近年に比べて国・県支出金が約45億円と多く、地方債は約27億円で抑えられている。

歳入の推移

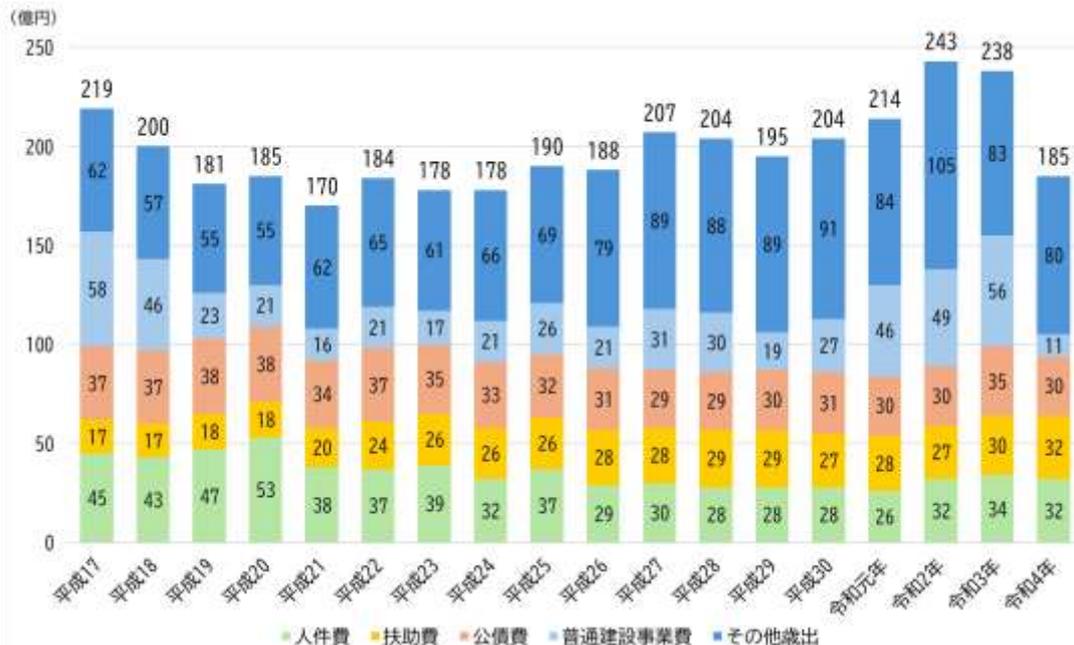


2) 歳出の状況

出典：総務省「市町村別決算状況調」

◆歳出総額は、令和4年決算で約185億円でここ数年に比べ少なくなっており、近年の歳出を押し上げていた普通建設事業費の減少が大きく影響している。

歳出の推移



3) 扶助費及び投資的経費の推移

- ◆扶助費(社会保障関係の経費等)が増加傾向にあり、令和4年には約 32.2 億円となっている。
- ◆投資的経費のうち普通建設事業費(公共施設整備費など)が、令和元年から令和3年にかけて新庁舎建設もあり多くなっており、令和4年には約 10.5 億円まで下がっている。

扶助費及び投資的経費（のうち普通建設事業費）の推移

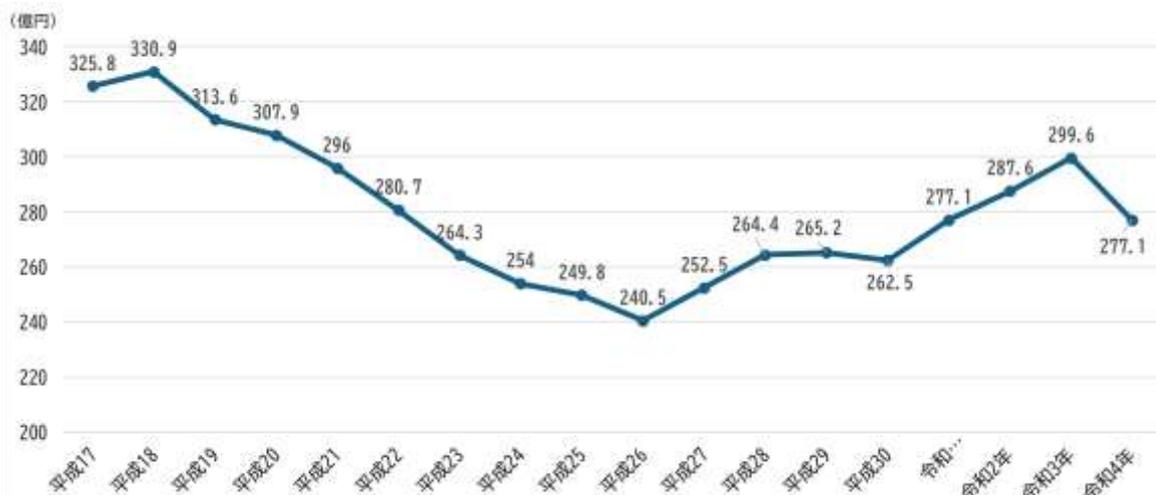


出典:総務省「市町村別決算状況調」

4) 市債残高の推移

- ◆市債残高(公共施設整備などを行うための借金残高)は、平成 18 年から下降していたが、平成 26 年以降は上昇傾向にあり、令和3年約 299.6 億円をピークに、令和4年では約 277.1 億円と減少している。

市債残高の推移



出典:総務省「市町村別決算状況調」

5) 財政指標の推移

- ◆財政力指数は、平成 23 年度以降 0.36 から 0.34 ほどで概ね同じ値で推移している。
- ◆経常収支比率は、平成 30 年度には 103.2%まで上昇したがその後改善傾向にあり、令和 3 年には 90.7%、令和 4 年度には若干増加して 92.7%となった。
- ◆実質公債費比率は、平成 20 年度の 20.1%をピークに、令和 4 年度は 9.6%と資金繰りは改善傾向にある。
- ◆将来負担比率は、令和 4 年度時点で 99.4%であり、将来的な債務負担は改善傾向にある。



- 財政力指数** 交付税算定上の理論的な収入を収支で除した値で、過去 3 年間の平均を求めたもの。数値が高いほど自治体運営に余裕があり、1 を超えると普通交付税の不交付団体となる。
- 経常収支比率** 毎年度経常的に収入される市税などに対する、毎年度経常的に支出される人件費・扶助費・公債費等の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。
- 実質公債費比率** 自治体の財政規模に対する公債費等の割合の過去 3 年間の平均値。25%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。
- 将来負担比率** 自治体の財政規模に対する市債残高等の割合。市町村では 350%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。

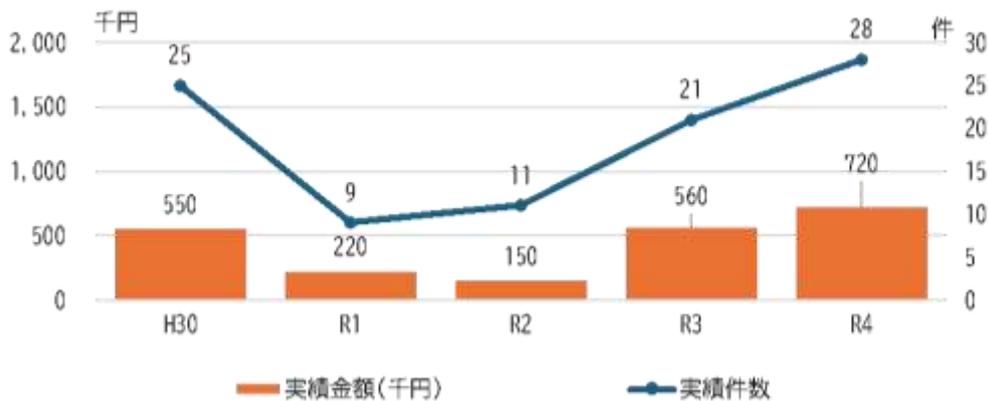
6) ふるさと納税の状況

- ◆ふるさと納税実績は利用件数、金額ともに令和2年から令和3年に大きくのび、1.3億円を超え、その後も増加傾向がみられる。
- ◆ふるさと納税返礼品のうち、現地を訪れる体験型の返礼品の希望は、コロナウイルス感染症の影響もあり令和元年、令和2年は大幅に落ち込み、その後緩やかに上昇している。

ふるさと納税実績推移



ふるさと納税（体験型返礼品）実績推移

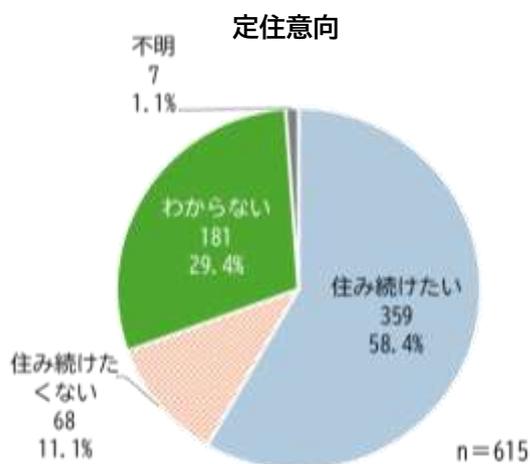


第5章 市民ニーズの総括

(1) 定住意向

1) 居住意向

- ◆「住みたい」の回答が58.4%と最も多い。
- ◆年齢別で見ると、若い世代においては「住みたくない」の割合が他の世代に比べて高くなっている。



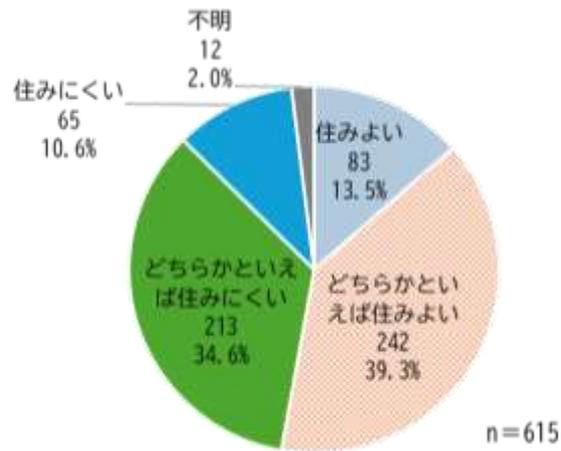
	調査数	住みたい	住みたくない	わからない	不明
合計	615	359	68	181	7
	100%	58.4%	11.1%	29.4%	1.1%
10歳代	13	3	4	6	0
	100%	23.1%	30.8%	46.2%	0%
20歳代	54	17	14	23	0
	100%	31.5%	25.9%	42.6%	0%
30歳代	59	23	10	26	0
	100%	39.0%	16.9%	44.1%	0%
40歳代	75	40	4	31	0
	100%	53.3%	5.3%	41.3%	0.0%
50歳代	75	40	4	31	0
	100%	53.3%	13.1%	32.0%	1.6%
60歳代	149	98	13	37	1
	100%	65.8%	8.7%	24.8%	0.7%
70歳代以上	135	109	6	17	3
	100%	80.7%	4.4%	12.6%	2.2%
不明	8	4	1	2	1
	100%	50.0%	12.5%	25.0%	12.5%

出典:五條市ビジョン市民アンケート調査(令和元年8月実施)

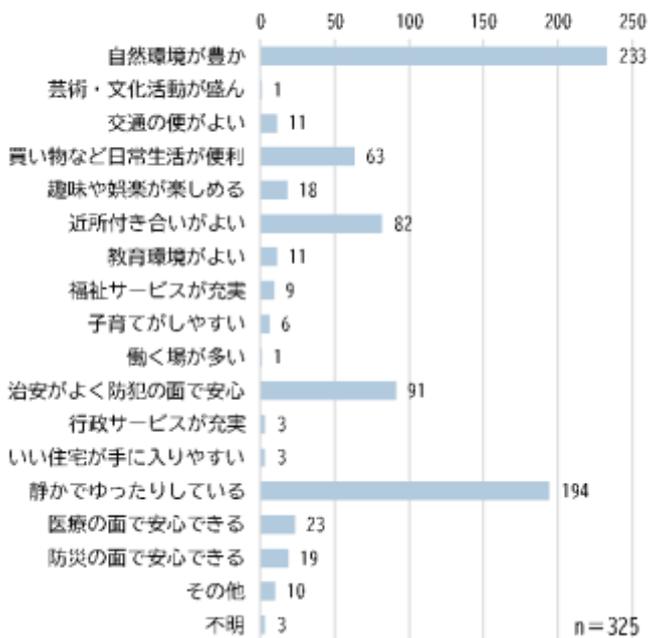
2) 住みよさ・住みにくさ

- ◆「住みよい」が13.5%、「どちらかといえば住みよい」39.3%を合わせると、52.8%が住みやすいと回答している。
- ◆住みよい理由としては「自然環境が豊か」「静かでゆったりしている」が多く、住みにくい理由としては「交通の便が悪い」「買い物など日常生活が不便」が多くなっている。

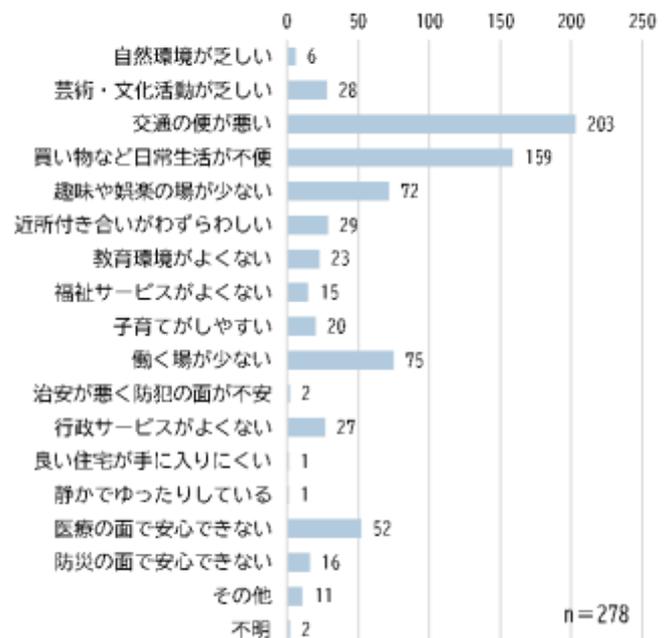
住みやすさ



住みよい理由



住みにくい理由



出典:五條市ビジョンアンケート調査(令和元年8月実施)

(2) 結婚・出産・子育ての希望をかなえるに関する市民意向

1) 結婚・出産・子育ての支援

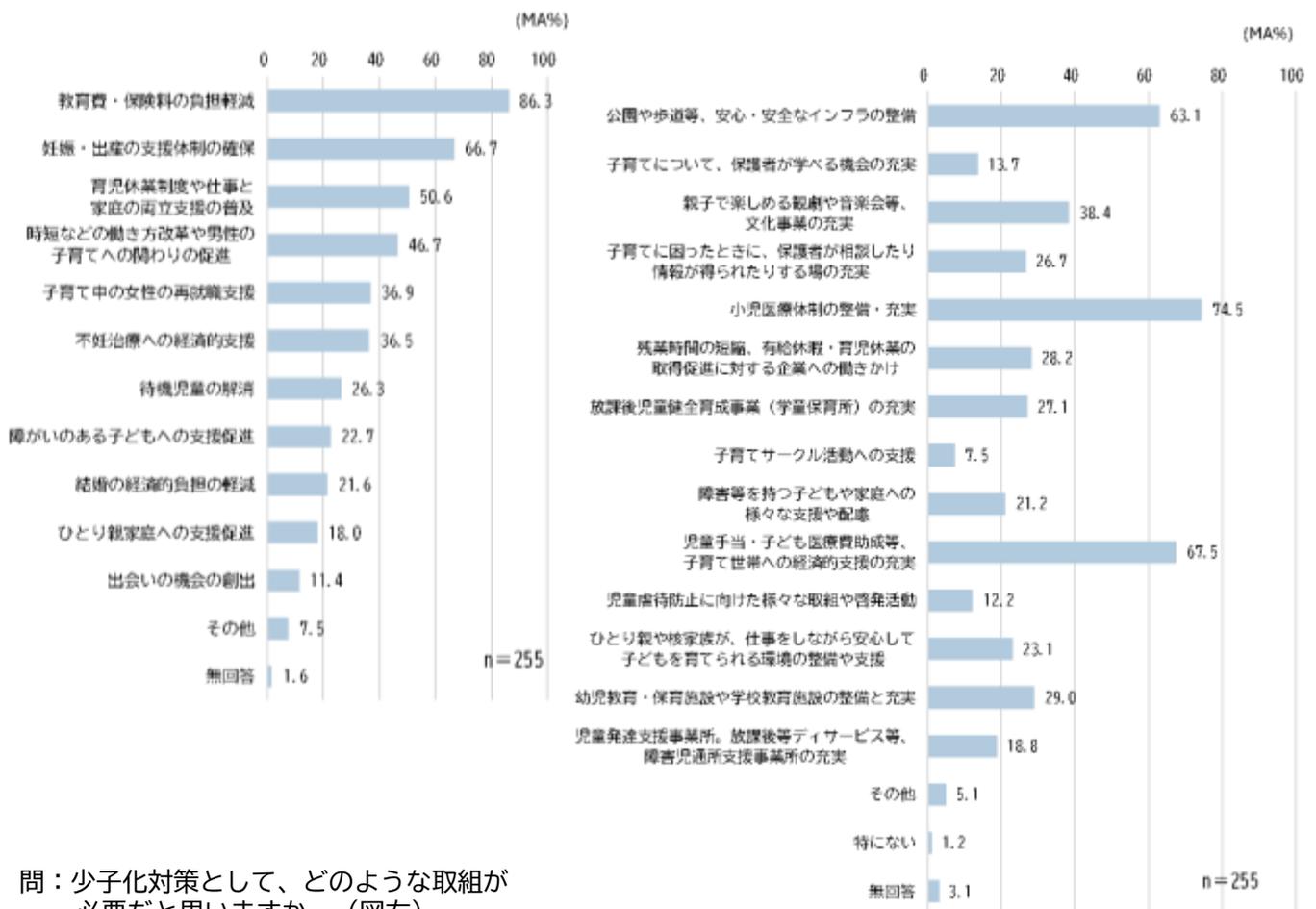
① 少子化対策、子育て支援について

◆未就学児童の保護者アンケートでは、少子化対策で必要と思われる取組は「教育費・保険料の負担軽減」が86.3%、「育児休業制度や仕事と家庭の両立支援の普及」が50.6%となっている。

◆充実を図ってほしい子育て支援では、「小児科医療体制の整備」が74.5%、次いで「児童手当・子ども医療費助成等、子育て世帯への経済的支援の充実」が67.5%、「公園や歩道等、安心・安全なインフラ整備」が63.1%となっている。

未就学児童保護者

少子化対策で必要と思われる取組（図左） / 充実を図ってほしい子育て支援（図右）



問：少子化対策として、どのような取組が必要だと思いますか。（図左）

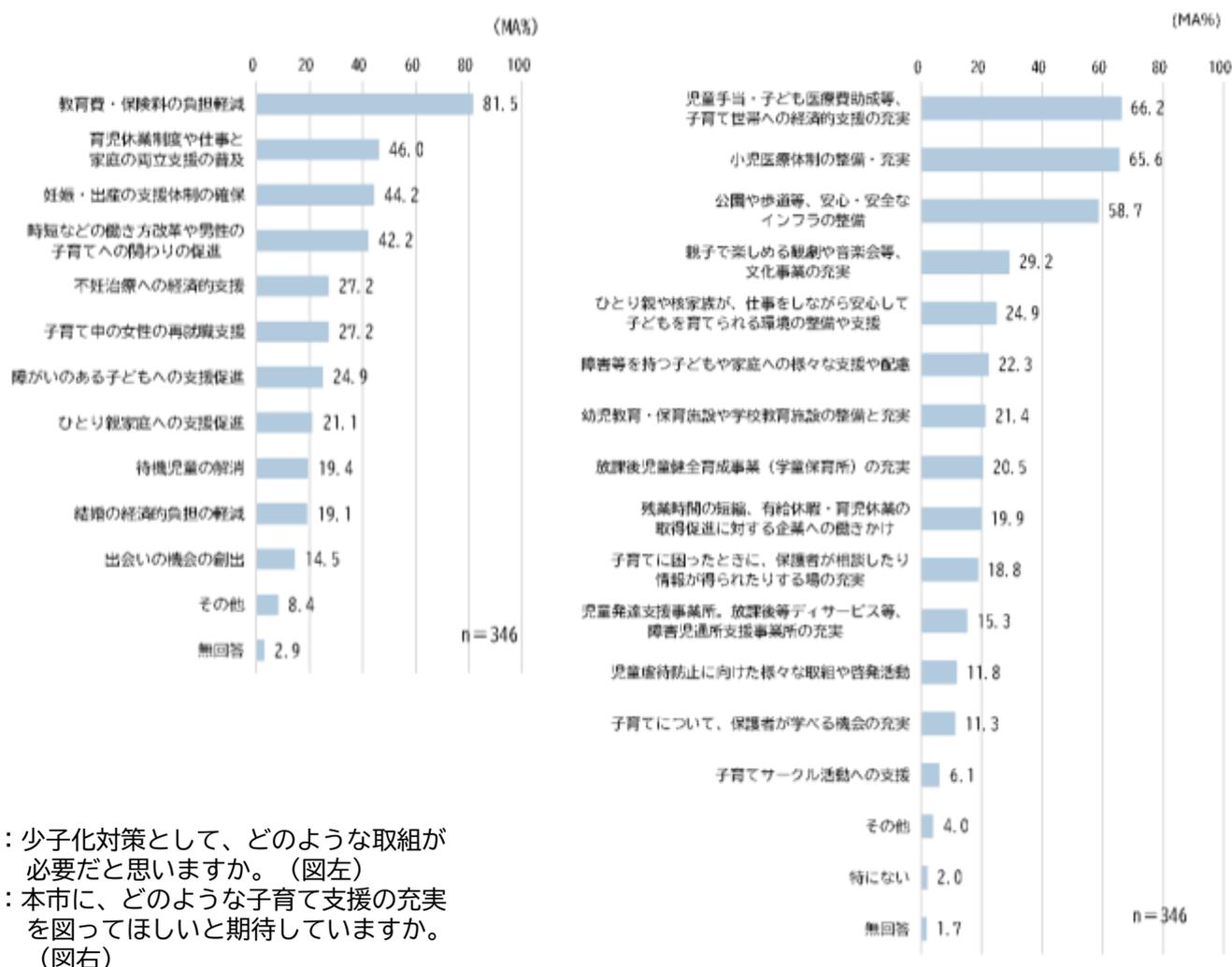
問：本市に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。（図右）

出典：子育て支援に関するアンケート調査、未就学児童保護者調査、小学生児童保護者調査 令和6年3月

- ◆小学生児童保護者では、少子化対策として必要と思われる取り組みは、「教育費・保険料の負担軽減」が 81.5%、次いで「育児休業制度や家庭の両立支援の普及」が 46%となっている。
- ◆同アンケートの充実を図ってほしい子育て支援の質問では、「児童手当・子ども医療費助成等、子育て世帯への経済的支援の充実」が 66.2%を占めている。
- ◆未就学児童保護者、小学生児童保護者どちらのアンケートとも、子育て支援として、金銭面での負担の軽減や支援の充実を求める回答が多かった。

小学生児童保護者

少子化対策で必要と思われる取組（図左） / 充実を図ってほしい子育て支援（図右）



問：少子化対策として、どのような取組が必要だと思いますか。（図左）

問：本市に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。（図右）

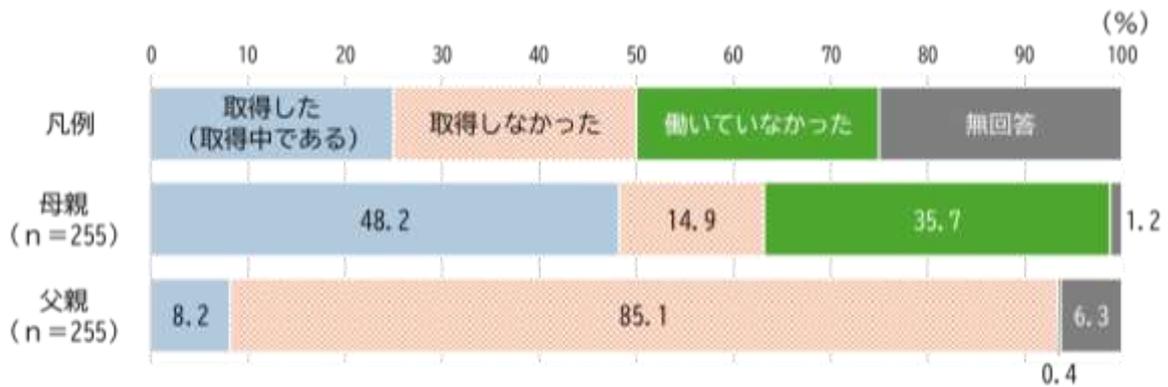
出典：子育て支援に関するアンケート調査、未就学児童保護者調査、小学生児童保護者調査
令和6年3月

2) 仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり

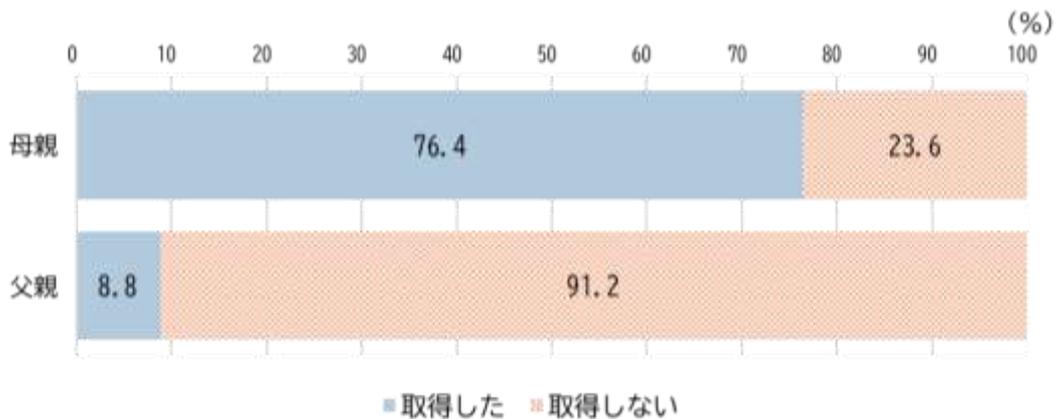
①育児休業所得率について

- ◆育児休業を「取得した」と回答した人は全体で、母親48.2%、父親8.2%となっている。
「働いていなかった」と「無回答」を除く、「取得した」と「取得しなかった」のみで計算した場合の所得率は、母親76.4%、父親8.8%となる。
- ◆全国(令和4年度雇用均等基本調査, 厚生労働省, 令和4年10月)では、母80.2%、父親が17.13%となっており、五條市は全国に比べると、母親父親ともに取得率が低い状態である。

問：お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。



育児休業所得率 ※「働いていなかった」と「無回答を除く」

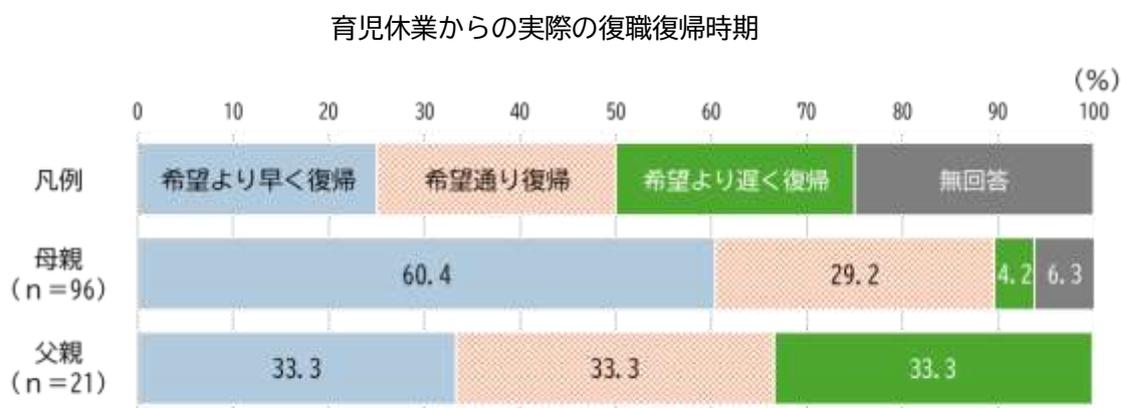


出典：子育て支援に関するアンケート調査、未就学児童保護者調査 令和6年3月

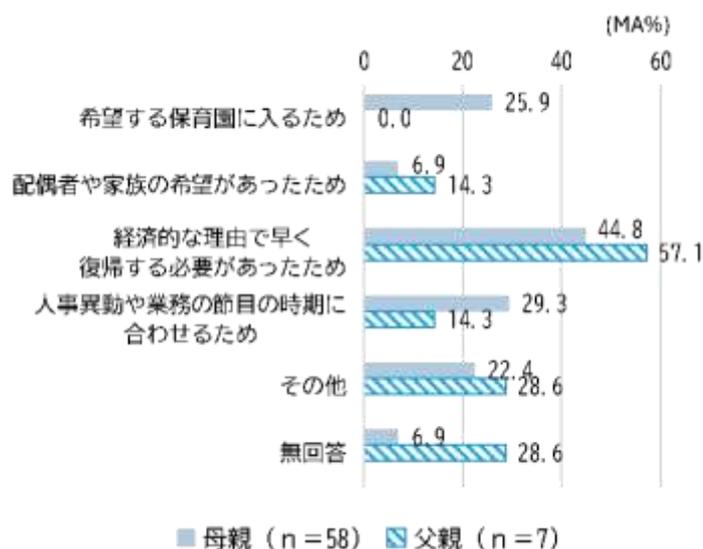
②育児休業からの復帰について

- ◆育児休業を所得した後、職場復帰の時期は「希望より早く復帰」が60.4%と半分以上を占めている。
- ◆「希望より早く復帰」と回答した人の理由では、一番多いのは「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」で、父親が57.1%、母親が44.8%となっている。

問：希望の時期に職場復帰しなかった理由を、以下の選択肢からご記入ください。



希望より早く復帰した理由



出典：子育て支援に関するアンケート調査、未就学児童保護者調査 令和6年3月

③短時間勤務制度利用の有無について

- ◆復帰した人の、その後の短時間勤務制度の利用の有無について、母親は、「利用した」が43.8%で、「利用したかったが利用しなかった(利用できなかった)」は25.0%となっている。父親は、利用した人はおらず、「利用したかったが利用しなかった(利用できなかった)」が9.5%となっている。
- ◆「利用したかったが利用しなかった(利用できなかった)」と回答した人の理由については、母親は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が45.8%で最も多く、次いで「短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に厳しくなる」が29.2%となっている。「短時間勤務制度を利用できることを知らなかった」も29.2%となっている。

問：育児休業からの職場復帰には、短時間勤務制度を利用したか

【短時間勤務制度の利用有無】



【短時間勤務制度を利用しなかった理由】



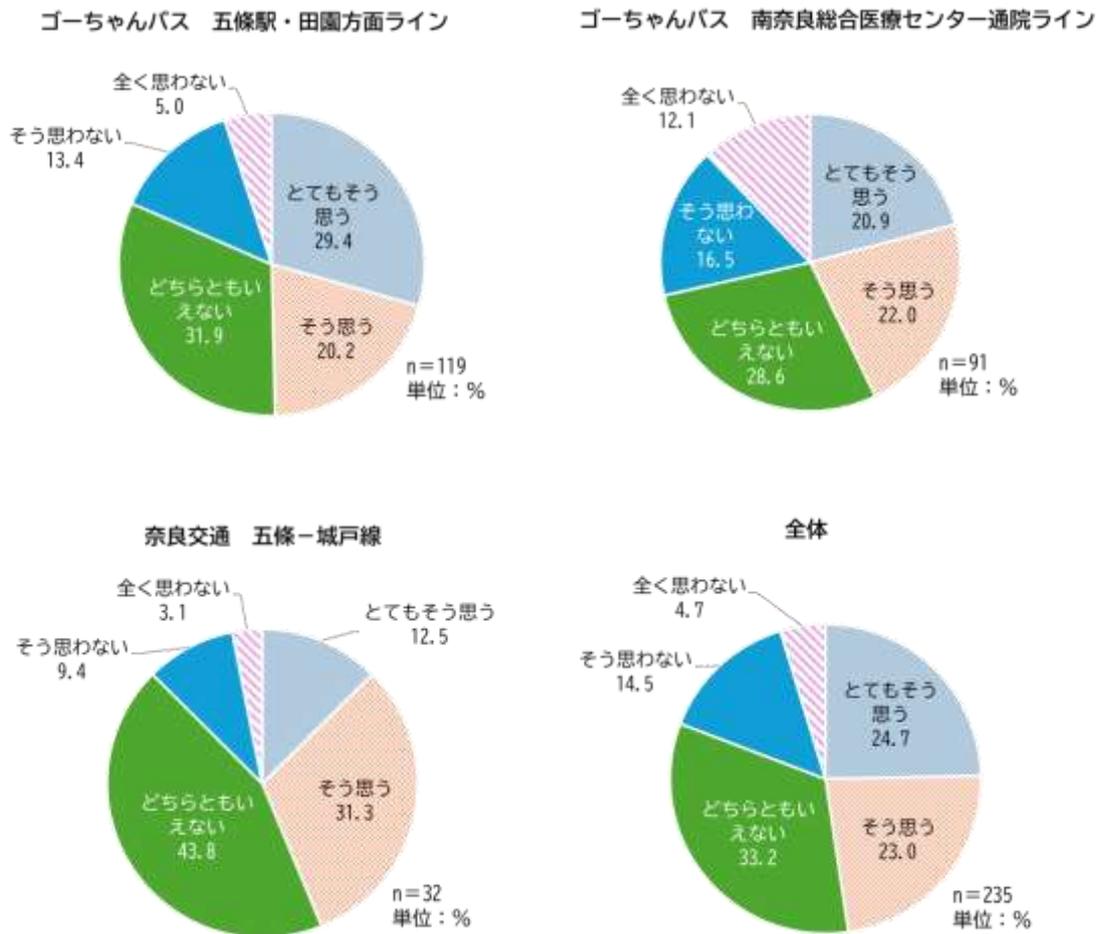
出典：子育て支援に関するアンケート調査、
未就学児童保護者調査
令和6年3月

(3) 魅力的な地域をつくるに関する市民意向

1) 地域交通について

① ゴーちゃんバスのダイヤ改正について

◆ 現行のダイヤについて改善してほしいところがあるかに対し、五条駅・田園方面ラインでは「とてもそう思う」、「そう思う」が合わせて 49.6% となっており、ほかの2ラインも同様であり、全体でも 47.7% が改善してほしいところがあると答えている。記述意見には JR 五条駅との接続についての意見が多くみられた。



問：現行のダイヤについて、改善してほしいところがあるか。

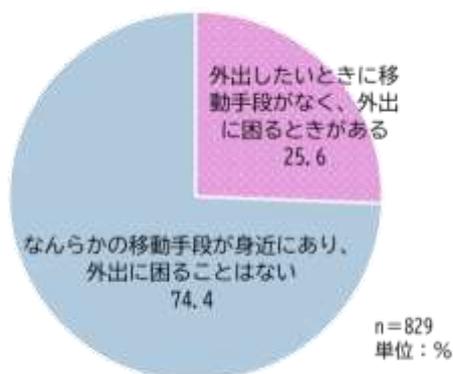
出典：市内運行バス利用者に対するニーズ調査 令和5年9月

②移動手段（クルマや公共交通など）の利便性が原因で外出に困ること

- ◆「外出したいときに移動手段がなく、外出に困ることがある」が約 26%となっている。
- ◆地域別にみると、旧西吉野村域で、「外出したいときに移動手段がなく、外出に困ることがある」回答者が約 31%となっており、ほかの地域に比べ、高くなっている。

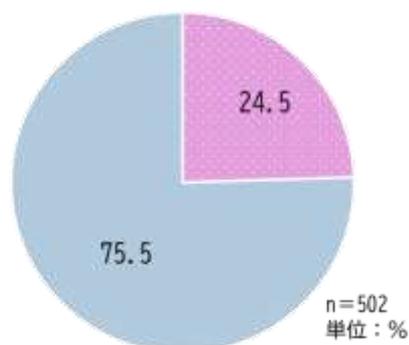
移動手段（クルマや公共交通など）の利便性を原因とする外出への影響

全体



地域別

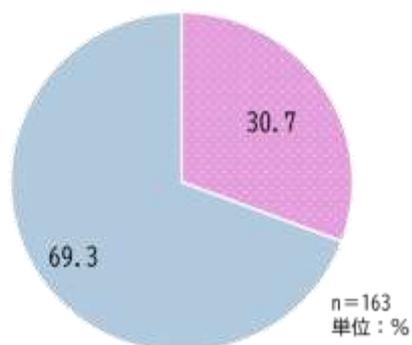
吉野川以北



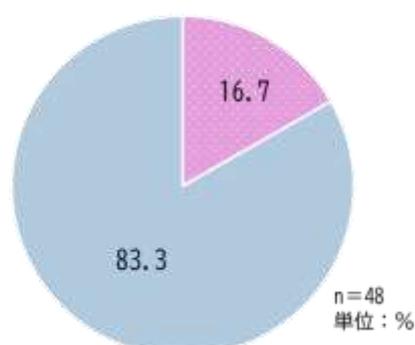
吉野川以南



旧 西吉野村域



旧 大塔村域

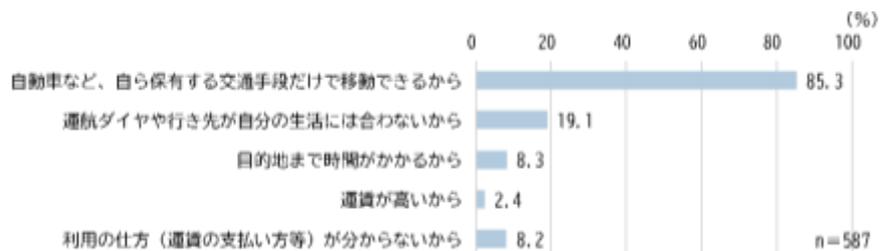


出典：五條市民の移動に関するアンケート調査
令和5年 11月

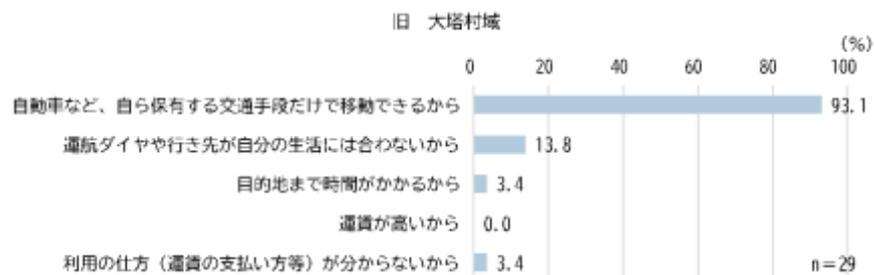
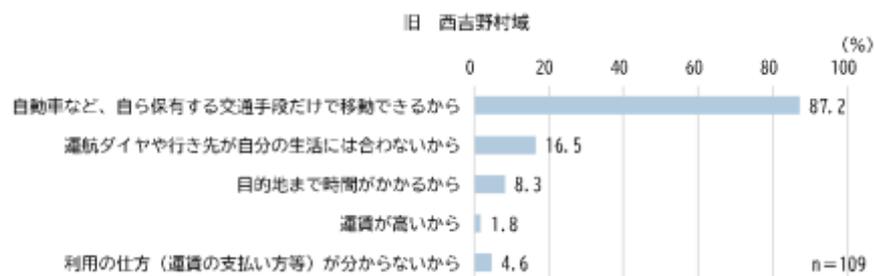
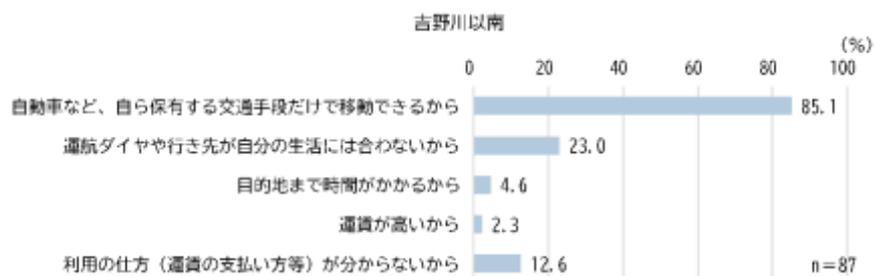
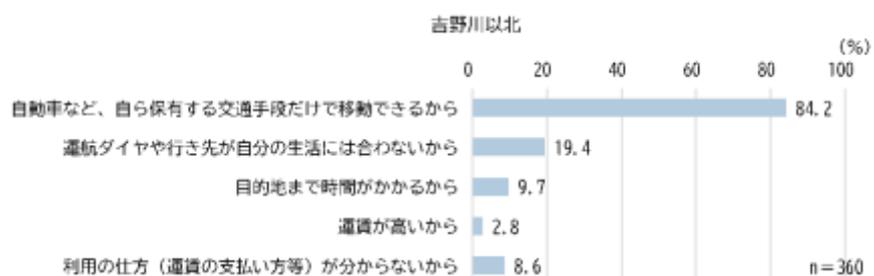
③バスやゴーちゃんタクシーを利用しない理由

- ◆認知度は、どの地域にも 80%以上みられる。
- ◆「自動車など、自ら保有する交通手段だけで移動できるから」以外の利用しない理由として、どの地域でも 20%近くが「運航ダイヤや行き先が自分の生活には合わないから」と回答している。

全体



地域別



出典:五條市民の移動に関するアンケート調査
令和5年 11月

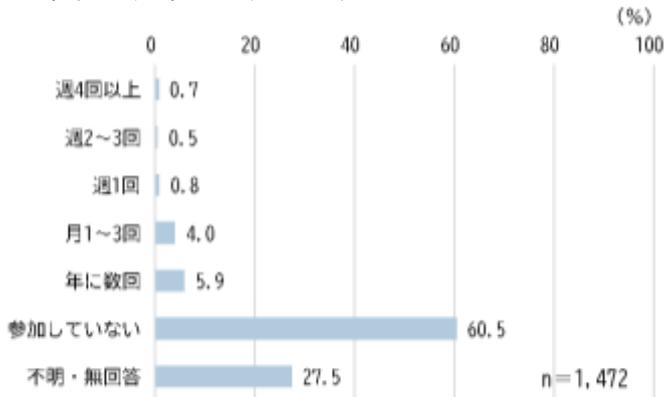
2) 地域コミュニティ活性化

①地域での活動について

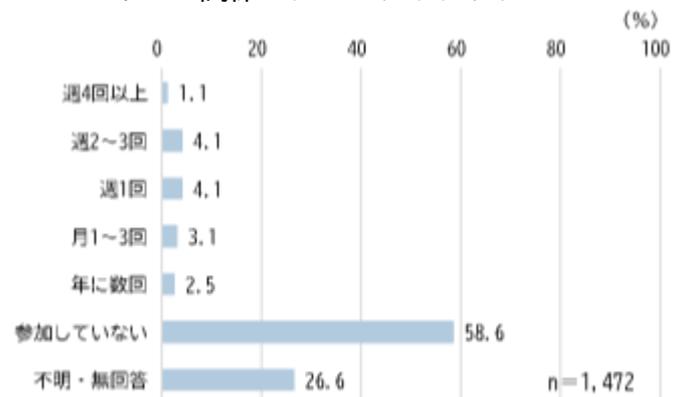
◆65歳以上の方を対象とした、介護保険事業計画に係るアンケートでは、地域での活動についてどの活動も「参加していない」と回答した人が多く、町内会・自治会は「年に数回」と回答した人が34.6%となっている。

問：以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

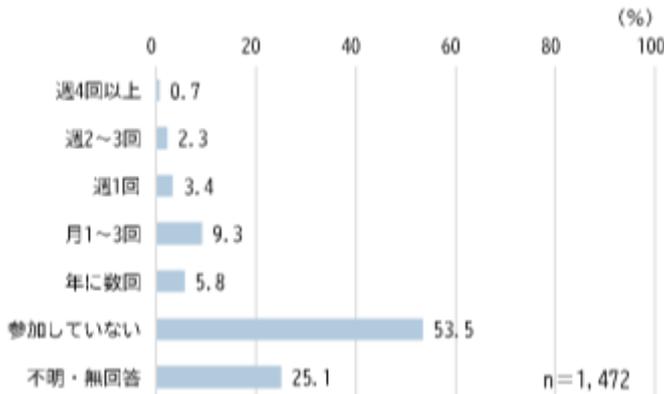
1 ボランティアのグループ



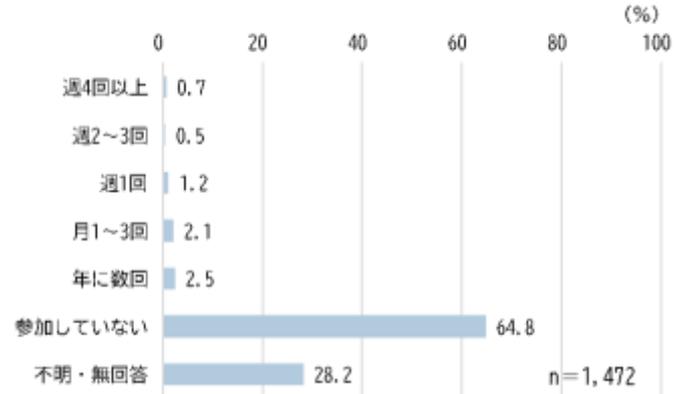
2 スポーツ関係のグループやクラブ



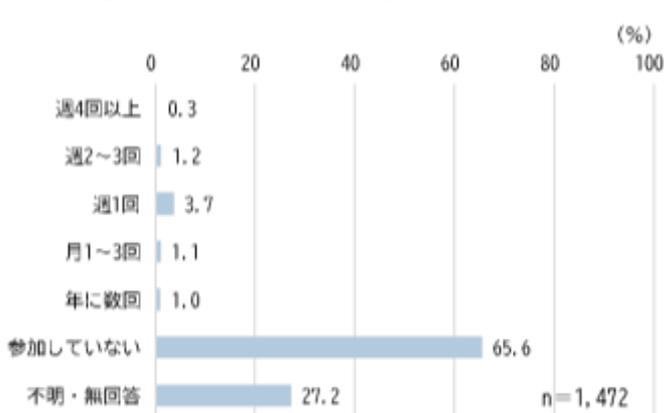
3 趣味関係のグループ



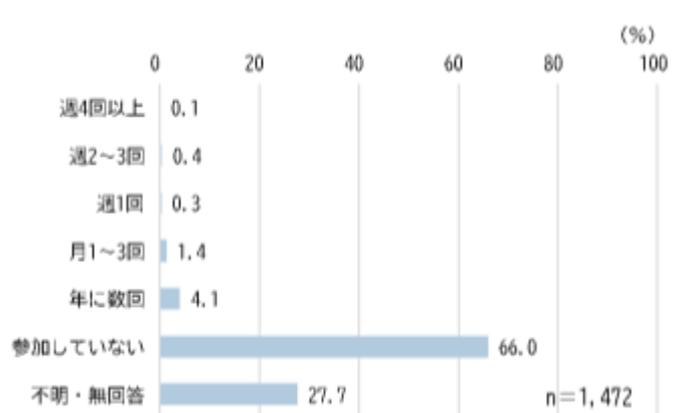
4 学習・教養サークル



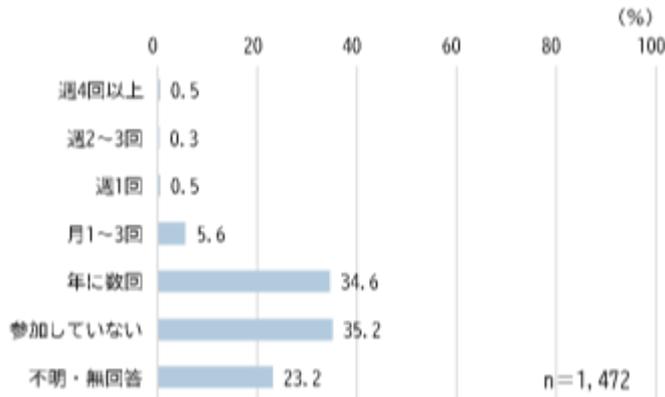
5 介護予防のための通いの場



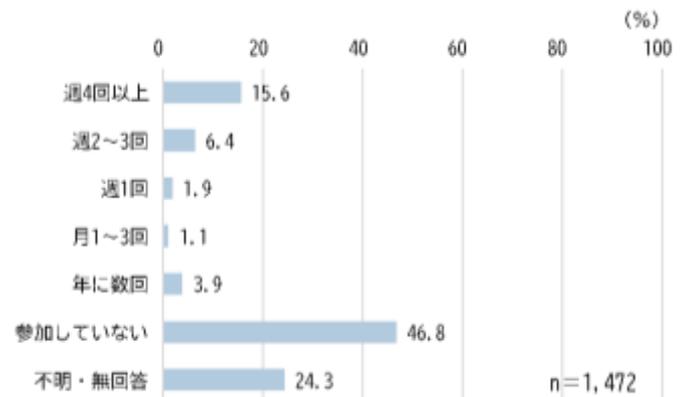
6 老人クラブ



7 町内会・自治会



8 収入のある仕事

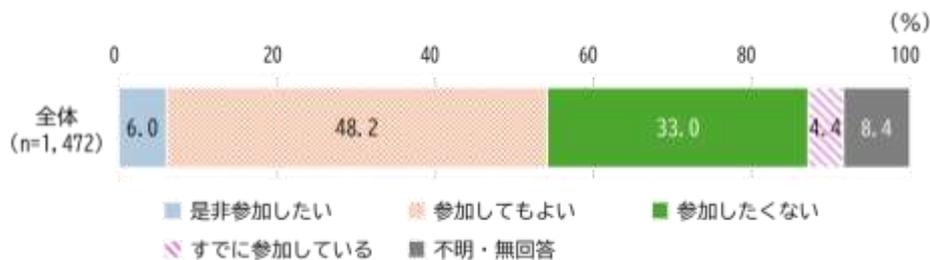


出典:五條市第9期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査 令和5年3月

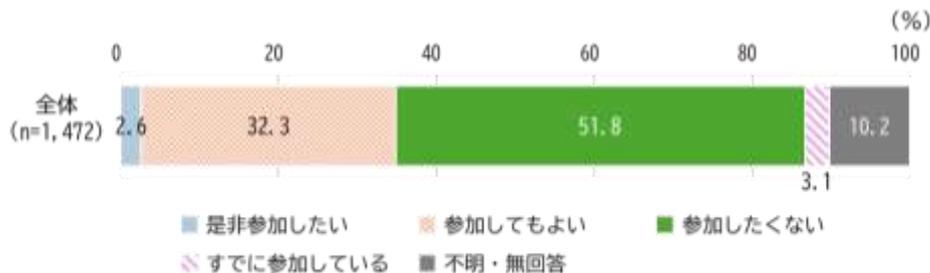
② 地域づくりへの参加意向について

- ◆参加者として「是非参加したい」、「参加してもよい」が、54.2%と半数を超えている。
- ◆お世話役として「是非参加したい」、「参加してもよい」と回答した人は、34.9%となっている。

問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



出典:五條市第9期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査 令和5年3月

II 基本構想

第6章 五條市ビジョン策定に際しての課題認識

(1) 課題の柱

前章で整理した社会動向や本市の概況等を踏まえ、五條市ビジョン策定に際しての課題認識を整理します。

社会動向

- 人口減少と少子高齢化
- 市民ニーズの高度化・多様化、生活環境の拡大
- 安心・安全なまちづくりに対して強まる要請
- デジタル化の進展
- 持続可能な社会の形成
- 地域共生社会の実現
- グローバル化の進展

五條市の概況

- 人口
 - ・全国平均を上回る人口減少・少子高齢化の進展
 - ・若年層の人口流出、結婚・子育て期の女性の流出
 - ・年々減少する出生数 等
- 産業
 - ・第1次産業従事者の割合が奈良県平均より高い
 - ・県内一の農業産出額
 - ・農業等の担い手の不足、高齢化 等
- 広域的位置・交通
 - ・広域交通結節点としての役割 等
- 地域資源
 - ・五條新町の歴史的な町並みや整備が進みつつある
 - ・五新鉄道等豊かな地域資源を有する

市民ニーズの総括

- 定住意向
 - ・半数以上が「住み続けたい」としているが、若い世代においては「住み続けたくない」の割合が高い
 - ・住みよいと回答した方の割合が半数以上
 - ・住みよい理由としては、自然環境や静かでゆったりしていることが多く挙げられ、住みにくい理由としては、交通の便の悪さ、日常生活の不便さが挙げられた
- 施策ニーズ
 - ・子育て支援では金銭面での負担の軽減・支援の充実が求められている
 - ・地域交通についてバス運行など改善に向けての意向が強い
- 市民活動
 - ・市民の地域づくりへの参加意向は比較的高い

課題の柱

若い世代が子どもを産み、育てたくなる環境づくりが必要

安心して暮らせる環境づくりが必要

豊かな地域資源を活かした産業振興が必要

交通結節点としての特性を活かした広域拠点としての活力づくりが必要

市民が主体となって活動できる仕組みと環境が必要

(2) 課題認識

本市においては、全国的な傾向と比較しても急激に人口減少と少子高齢化が進んでいます。

このような状況の中、人口減少等を可能な限り食い止めるとともに、これらが進んだとしても一定の活力を持って、地域が維持できるような持続可能なまちづくりの視点から、令和3年度から10年間に優先的に取り組むべき課題を整理しました。

若い世代が子どもを産み、育てたくなる環境づくりが必要

平成15年以降、本市の合計特殊出生率は、全国や奈良県の値を大きく下回っており、若い世代の流出傾向と相まって、人口減少が急速に進んでいます。特に、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代の女性の流出傾向は男性に比べて顕著にみられます。

このような状況を少しでも食い止め、活力ある五條市を未来へとつなげていくためには、若い世代が子どもを産み、育てたくなる環境づくりが必要です。

安心して暮らせる環境づくりが必要

平成23年の紀伊半島大水害により、甚大な被害を受けて以降、本市においては、災害に強いふるさとづくりをめざし、防災施設づくりや防災体制づくりに取り組んできました。今後も安全に安心して暮らせる環境づくりに継続的に取り組む必要があります。

また、地域医療体制の充実や福祉の充実については、今後も、高齢者数及び高齢化率が上昇することが予想される中、高齢者なども含め、すべての市民が安心して暮らせるような共生社会の実現に向けた支援を充実させることが必要です。

さらに、UIJターンや共働き、自然との調和を重視する暮らし方等、多様なライフスタイルへの市民の行動様式が変化しつつある中、緑豊かな都市環境の充実や様々な住宅の確保など、住環境の整備も必要となっています。

豊かな地域資源を活かした産業振興が必要

本市は、多彩な自然に恵まれ、また、世界遺産に登録された「大峯奥駈道」をはじめ、貴重な歴史的資源や受け継がれてきた伝統・文化、柿など豊かな農産物などの地域資源を数多く有しています。今後もこれらの地域資源を未来へと守り、伝えながら、既存の産業の振興や新たな産業の振興につなげることが求められます。

交通結節点としての特性を活かした広域拠点としての活力づくりが必要

本市は、五街道が交わる交通の要衝として栄え、南部地域の中心都市として発展してきました。公共交通網の確保や道路交通環境の確保、広域基幹道路の整備は、アンケートでも市民の期待度が高く、満足度が低い施策として挙げられていました。今後、広域拠点としての歴史や地理的優位性を活かすために、交通環境の充実やそれを活かして市内外の方の交流を創出することが求められます。

市民が主体となって活動できる仕組みと環境が必要

本市は、人口減少・少子高齢化が進み、地域によっては自治会などの組織の継続が難しい状況にあります。また、障害者や高齢者、子育て世代、外国人など、多様な背景を有する市民が居住しており、これらの人々が孤立せずに生活できるよう、コミュニティの活性化が必要となっています。

市民アンケートでは、地域づくりへの参加意向が比較的高くなっています。意欲が高い人が、必要な活動に参画できるよう、行政は情報提供を充実するなど環境の整備を行うことも求められています。

第7章 五條市の将来像

(1) まちづくりの将来像・基本理念

1) 将来像

本市は、古より五つの街道が交わる交通の要衝であるとともに、道だけでなく、人や文化の交わりも生まれるまちであったことから「五條市」となったという説があります。

紀伊半島のほぼ中心、さらに、金剛、吉野、高野の真ん中に位置し、道を通して、奈良、伊勢、大阪、和歌山・高野、十津川・熊野などの各方面と「つながる」ことにより、かねてより南部地域の中心的役割を果たしてきました。

京奈和自動車道が供用され、広域的なネットワークがさらに強化されようとする今、このような本市のまちの歴史や特性を強みととらえ、市内外の人や資源との連携をさらに深めながら、地域の可能性、民間事業の可能性を最大化していくことが求められています。

そこで、本市のまちの将来像を、

「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち

と定めます。

五條市の地域の宝、そしてそれらを大切にしながら生活する人々の思いをつなげ、新しい価値を創造し、それを本市のブランドとして発信することで、市民の本市への愛着、そして地域の経済力を継続的に高めていきます。

2) 基本理念

本市のまちづくりにおける基本理念としては、「五條」になぞらえて、次の五つを定めます。

一般的には、「条」の表記を使用しますが、五條市ビジョンでは、市名に敬意を表すとともに、ひと・みちが交わる「五條」という市の将来像を基本理念にも表現するために、「條」の表記を使用することとしました。

第一條 子どもを育てたいまちをつくる

本市で子どもを育てたいと感じてもらえるまちとなるよう、幼保一元による子育て環境の充実に加え、特色ある学校教育に力を入れ、新婚世帯や子育て世帯を呼び込みます。

さらに、本市で生まれ育った子どもたちが、人や地域とのつながりを大切に、自らのふるさとへの愛着を持って成長するまちづくりをめざします。

第二條 安心して定住できるまちをつくる

市内各地で人口減少と高齢化が進む中、安心して暮らし続けられるまちとなるよう、医療・福祉、上下水道といった日常的な生活サービスを安定的かつ効率的に提供できる体制を整えます。また、近年頻発する集中豪雨等による災害に強いまちとなるよう、ハード、ソフト両面から防災体制を整えます。

さらに、各地の地勢的条件や住宅地としての特徴に応じて、良好で多様性のある住宅をストックとして維持し、様々な価値観を持った人々の移住の受け皿として活用します。

第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる

産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくります。

また、広域交通網の拡大や外国人観光客の増加といった機会を活かし、観光・交流を目的に本市を訪問、滞在する人を増やすため、本市特有の歴史や自然資源の持つ魅力に磨きをかけます。

第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる

五つの街道を通して、人々の交流・交易の拠点として発展してきた歴史的背景を踏まえ、これからの時代においても、本市は南部地域の交流拠点としてのアイデンティティを発揮し続けるまちづくりを進めます。

そのため、文化・スポーツ等において広域の拠点としての機能を発揮する施設の整備に加え、道路・公共交通等の広域交流に必要な交通環境の充実、さらには、Society5.0といった未来社会に向けた新たな情報社会への対応を進めます。

第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる

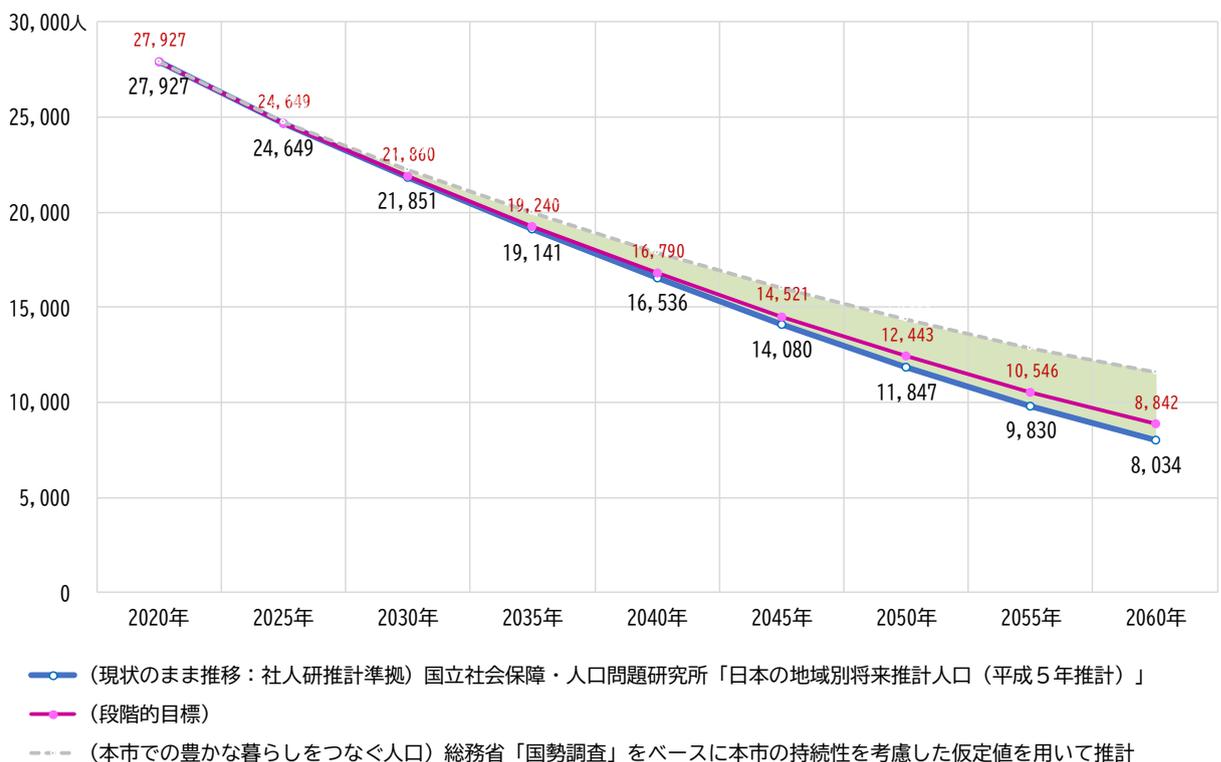
本市で生活するすべての人が、地域コミュニティ活動や、行政の政策立案・実践の各段階における参画が行えるまちとなるよう、様々な行政情報の提供や活動の場づくりを進めます。

また、公共施設は計画的に建替えや改修を進め、ライフサイクルコストを低減しながら行政運営の効率化をめざします。

(2) 将来人口の見通し

本市では、将来の本市での豊かな暮らしが描けるよう、現状のまま推移する将来人口推計（社人研推計準拠）よりも改善させること目指します。

合計特殊出生率	若い世代の希望をかなえ、人口減少を克服するため、将来的に安定する人口を見据えながら、現状の出生率を段階的に上昇させるよう改善を図る。
純移動率	社会増減の傾向と課題を踏まえ、特に若年層の転出抑制や市外からの転入促進を進める。



本市での豊かな暮らしをつなぐ人口：将来的に安定する人口を見据えた仮定値

合計特殊出生率：令和12(2030)年には1.32程度、令和22(2040)年には1.57程度、令和32(2050)年には1.82程度、令和42(2060)年には2.07程度まで上昇。
 (平成30(2018)年～令和4(2022)年の本市実績値は1.07、2.07は人口置換水準)
移動率：令和22(2040)年までに純移動を均衡(ゼロ)

段階的目標：上記に向けた当面の目標

合計特殊出生率：令和12(2030)年には1.002程度、令和22(2040)年には1.112程度、令和32(2050)年には1.221程度、令和42(2060)年には1.33程度まで上昇。
 (1.33は令和2(2020)年時点の国実績値 国の平均まで上昇を目指す。本市は令和5(2023)年時点で令和2(2020)より出生率が低下。)
移動率：Uターンを期待する25～29歳→30～34歳、30～34歳→35～39歳の世代の移動率を令和22(2040)年までに均衡(ゼロ)

出典：(社人研推計)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」
 (本市での豊かな暮らしをつなぐ人口)・(段階的目標)総務省「国勢調査」をベースに上述の仮定値を用いて推計

第8章 行政経営方針

(1) 行政経営の基本的考え方

三位一体の改革や、その一環としての地方分権の進展により、国と地方の関係は、これまでの上下主従から、対等・協力の関係へと変化しました。それに伴い、地方自治体は、自主的・自立的な経営を行い、地域の実情に合わせた個性豊かな政策形成を行うことが求められています。このような背景を踏まえ、行政経営に際して前提とすべき、基本的な考え方を示します。

○市民指向に基づいた施策の実施

人や物、財源などの限られた経営資源の活用には、市民と行政とが目指すべき将来像やまちづくりの方向性についての思いを共有し、それを実現することを最大の目標とする必要があります。

事業を実施することそのものが目的ではなく、事業を実施した結果として、市民と共有した成果が達成されるのかどうか、市民の満足度が向上するのかどうかを最も重視する、市民指向に基づいた経営資源の活用を行うことが非常に重要です。

○市民と行政との協働関係の構築

物の豊かさから心の豊かさへと、人々の価値観が変化する中で、まちづくりや行政サービスに対する市民のニーズも多様性が優先されており、行政が主体となって、市民からの要望に答えていく従来の行政主導型のまちづくりには限界が生じてきています。

市民と行政がそれぞれの責任を自覚し、パートナーとしてまちづくりや地域へのニーズに対応していく、協働のまちづくりへの転換が不可欠となっています。

○「補完性の原則」の再認識

市民と行政それぞれが責任を自覚する上で、地方分権改革の前提となる自治の基本理念として「補完性の原則」を再認識する必要があります。行政のみならず、市民や NPO、企業などの多元的な主体が共に公共を担い、高度化・多様化する市民ニーズに対応していくことが必要です。

【補完性の原則】

自助	共助	公助
個々の力でできることは個々で行う。	みんなで力を合わせればできることは、その中で行う。	みんなで力を合わせてもできないことは、より大きな単位で行う。
市民が自立し、自分の目標の達成や課題解決に向けて努力する。	市民が地域社会に貢献し、お互いに支え合い、助け合う。	公益のため、税金を使って行政が社会を良くする活動をする。

○国や県、周辺自治体との連携

人口減少をはじめとする諸課題の解決に向けては一自治体の枠を超えたより広域的な視点から課題解決を図っていくことが重要であるため、国や県、周辺自治体との連携を強化していきます。

(2) 市の使命と市民に期待される役割

行政経営の基本的考え方を踏まえ、本市の使命と市民に期待される役割について示します。

1) 市の使命

○市民との信頼関係の構築

市民との協働関係を築くため、市民ニーズを的確に見極め、限られた経営資源を有効に活用するとともに、積極的な情報提供を通じて、行政として実施する各種活動の意思決定や実行に際しての透明性・合理性を高め、説明責任を果たし、市民との信頼関係を強めていきます。

○継続的な行政改革の推進

市町村合併や地方分権の推進に伴い、今後一層地域の自立が求められる中、本市が将来にわたって存続し、市民サービスの維持・向上を図るため、合併によるスケールメリットを十分に活かしながら、事務の合理化や財政基盤の強化を目指した行政改革を継続的に実施し、簡素で効率的な行政体へと変革していきます。

○協働社会の担い手となる市民の育成

市民と行政との協働によるまちづくりの必要性や意義、補完性の原則など、これからの行政経営の基本的考え方についての理解醸成に努め、市民の市政への参加・参画を促進し、協働社会の担い手となる市民を育成していきます。

○地域や民間活動の自立支援

地域や民間でできることはそれぞれの活力を活用することで、できる限り簡素で効率的な行政を目指します。そのため、市は最低限の生活環境の整備や安全の確保を行う一方で、市民や地域が自助・共助機能を取り戻すための支援を行います。

2) 市民に期待される役割

○市政に対する関心の高揚

広報紙やホームページなどを通じて、市政情報についての理解を深め、市の経営について関心を持つとともに、行政との懇談会などさまざまな機会を通じて意見を述べ、市政に参画することが重要です。

○自助・共助意識の醸成

身近なことは、まず自らや家庭で対応し、地域の課題については、まず地域で解決するように努めることが重要です。そのためにも、自治会などの地域活動やボランティア活動など、さまざまな市民活動に積極的・主体的に参加し、地域や近所でお互いの顔がわかる関係を築き、連帯意識の形成を図ることが望まれます。

○自立した地域活動の実践

地域活動を行う組織は、行政との協働による地域自治の確立に向け、自己決定と自己責任のもと、行政と具体的な取組に関する協議と実践を進めることが求められます。また、地域活動を担う組織や団体相互の連携によって、共通の課題解決に努めることが期待されます。

(3) 行政の経営方針

行政の経営方については、第4次五條市行政改革大綱を踏まえながら、自立的で持続可能な行政経営による、効率的で質の高い行政サービスの提供に取り組むことをめざし、以下の基本方針を定めます。

○効率的かつ効果的な行政経営の推進

厳しい財政状況や限られた人材のもと、行政経営の視点に立った事務事業の整理合理化や人材育成を進め、効率的かつ効果的な行政運営に努めます。

また、多様化する行政ニーズに迅速かつ確かな対応を可能とする組織・機構の整備や適材適所の職員配置に努めます。

○協働のまちづくりの推進

市民への積極的な情報提供・情報共有を行い、理解と信頼を深めるとともに、市民と市がそれぞれの役割と責任において行動するなど、自治意識の高揚を図りつつ、地域との協働によるまちづくりの推進に向けた取組を進めます。

○将来を見据えた持続可能な財政運営の推進

新たな自主財源の確保や市税等の収納率の向上による歳入の確保に努めるとともに、事務事業や補助金の見直し等による歳出全般の抑制を図ります。また、自らの財政状況を分析し、中長期的な視点に立って、財政の更なる健全化に向けた取組を進めます。

○市の予算編成の明確化

本市の政策経費については、一部事務組合への負担金等法令等により支出が義務づけられているものを除き、原則、ビジョン事業に基づくもののみを予算編成の対象とします。

ただし、社会経済情勢の変化に応じ緊急に必要と認められる事業が生じた場合には、本市の財政状況に大きな影響を与えない範囲内において、市長の判断に基づき当該事業を予算編成の対象とすることも可能とします。具体的には、以下のような事業が想定されます。

- 大規模災害の発生に伴い、市民の生命・身体・財産を保護する必要がある事業
- 国・県の政策に連動することが求められる国・県の補助事業で、市の負担割合が25%以下かつ市の負担総額が10,000千円以内である事業

Ⅲ 国土強靱化地域計画

第9章 計画の基本目標

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、奈良県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、以下の三つを「基本目標」としました。

I 人命を守る

II 市民の生活を守る

III 迅速な復旧・復興を可能とする

第10章 リスクシナリオの設定

本計画を策定するにあたり、県計画に示された「想定するリスク」を基本に、大規模自然災害に対する本市のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定を行いました。

リスクシナリオは、まず本市に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定されるリスク」とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて設定しました。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、本市及び奈良県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出しました。

(1) 想定される災害（リスク）

市民の生活・本市の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、国の国土強靱化基本計画、奈良県国土強靱化地域計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定しました。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めました。

1) 地震

発災想定は、火災については最大の被害が想定される冬夕刻6時、その他の被害については、冬の平日午前5時発災の想定である。

①内陸型地震（中央構造線断層帯）

市内に特に大きな被害が予想される、中央構造線断層帯による地震の被害想定は以下のとおりである。

○地震動

本市北部で震度7から震度6強、奈良県の北西部で震度7から6強の揺れが予測されている。

○人的被害

県西部を中心として、建物倒壊による人的被害が多く予想されている。全県では約4,300人強の死者が予測され、本市で死者数103人、負傷者数503人、避難所生活者数13,918人と予測されている。

○建物被害

県西部では強い地震動のため多くの市町村で20～45%程度の建物が全壊になると予測されている。全県では約183,000棟（全壊・半壊）が予測され、本市では、揺れ、液状化、斜面崩壊による全倒壊棟数が2,424棟、半倒壊棟数が1,934棟と予測されている。

②内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）

○地震動

奈良県内では橿原市以北で震度7の揺れが予測されている。奈良県南部では比較的揺れは小さいが、本市では中央から北部と西吉野町北部にかけて震度6強、南部の大塔町は震度6弱の揺れが予想されている。

○人的被害

県北部を中心として、建物倒壊による人的被害が多く予想されている。全県では約5,100人強の死者が予測され、本市で死者数40人、負傷者数487人、避難所生活者数6,684人と予測されている。

○建物被害

県北部では強い地震動のため多くの市町村で30～36%程度の建物が全壊になると予測されている。

全県では約203,000棟（全壊・半壊）が予測され、本市では、揺れ、液状化、斜面崩壊による全倒壊棟数が875棟、半倒壊棟数が1,820棟と予測されている。

③海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計されている。なお、参考として、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における、奈良県内の被害想定について、平成24年8月及び平成25年3月に取りまとめられ、令和元年6月に再計算がなされた。その被害想定は以下のとおりである。なお、南海トラフ沿いの地域におけるM8～M9の地震の今後30年以内の発生確率が80%程度とされており（令和7年1月15日文部科学省地震調査研究推進本部公表）、対策の着実な推進が必要である。

○人的被害及び建物被害

奈良県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

奈良県内における人的被害・建物被害の想定（令和元年6月 再計算）

	基本ケース （被害が最小の場合）	陸側ケース （被害が最大の場合）
県内市町村における最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,300人
建物全壊棟数	約6,500棟	約38,000棟

※本市の最大震度は基本ケースで6弱、陸側ケースで6強と想定されている。

奈良県内における施設等の被害想定（令和元年6月 再計算）

被害想定項目	県内の想定被害 （最大値）	
ライフライン 施設被害	上水道（断水人口）	約 120 万人
	下水道（支障人口）	約 97 万人
	電力（停電軒数）	約 88 万軒
	固定電話（不通回線数）	約 15 万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約 3万8 千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約 930 箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約 590 箇所
避難者数	発災1日後	約 10 万人
	発災1週間後	約 26 万人
	発災1ヶ月後	約 20 万人
帰宅困難者数	約 12～15万人	
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）	37 施設	
孤立可能性のある集落数（農業集落）	47 集落	

2) 水害・土砂災害

①伊勢湾台風（昭和34年9月25日～26日）

昭和34年9月に本市に未曾有の大被害をもたらした台風15号である。台風接近前の25日から台風前線により雨が降り始め、27日明け方までに本市では152mmの降水量、大台ヶ原では622mmに達し、吉野川の水位は本市の二見で警戒水位の362cmを大きく超え10mという記録的な増水となり、旧五條市では多くの地域が濁流に巻き込まれた。

その結果、当時の旧五條市、約7,600戸のうち1,927戸、人口35,000人のうち8,180人が被災することとなった。

②紀伊半島大水害（平成23年8月30日～9月4日）

台風12号が北上し、9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断した4日朝に日本海へ抜けた。奈良県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降り始めたが、台風が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間継続した。

本市においても大塔観測所（五條市役所大塔支所）における降雨量観測結果は9月1日から災害により雨量計欠測となった9月4日2時までの連続雨量は989mm、最大時間雨量は36mmに達した。

五條市大塔町では主として宇井地区、辻堂地区、赤谷地区、閉君地区、堂平地区で大規模な山腹崩壊、土石流、地滑り、河道閉塞等が発生した。特に宇井地区では対岸の大規模な深層崩壊により押し出された河川の水が、河床から約40mの高さにある人家まで押し寄せ、11名の方が犠牲となった。同地区では深層崩壊に続き土砂ダムの形成とその決壊による土石流が発生した。

(2) リスクシナリオの設定

県が設定したリスクシナリオを参考に、各基本目標に応じた1から6までの施策分野を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を各分野に分類しました。

I 人命を守る

- 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

II 市民の生活を守る

- 3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持
- 4 ライフラインの確保
- 5 二次災害の防止

III 迅速な復旧・復興を可能とする

- 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

	施策分野	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	1-1建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災犠牲者の発生 1-2異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生 1-3大規模土砂災害による犠牲者の発生 1-4情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生
2	救助・救急、医療活動等の迅速な実施	2-1被災地への食料・飲料水・電力・燃料等生命に関わる物資の長期停止 2-2多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断 2-4医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5避難所における疫病と感染症の大規模発生
3	市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	3-1市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全 3-2被災による治安の悪化 3-3サプライチェーンの寸断・一極集中等により企業の生産力・経営執行力低下による地域経済の疲弊 3-4食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
4	ライフラインの確保	4-1電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間・大規模にわたる機能の停止 4-2テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等情報サービスの機能停止、郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態 4-3社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 4-4電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止 4-5上水道等の長期間にわたる供給停止 4-6汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 4-7地域交通ネットワークが分断する事態
5	二次災害の防止	5-1風評被害等による地域経済への甚大な影響 5-2貯水池、ため池の損壊・機能不全、防災インフラの損壊・機能不全による二次災害発生 5-3農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下による被害拡大
6	地域社会、経済の迅速な再建・回復	6-1大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第11章 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

本市の強靱化を進めるうえで、国の「基本計画」において定められている「国土強靱化を推進するうえでの基本的な方」を踏まえ、伊勢湾台風や紀伊半島大水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針に基づき地域強靱化を推進します。

○地域強靱化の取り組み姿勢

- i 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から分析し、取組にあたる。
- ii 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- iii 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

○適切な施策の組み合わせ

- i 災害リスクや地域の状況等に応じて、施設の整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- ii 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、市民及び事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- iii 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

○効率的な施策の推進

- i 市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ii 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- iii 限られた資金を最大限に活用するため、民間資金の積極的な活用を図る。
- iv 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を図る。

○地域の特性に応じた施策の推進

- i 人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が活動できる環境整備に努める。
- ii 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障害者及び外国人等に十分配慮する。
- iii 地域の特性に応じて、環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

第12章 施策毎の推進方針

リスクシナリオによる、最悪の事態を回避するため、推進方針は次のとおりとします。なお、推進方針の具体的な施策は、IVビジョン事業 第13章ビジョン事業のうち【強】の記載がある事業とし、記載の事業については、必要に応じ、適宜、見直しを行います。（推進方針と各事業の関連については巻末の別表参照）。

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災犠牲者の発生

- 1 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げにつながることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。
- 2 地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- 3 地域の実情を踏まえ、市民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。
- 4 消防関係車両の定期的更新を図る。
- 5 消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。
- 6 消防水利の充実を図る。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生

- 1 洪水ハザードマップを実用的なものに見直し、周知する。
- 2 洪水発生多発地域の確認と市民への連絡体制を確立する。
- 3 国、県と共に内水対策を促進する。
- 4 河川の維持管理に努める。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生

- 1 土砂災害ハザードマップを実用的なものに見直し、周知する。
- 2 土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。
- 3 県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。
- 4 土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱いの検討をする。
- 5 急傾斜地の崩壊を防止する対策を図る。
- 6 大規模盛土造成地における崩壊などの防災対策を図る。

1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生

- 1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。
- 2 避難所での良好な生活環境の確保に努める。
- 3 防災行政無線の維持管理に努める。
- 4 Jアラート等の更新、維持管理に努める。
- 5 緊急速報メール（エリアメール）による情報伝達を実施する。
- 6 自主防災組織を主体とした訓練を実施する。（避難行動訓練、避難所運営訓練等）
- 7 住民への情報伝達手段の多様化に努める。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

2-1 被災地への食料・飲料水・電力・燃料等生命に関わる物資の長期停止

- 1 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- 2 非常食及び飲料水の備蓄を進める。
- 3 物資支援に係る協定の拡充を図る。
- 4 民間事業所等との連携強化を図る。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 1 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- 2 非常食及び飲料水の備蓄を進める。
- 3 災害時応援協定の拡充を図る。
- 4 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
- 5 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 6 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。
- 7 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの大規模寸断

- 1 災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。
- 2 消防団組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
- 3 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
- 4 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。
- 5 陸上自衛隊駐屯地の誘致を推進する。
- 6 県が実施する大規模防災拠点の整備に協力する。

2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶

- 1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
- 2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 3 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。
- 4 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。
- 5 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。
- 6 各医療機関や医師会等各種団体と連携体制の構築に努める。
- 7 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。
- 8 五條市社会福祉協議会や五條市介護事業所協議会等各種団体と国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。

2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生

- 1 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化について「避難所運営マニュアル」を実用的なものに見直す。
- 2 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 3 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。
- 4 災害時の利用が想定される公衆トイレ等（トイレカー、マンホールトイレ等）の整備を進める。

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全

- 1 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。
- 2 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。
- 3 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。
- 4 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。
- 5 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 6 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。

3-2 被災による治安の悪化

- 1 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。
- 2 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。
- 3 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。
- 4 県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。

3-3 サプライチェーンの寸断・一極集中等により企業の生産力・経営執行力低下による地域経済の疲弊

- 1 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。
- 2 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。
- 3 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。
- 4 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

3-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

- 1 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する。
- 2 食料等物資提供の協定の締結に努める。
- 3 物資輸送等に係る協定の締結に努める。
- 4 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。
- 5 災害時物資供給でのドローンの活用に努める。

4 ライフラインの確保

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間・大規模にわたる機能の停止

- 1 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 2 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。
- 3 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等情報サービスの機能停止、郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態

- 1 全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。
- 2 防災行政無線について、緊急時でも72時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。
- 3 避難所、学校、保育所などの施設等に戸別受信機を設置する。
- 4 災害時における住民への情報伝達手段の強化に努める。

4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

- 1 道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。
- 2 上水道施設の耐震化を進める。
- 3 農業・林業集落施設の耐震化を推進する。
- 4 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。

4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

- 1 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。
- 2 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。
- 3 ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。

4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 1 上水道施設の耐震化を進める。
- 2 自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。
- 3 緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理や、生活水の確保に努める。
- 4 水道復旧用資材を備蓄する。

4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 1 農業集落排水処理施設の耐震化を進める。
- 2 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。
- 3 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。
- 4 下水道施設の耐震化を進める。
- 5 災害に強い浄化槽の整備に対して支援を行う。

4-7 地域交通ネットワークが分断する事態

- 1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。
- 2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。
- 3 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化。
- 4 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。

5 二次災害の防止	
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	1 風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全、防災インフラの損壊・機能不全による二次災害発生	1 貯水池やため池の改修や点検に努める。 2 ため池ハザードマップを実用的なものにし、周知する。
5-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下による被害拡大	1 間伐等により森林整備・保全することで、機能を維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。 2 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。 3 鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。 4 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。 2 一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。 2 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。 3 避難行動要支援者に対する個別計画の作成を逐次推進する。 4 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。 5 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。 6 学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。 7 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。 8 地域コミュニティの形成を図るため、公園の遊具、施設の改築更新を促進する。 9 地域コミュニティの拠点となる施設を整備する。
6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。 2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。 3 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。 4 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。 5 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。

IV ビジ ジ ヨ ン 事 業

第13章 ビジョン事業

○ビジョン事業とは

五條市ビジョンにおける各「條」は、地域の課題から生まれた「目指すべき将来像」を示すことから、ビジョン事業はその将来像の実現に向けて取り組むべき事業と位置づけます。

ビジョン事業は、「リーディング事業」と「基盤事業」で構成します。

五條市ビジョン

	第一條 (子ども)	第二條 (安心)	第三條 (地域資源)	第四條 (交流)	第五條 (社会参加)
リーディング事業	●	●	●	●	●
基盤事業	○	○	○	○	○

※特別会計、企業会計等による事業については、五條市ビジョン本文の中に関係性を明文化し、個別事業は明記しない。

「リーディング事業」

ビジョン事業の中でも各條の主要事業であり、総合戦略に記載する事業をリーディング事業として位置づけます。

「基盤事業」

基盤事業は五條市ビジョンを進めるための基礎となる事業と位置づけ、原則すべての政策的事業を対象とします。

※ ビジョン事業に関する

【FM】 ファシリティマネジメント関連事業
(ファシリティマネジメントとは、「企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」のこと。)

【強】 国土強靱化地域計画関連事業

(事業名) 特別会計、企業会計等事業

※ ビジョン事業の実施時期

前期：令和2年度～令和6年度 後期：令和7年度～令和11年度

五條市ビジョンの体系

五條市ビジョンの体系と各條に関連する SDGs のゴールは以下のとおりです。

第一條 子どもを育てたいまちをつくる

- 1-1 結婚、出産しやすい環境づくり
- 1-2 魅力と活力のある学校の充実
- 1-3 市民の多様な学習機会の充実



第二條 安心して定住できるまちをつくる

- 2-1 地域医療・救急医療体制の充実
- 2-2 保健サービスの充実
- 2-3 福祉サービスの充実
- 2-4 犯罪を許さない社会づくり
- 2-5 消防・防災体制の充実
- 2-6 多様な価値観に対応した住環境の整備
- 2-7 上下水道・衛生的な生活環境施設の整備促進



第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる

- 3-1 農林業の振興
- 3-2 商工業の振興
- 3-3 地域資源の活用と連携による観光・交流の促進
- 3-4 地域への誇りを育む歴史資源の保存と活用
- 3-5 自然環境の保全と循環型社会の構築



第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる

- 4-1 地域の交流を支える公共交通網の整備
- 4-2 生活を支える道路網の整備
- 4-3 魅力ある地域情報のネットワーク化
- 4-4 芸術文化・スポーツ交流等の促進



第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる

- 5-1 すべての人の生きがいづくりと社会参画の推進
- 5-2 行政運営の効率化、窓口サービスの充実
- 5-3 開かれた市政、市民参画の促進
- 5-4 市民活動の創出



○SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・16のターゲットから構成されます。

五條市は、SDGsを推進するべくこれらのゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組みます。



○まちづくりの体系とビジョン事業の関係性

各条には、事務事業であるビジョン事業を分野別に位置づけています。ビジョン事業の推進に当たっては、基本理念や将来像を共有し、また相互連携を意識することで、「ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち」を実現していきます。



第一條 子どもを育てたいまちをつくる

〈SDGsとの関係性〉

SDGsの理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連するSDGsのゴールを以下のとおり示します。



〈方向性〉

本市は、子育て支援に関する「五條市子ども・子育て支援事業計画」や幼保一元化に向けた「五條市立認定こども園整備基本計画」、教育振興に関する計画である「五條市教育大綱」や「五條市教育振興基本計画」、「五條市学校適正化基本計画」等の計画を策定しています。

これらに基づき、子どもを育てたいと感じてもらえるまちの実現に向け、出産しやすい環境づくりから教育環境の充実、学校外も含めた多様な学習機会の充実まで、切れ目のない事業を推進します。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前 期	後 期
		リーディング事業	基盤事業		
1-1 結婚、出産しやすい環境づくり 					
1-1-1 母子の健康づくり	母子保健事業			○	●
	不妊・不育治療助成事業			○	●
1-1-2 子育て支援の充実			【FM】認定こども園整備事業【強】	●	
	放課後児童クラブ（学童保育所）運営事業			○	●
			【FM】放課後児童クラブ（学童保育所）施設整備事業【強】	○	
			【FM】保育所跡地活用事業	○	○
	子育て支援事業			○	●
	認定こども園管理運営事業【強】			○	●
			こども食堂支援事業	○	○
	産後支援事業			○	●
1-1-3 結婚支援の充実			キッズフェスティバル事業	○	
	結婚新生活支援事業			○	●

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
1-2 魅力と活力のある学校の充実 					
1-2-1 学校教育環境の充実	ICT 教育推進事業			●	●
	【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】			●	●
	【FM】西吉野農業高校魅力化推進事業			●	●
		学校長寿命化事業【強】		○	○
		学校給食センター管理運営業務【強】		○	○
		学校環境改善事業			○
		中学校部活動の地域移行事業			○
1-2-2 特色ある教育内容の推進		「夢・志」教育プラン具現化事業		○	○
		特色ある学校（園）支援事業		○	○
		総合教育推進事業		○	○
		市指定校教育研究事業		○	○
		ふるさと学習推進事業		○	●
		学校・地域パートナーシップ事業		○	●
		教職員働き方改革関連事業（小学校）		○	○
		教職員働き方改革関連事業（中学校）		○	○
	外国青年招致事業		○	○	
1-3 市民の多様な学習機会の充実 					
1-3-1 生涯学習環境の充実		生涯学習推進体制整備事業		○	○
1-3-2 青少年健全育成の推進		雪中金剛登山事業		○	
		子ども夢づくりセミナー推進事業		○	○
		青少年野外活動推進事業		○	○
		適応指導教室事業		○	○

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 (予定含む)	計画期間
五條市教育大綱	教育振興基本計画 第5次五條市総合計画奈良県教育振興大綱 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3	令和3年3月	令和3年4月～ 令和8年3月 (5か年)
五條市教育振興基本計画	教育振興基本計画奈良県教育振興大綱 第5次五條市総合計画 教育基本法第17条第2項	令和5年3月	令和5年4月～ 令和10年3月 (5か年)
第3期五條市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	令和7年3月	令和7年4月～ 令和12年3月
第3次五條市食育推進計画	食育基本法	令和6年3月	令和6年4月～ 令和17年3月 (令和11年中間見直し)
五條市生涯学習推進計画	第5次五條市総合計画 五條市教育振興基本計画	令和2年3月	令和2年4月～ 令和12年3月

第二條 安心して定住できるまちをつくる

〈SDGsとの関係性〉

SDGsの理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連するSDGsのゴールを以下のとおり示します。



〈方向性〉

本市は、都市計画に関する指針となる「五條市都市計画マスタープラン」やコンパクトシティの実現に向けた「五條市立地適正化計画」、個別の地区のまちづくり計画である「五條中心市街地地区まちづくり基本計画」等、上下水道に関する「施設の統廃合及び老朽管・耐震化整備事業計画」、「五條市流域関連公共下水道事業計画」等、保健・福祉に関する「五條市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」等の計画を策定しています。

これらに基づき、安心して定住できるまちの実現に向け、拠点となる地区におけるまちづくりの推進や、上下水道、防災、保健・福祉等、日常的な生活サービス提供の体制づくり、住環境の充実に取り組めます。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前 期	後 期
		リーディング事業	基盤事業		
2-1 地域医療・救急医療体制の充実 					
2-1-1 救急医療体制の充実	診療所運営事業			○	●
			小児深夜診療事業	○	○
			産科一次救急事業	○	○
2-1-2 地域医療体制の充実			予防接種事業	○	○
			大塔診療所診療特別会計	○	○
			保健衛生推進事業【強】	○	○
2-2 保健サービスの充実 					
2-2-1 成人市民の健康づくりの推進			【FM】健康増進拠点整備事業	●	○
			健康増進イベント事業	○	○
			健康増進事業	○	○
			がん検診推進事業	○	○
			自殺対策事業	○	○
2-3 福祉サービスの充実 					
2-3-1 高齢者福祉の充実			五條市シルバー人材センター補助事業	○	○
			介護予防教室等の開催事業	○	○
			(介護保険特別会計)	○	○

主要 施策	施策	事務事業				
		ビジョン事業		前期	後期	
		リーディング事業	基盤事業			
			老人保健福祉計画に係わる事業【強】	○	○	
			高齢者福祉推進事業	○	○	
			花咲寮管理運営事業【強】	○	○	
	2-3-2 地域福祉の充実	【FM】多世代が交流できる拠点づくり事業【強】			●	●
			地域福祉推進事業【強】	○	○	
		地域交流事業（健康サロン・元気まつり）			○	●
			社会福祉協議会補助事業【強】	○	○	
			障害者デイサービス事業【強】	○	○	
			南和協議会運営事業	○	○	
			地域包括ケアシステム（全体構想）の構築事業【強】	○	○	
			買い物支援事業	○	●	
	2-3-3 障害福祉の充実		障害理解促進事業	○	○	
			権利擁護推進事業	○	○	
			障害福祉サービス事業	○	○	
			地域生活支援拠点整備事業【強】	○	○	
			児童発達支援センター整備事業【強】		○	
	2-3-4 医療給付の制度維持、適正運営による健康増進、生活の質の向上		（国民健康保険特別会計）	○	○	
			（後期高齢者医療特別会計）	○	○	
			健康保持増進事業		○	
	2-4 犯罪を許さない社会づくり 					
2-4-1 防犯体制の充実	防犯灯設置補助金事業			○	●	
	防犯対策推進事業			○	●	
2-4-2 犯罪被害者支援体制の充実		犯罪被害者支援事業		○	○	
2-5 消防・防災体制の充実 						
2-5-1 防災体制の充実	防災拠点施設整備協力事業（陸上自衛隊駐屯地誘致・県広域防災拠点整備協力）【強】			●	●	
	災害対策資機材整備事業【強】				●	
		急傾斜地崩壊対策事業【強】	○			
		宅地耐震化推進事業【強】	○	○		

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			河川維持事業【強】	○	
			消防体制強化推進事業	○	○
		自主防災対策事業【強】		○	●
			防災訓練事業【強】	○	○
			防災行政無線事業【強】	○	○
			ハザードマップ策定事業【強】	○	○
			災害対策用備蓄品等配備事業【強】	○	○
			防災行政無線維持管理事業【強】	○	○
		自主防災会活動推進事業【強】		○	●
			消防施設整備事業【強】	○	○
			消防水利整備事業【強】	○	○
			交通安全施策推進事業	○	○
			災害対策補助事業	○	○
		防災対策整備事業【強】		○	●
	2-5-2 消防体制および活動の充実		消防団再編事業【強】	●	○
		消防団操法大会出場事業【強】	○	○	
		消防団資機材等整備事業【強】	○	○	
2-6 多様な価値観に対応した住環境の整備 					
2-6-1 計画的なまちづくりの推進		まちづくり基本計画整備事業	●	○	
		地域公共交通対策事業【強】	●	●	
		都市計画施設整備事業	○	○	
		空き家対策事業（空き家利活用推進事業）	○	●	
		地籍調査整備事業	○	○	
		五條市道路灯 LED 化事業【強】	○	○	
		五条駅周辺地区バリアフリー化整備事業	○	○	
		統合型 GIS 整備事業		○	
		スマートシティ導入事業		○	
		吉野川周辺整備事業（川とふれあう空間づくり事業含む）	○	●	
2-6-2 快適で安全な住宅の確保		移住体験型住宅事業	○	●	
		住宅・建築物安全ストック形成事業【強】	○	○	

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			公営住宅等ストック総合改善事業【強】	○	○
			改良住宅等ストック総合改善事業【強】	○	○
		移住定住推進事業（奨学金返還支援事業・地方就職学生支援事業等）		○	●
			住宅管理運営事業	○	○
2-6-3	火葬場・墓地の確保		【FM】斎場長寿命化事業【強】	○	○
			（墓地事業特別会計）	○	○
2-6-4	魅力ある公園の充実		五條中央公園拡充整備事業【強】	○	
			（仮称）金剛山麓野烏の森整備事業	○	○
			上野公園改修整備事業【強】	○	○
			上野公園整備事業【強】	○	
			植栽計画推進事業	○	
			児童遊園地管理運営事業【強】	○	○
			都市公園管理運営事業【強】	○	○
2-7 上下水道・衛生的な生活環境施設の整備促進 					
2-7-1	安全な水の安定供給		（水道事業会計）【強】	○	○
2-7-2	生活排水の適切な処理		（下水道事業会計）【強】	○	○
			（農業集落排水事業特別会計）【強】	○	○
2-7-3	雨水の適切な処理		下水路整備事業【強】	○	○

<関連する個別計画>

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 (予定含む)	計画期間
地域防災計画	災害対策基本法	令和3年11月	
五條市国民健康保険第3期データヘルス計画	国民健康保険法 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	令和6年3月	令和6年4月～ 令和12年3月
五條市国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針	令和6年3月	令和6年4月～ 令和12年3月
五條市地域福祉計画	社会福祉法第107条	令和7年3月	令和7年4月～ 令和12年3月
五條市版地域包括ケアシステム全体構想	五條市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画 五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成28年3月	平成28年4月～ 令和8年3月
五條市老人保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法	令和6年3月	令和6年4月～ 令和9年3月
第2次五條市障害者計画	障害者基本法第11条第3項	平成29年3月	平成29年4月～ 令和9年3月
五條市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項 児童福祉法第33条の20第1項	平成30年3月	令和6年4月～ 令和9年3月
五條市都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2	令和3年3月	令和3年4月～ 令和13年3月
五條市立地適正化計画	都市再生特別措置法第81条	平成30年12月	平成30年～ 概ね20年
奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定		平成27年2月	
五條市流域関連公共下水道事業計画	吉野川流域下水道事業	昭和60年10月	昭和60年10月～ 令和13年3月
五條市公共下水道事業経営戦略	「経営戦略」の策定推進について平成28年1月26日総務省通知 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について平成31年3月29日総務省通知	令和3年3月	令和3年4月～ 令和13年3月
施設の統廃合及び老朽管・耐震化整備事業計画	水道法	平成30年4月	平成31年～ 令和8年
五條市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項	令和3年3月	令和3年4月～ 令和8年3月

第三條 地域資源を活かした産業のまちをつくる

〈SDGsとの関係性〉

SDGsの理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連するSDGsのゴールを以下のとおり示します。



〈方向性〉

本市は、農林業や商工業等に関しても、第二條で示した「五條市都市計画マスタープラン」等に基づき、取組を推進しています。また、「西吉野地区長期活性化プラン」等、五新線を活用し、観光等の産業づくりにつなげる「五新線西吉野城戸エリア周辺整備計画」等の計画を策定や「新金剛トンネル整備」の事業化推進を図ることで、地域資源を活かした産業のまちの実現に向け、農林業や商工業の振興や豊かな地域資源を活かした観光・交流等の推進に取り組みます

交流の促進として、中心市街地活性化・にぎわい創出をめざし、「(仮称)市民交流施設」の整備、旧庁舎跡地の活用検討等を進めるとともに、そのにぎわいを市内全域にひろげていくよう取り組みます。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
3-1 農林業の振興 					
3-1-1 農林業の振興		ジビエール五條管理運営事業	●	○	
	林産物加工施設管理運営事業		●	●	
		烏獣対策事業【強】	○	○	
	ふるさと五條市応援寄附金推進事業		○	●	
	柿消費拡大事業		○	●	
		多面機能発揮促進事業【強】	○	○	
	担い手育成・農地問題解決推進事業【強】		○	●	
		基幹水利施設管理事業【強】	○	○	
	経営所得安定対策推進事業【強】	○	○		

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			産地パワーアップ事業 【強】	○	○
			林業・木材産業成長産業化 促進対策事業【強】	○	○
			農山漁村地域整備交付金事 業【強】	○	○
			土地改良事業【強】	○	○
			県営土地改良事業【強】	○	○
			五條市森林整備事業【強】	○	○
			林道補修整備事業【強】	○	○
			林道整備事業【強】	○	○
			農業振興事業【強】	○	○
			林業振興事業【強】	○	○
3-2 商工業の振興 					
	3-2-1 商工業の振興	企業誘致等促進事業		○	●
		商工業等活性化事業		○	●
		地域経済循環創造事業			●
3-3 地域資源の活用と連携による観光・交流の促進 					
	3-3-1 観光の振興		【FM】きすみ館大規模改修 事業	●	
			地域再生事業（赤谷オート キャンプ場等）【強】		
			歴史再発見事業	○	
		観光活性化事業		○	●
			吉野川祭り補助事業	○	○
			【FM】観光施設改修事業 【強】	○	○
			【FM】大塔温泉夢乃湯周辺 整備事業【強】	○	
	3-3-2 交流の促進	自転車活用推進事業		●	●
			【FM】道の駅整備事業	●	○
		【FM】中心市街地活性化 事業		●	●
		新しい学びの場の創出支 援事業		●	●
			地域おこし協力隊事業 【強】	○	○
		販わい創出事業		○	●
		連携都市交流事業		○	●
			各種連携協定関連事業 【強】	○	○
			公園利用促進事業	○	○
		関係人口創出事業		○	●
		まちなか交流推進事業		○	●

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
3-4 地域への誇りを育む歴史資源の保存と活用 					
3-4-1 歴史遺産・伝統文化の保存		五新線活用事業	●		
	重伝建地区保存事業		●	●	
		五條市史編纂事業	●	○	
		企業版ふるさと納税事業	○	○	
		無電柱化推進事業		○	
3-4-2 観光資源・地域学習資源としての活用	町並保存活性化事業		○	●	
		博物館展示魅力化事業	○	○	
3-5 自然環境の保全と循環型社会の構築 					
3-5-1 清流・山林の保全		治山事業【強】	○	○	
3-5-2 生活環境の維持と保全		スズメバチ駆除事業	○	○	
		空家等対策事業（特定空家）【強】	○	○	
		土砂等埋め立て等規制対策事業	○		
		浄化槽設置整備事業【強】	○	○	
		し尿処理施設周辺環境整備事業	○	○	
		環境衛生推進事業	○	○	
		斎場管理運営事業【強】	○	○	
3-5-3 ごみの減量・リサイクルの推進		【FM】みどり園跡地利用事業	●		
		ごみ中継施設周辺地域振興事業	○	○	
		ごみ減量化・再資源化推進事業	○	○	
		市町村食品ロス削減推進事業	○	○	
		塵芥処理事業	○	○	
3-5-4 地球温暖化の防止		地球温暖化防止対策事業【強】	●	○	

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 (予定含む)	計画期間
五條市空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月～ 令和 11 年 3 月
西吉野地区長期活性化プラン	五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 29 年 3 月	平成 29 年 4 月～ 概ね 10 年
五新線西吉野城戸エリア 周辺整備計画	五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略 西吉野地区長期化活性化プラン	平成 30 年 3 月	平成 30 年 4 月～ 概ね 10 年
五條市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	令和 6 年 3 月	令和 6 年 4 月～ 令和 9 年 3 月
第 2 次五條市地球温暖化 対策実行計画（事務・事業編）	地球温暖化対策の推進に関する法律	令和 5 年 3 月	令和 5 年 4 月～ 令和 10 年 3 月

第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる

〈SDGsとの関係性〉

SDGsの理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連するSDGsのゴールを以下のとおり示します。



〈方向性〉

本市は、「五條市都市計画マスタープラン」や「五條市立地適正化計画」において、拠点間の交通ネットワークを示すとともに、地域公共交通の活性化に関する具体的な計画として「五條市地域公共交通計画」を策定しています。

これらに基づき、南部地域の交流拠点となるまちの実現に向け、交流を支える公共交通や道路網の維持・充実を図るとともに、交流拠点としての役割を活かした文化・スポーツ交流を推進します。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前 期	後 期
		リーディング事業	基盤事業		
4-1 地域の交流を支える公共交通網の整備 					
4-1-1 広域公共交通ネットワークの確保		大和二見駅前整備事業【強】	○		
	JR 和歌山線活性化連携事業		○	●	
	路線バス運行維持対策事業【強】		○	○	
4-2 生活を支える道路網の整備 					
4-2-1 安全な道路交通環境の確保		道路維持修繕事業【強】	○	○	
		道路長寿命化事業【強】	○	○	
		道路新設改良事業【強】	○	○	
		新金剛トンネル建設推進事業	○	○	
4-3 魅力ある地域情報のネットワーク化 					
4-3-1 新たな情報提供システムの構築		Society5.0 推進事業	●	○	
		ドローン活用推進事業【強】	○	○	
○芸術文化・スポーツ交流等の促進					
	文化・社会教育等推進事業		○	●	

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
4-4-1 文化・スポーツ交流 の促進			中央公民館利用団体連絡 協議会補助事業	○	○
	スポーツ振興事業			○	●
	各種大会事業			○	●
			【FM】地区公民館等整備 事業【強】	○	○
			【FM】スポーツ施設整備 事業【強】	○	○

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 (予定含む)	計画期間
五條市地域公共交通計画 (第2次ゴーちゃん交通 計画)	地域公共交通の活性化及び再生に 関する法律	令和4年3月	令和4年4月～ 令和9年3月

第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる

〈SDGsとの関係性〉

SDGsの理念や目的を的確にとらえたうえでビジョン事業を推進するために、本條に関連するSDGsのゴールを以下のとおり示します。



〈方向性〉

本市は、すべての人が地域コミュニティ活動やまちづくりに参画できるまちをめざし、「第2次五條市男女共同参画計画」や「五條市人権施策に関する基本計画」を策定しています。また、財源や人的資源に限りがある中で市民ニーズに対応できるよう、行政運営の効率化を推進するために「五條市行革推進計画」や「公共施設等総合管理計画」を策定しています。

これらに基づき、すべての人が社会参加するまちを実現するために、行政情報の提供や活動の場づくりを推進するとともに、これらを推進するために公共施設の行政サービスの効率化や公共施設の戦略的な維持管理・更新等により、行政運営の効率化をめざします。

また、デジタル化社会に向けては、全ての市民が社会参加するための手段の一つとして、DX（デジタル・トランス・フォーメーション）を推進します。

〈ビジョン事業〉

本條に関するビジョン事業は以下に示すとおりです。

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
5-1 すべての人の生きがいきづくりと社会参画の推進 					
5-1-1 男女共同参画社会の推進	男女共同参画推進事業			○	●
5-1-2 人権意識の高揚		人権啓発事業		○	○
		社会人権教育振興事業		○	○
		障害者の社会参加促進事業		○	○
		人権施策推進事業		○	○
		更生支援事業		○	○
5-2 行政運営の効率化、窓口サービスの充実 					
5-2-1 効率的・効果的な行財政運営の推進		地方創生推進事業【強】		●	○
		DX 推進事業【強】		●	●
		マイナンバーカード交付促進事業		○	○
		マイナンバーカード利用促進事業		○	○
		公文書整理保存手法等検討事業		○	○

主要 施策	施策	事務事業			
		ビジョン事業		前期	後期
		リーディング事業	基盤事業		
			【FM】(仮称)西吉野支所 庁舎整備事業【強】	○	○
			効率的・効果的な行財政運 営推進事業	○	○
			財産管理運営事業	○	○
			庁舎管理事業	○	
			若手職員政策研究推進事業	○	○
			【FM】公共施設管理適正化 事業【強】	○	○
			職員処遇改善事業		○
			西吉野支所移転事業【強】	○	○
			議会DX推進事業		○
	5-2-2 窓口サービスの充実		RPA導入検討事業		○
		総合窓口設置等推進プロジ ェクト	○	○	
5-3 開かれた市政、市民参画の促進 					
5-3-1 行政情報の充実			広報紙発行事業	○	○
		メディア活用広報事業		○	●
			個人情報保護制度運用検討 等事業	○	○
			五條市制周年記念事業		○
			選挙公報発行事業		○
5-3-2 参画機会の拡大			パブリックコメント事業	○	○
5-4 市民活動の創出 					
5-4-1 市民活動の支援			【FM】庁舎跡地整備事業 【強】	●	○
			【FM】市民会館大規模改修 事業【強】	●	○
			【FM】野原東住民センター 改修事業【強】	○	○
			【FM】西吉野コミュニティ センター改良事業【強】	○	○
			元気なまちづくりチャレン ジ補助事業	○	
			市外公共施設活用助成事業	○	○
5-4-2 コミュニティ活動の 活性化			大塔ライフハウスプロジェ クト事業(福祉・芸術・農 林業の連携による大塔地区 再生事業)【強】	●	○
			大塔ふれあい交流館施設管 理事業		○
		自治振興補助事業【強】		○	●
			集会所整備事業【強】	○	○

〈関連する個別計画〉

本條に関する個別計画は以下に示すとおりです。

計画名称	上位計画または根拠法令等	策定年月 (予定含む)	計画期間
五條市行革推進計画	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針 (平成9年) 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日総務省)	令和5年8月	令和5年8月～ 令和10年3月
公共施設等総合管理計画	インフラ長寿命化基本計画 (平成25(2013)年11月29日に閣議決定) 第5次五條市総合計画 五條市行政改革大綱	平成29年3月	平成29年4月～ 令和28年3月
第2次五條市男女共同参画計画	第4次男女共同参画基本計画 (内閣府) 第3次奈良県男女共同参画計画男女共同参画社会基本法 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成31年3月	平成31年4月～ 令和11年3月
五條市人権施策に関する基本計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	令和6年3月	令和6年4月～ 必要に応じて見直し

V デジタル田園都市構想総合戦略

第14章 戦略の位置づけと基本目標

総合計画と総合戦略を一体の計画として「五條市ビジョン」を策定し、その中でも、「まち」「ひと」「しごと」の創生に向け、官民連携により、分野横断的に取り組む具体的なプロジェクトを「デジタル田園都市構想総合戦略」として位置づけることとします。

五條市デジタル田園都市構想総合戦略の基本目標は、国の総合戦略を踏まえながら、総合計画の基本理念に準じて設定します。

第三條と第四條については、特に相互連携に留意して取り組むものとしします。

五條市の基本目標	国総合戦略
<p>第一條：子どもを育てたいまちをつくる</p> <p>本市で子どもを育てたいと感じてもらえるまちとなるよう、幼保一元による子育て環境の充実に加え、特色ある学校教育に力を入れ、新婚世帯や子育て世帯を呼び込みます。</p> <p>さらに、本市で生まれ育った子どもたちが、人や地域とのつながりを大切に、自らのふるさとへの愛着を持って成長するまちづくりをめざします。</p>	<p>結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p>
<p>第二條：安心して定住できるまちをつくる</p> <p>市内各地で人口減少と高齢化が進む中、安心して暮らし続けられるまちとなるよう、医療・福祉、上下水道といった日常生活サービスを安定的かつ効率的に提供できる体制を整えます。また、近年頻発する集中豪雨等による災害に強いまちとなるよう、ハード、ソフト両面から防災体制を整えます。</p> <p>さらに、各地の地勢的条件や住宅地としての特徴に応じて、良好で多様性のある住宅をストックとして維持し、様々な価値観を持った人々の移住の受け皿として活用します。</p> <p>第五條：すべての人が社会参加するまちをつくる</p> <p>本市で生活するすべての人が、地域コミュニティ活動や、行政の政策立案・実践の各段階における参画が行えるまちとなるよう、様々な行政情報の提供や活動の場づくりを進めます。</p>	<p>魅力的な地域をつくる</p>
<p>第三條：地域資源を活かした産業のまちをつくる</p> <p>産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくります。</p> <p>また、広域交通網の拡大や外国人観光客の増加といった機会を活かし、観光・交流を目的に本市を訪問、滞在する人を増やすため、本市特有の歴史や自然資源の持つ魅力に磨きをかけます。</p>	<p>地方に仕事をつくる</p>
<p>第四條：南部地域の交流拠点になるまちをつくる</p> <p>五つの街道を通して、人々の交流・交易の拠点として発展してきた歴史的背景を踏まえ、これからの時代においても、本市は南部地域の交流拠点としてのアイデンティティを発揮し続けるまちづくりを進めます。</p> <p>そのため、文化・スポーツ等において広域の拠点としての機能を発揮する施設の整備に加え、道路・公共交通等の広域交流に必要な交通環境の充実、さらには、Society5.0といった未来社会に向けた新たな情報社会への対応を進めます。</p>	<p>人の流れをつくる</p>

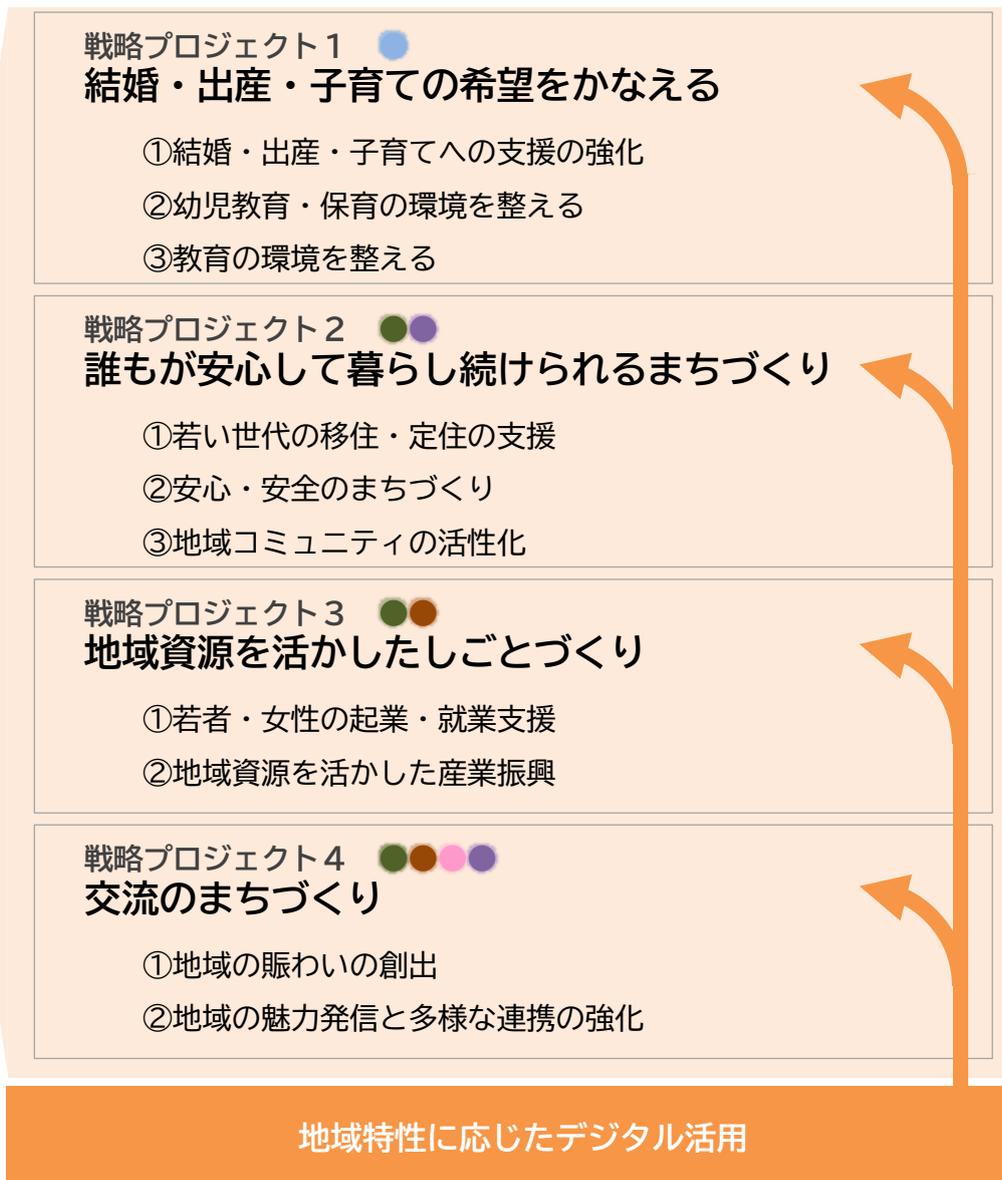
第15章 戦略プロジェクトと数値目標

五條市デジタル田園都市構想総合戦略では、地方創生に向けた複数のビジョン事業を組み合わせ、戦略プロジェクト「1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「2 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」「3 地域資源を活かしたしごとづくり」「4 交流のまちづくり」を推進することで、基本目標の達成と、『「五條」ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』の実現を目指します。

地方創生に向けたプロジェクトの推進においては、「地域特性に応じたデジタル活用」の取組を進めます。

第一條	第二條	第三條	第四條	第五條
子どもを育てたいまちをつくる	安心して定住できるまちをつくる	地域資源を活かした産業のまちをつくる	南部地域の交流拠点になるまちをつくる	すべての人が社会参加するまちをつくる

「五條」ひと・みちが交わり、
新たな価値が生まれるまち



下記のとおり、戦略プロジェクトごとに目指す数値目標を設定します。

戦略プロジェクト	目標指標	現状⇒目標値 (令和11年)	単位
①結婚・出産・子育ての希望をかなえる	子ども女性比	現状：0.118 (R5) 目標：0.125	
②誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり	地域公共交通移動手段 (外出に困ることがない)	現状：74 (R5) 目標：90	%
③地域資源を活かしたしごとづくり	農業産出額	現状：113億 (R4) 目標：117億	円
④交流のまちづくり	五條市訪問者数	現状：225,914 (R5) 目標：250,000	人

第16章 プロジェクトの概要

(1) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

■基本的方向性

本市では若年層の人口流出が顕著であり、平成27年～令和2年の間で、男性は「15～19歳→20～24歳」、女性は「20～24歳→25～29歳」で大幅に減少しています。本市の子ども女性比は、奈良県や国の値よりも低く、出生数は下降を続け、若年女性(20～39歳)人口減少率も改善が見られない状況です。また、本市では未婚率が男女とも高く、有配偶出生率も低いことから、結婚しても子どもを持たない、もしくは産む人数が少ない状況だといえます。

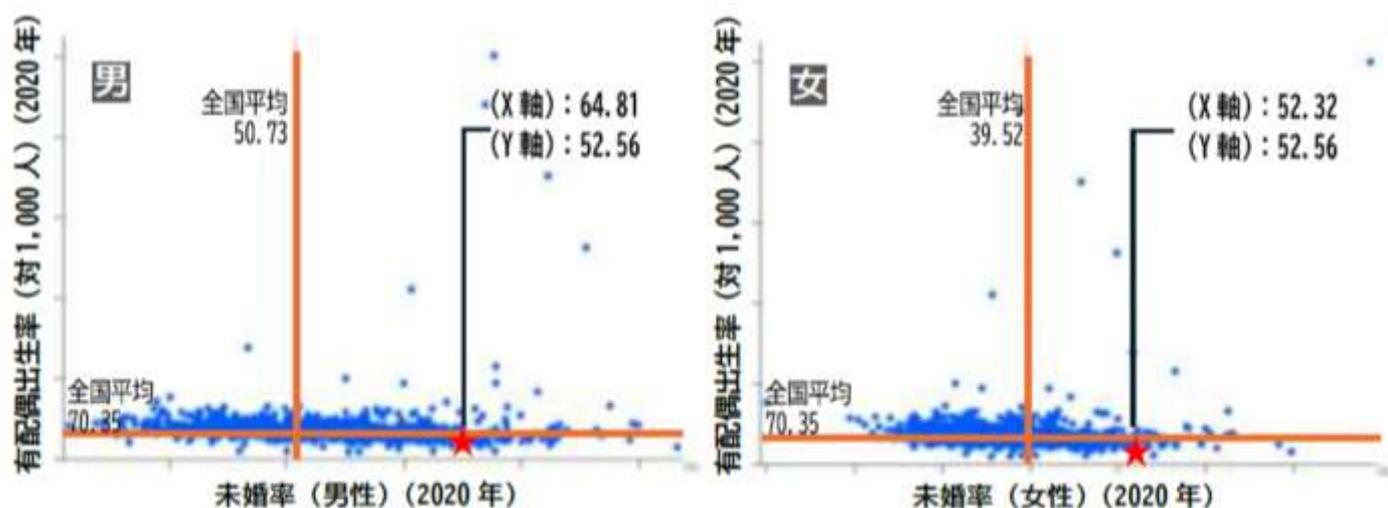
少子化と人口減少の状況を改善するためには、結婚・出産・子育てを希望する若い世代を後押しする環境づくりが重要です。

「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」プロジェクトでは、

- ①結婚・出産・子育てへの支援を強化します。
- ②幼児教育・保育の環境を整えます。
- ③教育の環境を整えます。

未婚率と有配偶出生率

未婚率：25～39歳（％）／有配偶者出生率：15～49歳（対1,000人）



出典：厚生労働省「人口動態調査」、総務省「国勢調査」

■数値目標

目標指標	現状値	目標値
子ども女性比	0.118 (令和5年)	0.125 (令和11年)

■重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
①結婚・出産・子育てへの支援の強化 ：五條市結婚新生活支援事業支援件数	7件 (令和6年)	10件 (令和11年)
②幼児教育・保育の環境を整える ：五條市に在住しておりこども園・保育所等に 通う児童数	442人 (令和6年4月1日現在)	362人 (令和11年)
③教育の環境を整える ：小中学校の児童生徒及び教員に対する教育情 報機器の充足率	100% (令和6年)	100% (令和11年)

■事業展開の方向

①結婚・出産・子育てへの支援の強化

結婚・出産・子育ての希望を後押しするために、負担を軽減する経済的支援や子育て支援サービスを拡充します。若い世代のニーズに対応し、デジタル化など利用しやすいサービスの充実を図ります。

結婚・出産・子育て・子どもに温かい社会の実現に向けて、男女の共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）の促進や地域で子どもと子育てを支える環境づくりを進めます。

具体的取組	取組内容
結婚・出産・子育て支援・サービスの拡充	○結婚新生活支援事業 ○不妊・不育治療助成事業 ○母子保健事業 デジタル ○産後支援事業 ○子育て支援事業

結婚・出産・子育て・子どもを支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児への参画促進 ・男性育休取得推進など ○ファミリー・サポート・センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の子育て助け合いなど ○こども食堂支援事業 ○児童育成支援拠点事業 <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの居場所づくりなど
------------------------	--

②幼児教育・保育の環境を整える

親が子どもを預けて安心して働けるよう、また、必要な時に気軽に子どもを預けられるよう多様な保育サービスの充実を進めます。

具体的取組	取組内容
幼児教育・保育の環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園管理運営事業 デジタル <ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降の保育料の無償化 ・一時預かりの実施・病後児保育の実施 ・公私連携による教育・保育環境の充実 ・保育現場での ICT 環境整備と DX 推進など ○放課後児童クラブ（学童保育所）運営事業

③教育の環境を整える

子どもたち一人一人が、必要な基礎学力を身に付け、自ら考え行動できる人となる教育の実現に向けて、デジタル化等の学習環境、通学時の安全性確保や放課後児童健全育成など、教育環境の整備・充実を図ります。また、子どもたちに郷土への愛着や誇り、将来への志を育むことを目的として、ふるさと学習を推進するとともに、学校と地域住民等の連携による学校・地域パートナーシップ事業など、地域とともにある学校づくりを進めます。

具体的取組	取組内容
教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと学習推進事業 ○ICT 教育推進事業 デジタル ○市立小・中学校の給食費無償化 ○学校・地域パートナーシップ事業 ○小中学校の規模・配置適正化事業

(2) 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

■基本的方向性

本市においては、20歳～60歳までの年齢層で転出超過となっており、進学や就職に伴う若者の流出が問題となっています。

市民意識調査では、住みにくいと答えた市民は45.2%、その理由として「交通の便が悪い」73%、「買い物などの日常生活が不便」57%となっています。移動手段がなく外出に困ることがある市民は4人に1人みられます。人口減少が進むことで、今後ますます、生活に必要なサービスの縮小による利便性の低下が懸念されます。

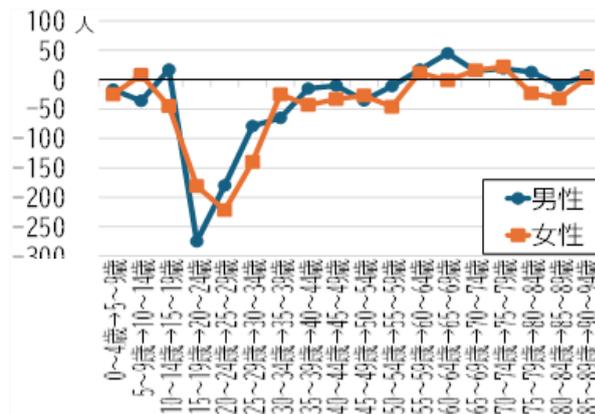
また、65歳以上で町会等に参加している市民は4割にとまっており、高齢化が進む地域の中で孤立する住民の増加が懸念されます。

人口減少に歯止めをかけるために、若者と女性の流入促進、流出抑制に取り組むとともに、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが重要です。

「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」プロジェクトでは、

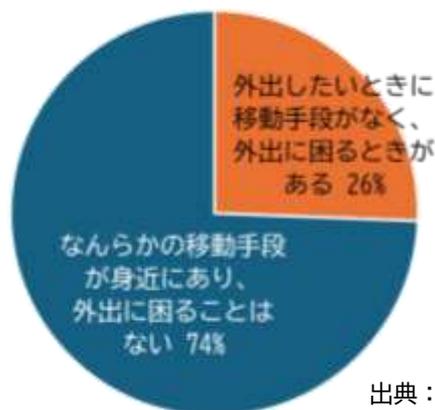
- ①若い世代の移住・定住を支援します。
- ②安心・安全のまちづくりを進めます。
- ③地域コミュニティの活性化を進めます。

男女別・年齢階層別人口移動の状況



出典：総務省「国勢調査」
(平成27年～令和2年)

移動手段の利便性を原因とする外出への影響



出典：五條市民の移動に関するアンケート調査
(令和5年11月)

■数値目標

目標指標	現状値	目標値
地域公共交通移動手段 (外出に困ることがない)	74% (令和5年) ※	90% (令和11年)

※五條市民の移動に関するアンケート調査(令和5年11月)

■重要業績評価指標(KPI)

指標	現状値	目標値
①若い世代の移住・定住の支援 ：空き家情報バンク契約件数	1 (令和5年)	3 (令和11年)
②安心・安全のまちづくり ：LED防犯灯整備率	53.2% (令和6年)	70% (令和11年)
③地域コミュニティの活性化 ：公民館活動(自主クラブ・サークル活動)数	213団体 (令和6年)	213団体 (令和11年)

■事業展開の方向

①若い世代の移住・定住の支援

本市で暮らしたい若者・女性・子育て世代の移住・定住を支援します。

具体的取組	取組内容
若い世代の移住・定住の支援	○空き家対策事業(空き家利活用推進事業) ○移住定住推進事業 ○移住体験型住宅事業 ○地方就職学生支援事業

②安心・安全のまちづくり

安心して定住できるまちの実現に向けて、デジタル技術の活用を検討しながら、地域公共交通の充実や、防災・防犯、保健・福祉等の日常的な生活サービスの充実に取り組みます。

具体的取組	取組内容
地域公共交通、地域福祉・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通対策事業 デジタル ・地域公共交通のシステムの再検討など ○買い物支援事業 ○診療所運営事業
防災・防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災対策事業 ○自主防災会活動推進事業 ○防災対策整備事業 ○防災拠点施設整備協力事業 ○災害対策資機材整備事業 デジタル ・災害・捜索対応ドローンの導入 ・避難所備品の整備など ○防犯灯設置補助金事業 ・防犯灯 LED 化促進など ○防犯対策推進事業

③地域コミュニティの活性化

多様な連携によるコミュニティの場づくりや、既存のコミュニティ活動の活性化に取り組みます。

具体的取組	取組内容
コミュニティの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○多世代が交流できる拠点づくり事業
コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○自治振興補助事業 デジタル ・デジタルデバイド対策（スマホ教室） ・地域でのデジタル活用の促進（デジタル回覧板検討など） ○地域交流事業（健康サロン・元気まつり） ○文化・社会教育等推進事業 ○スポーツ振興事業 ○各種大会事業

(3) 地域資源を活かしたしごとづくり

■基本的方向性

本市では、市内就業者数が、年々減少傾向にあります。特に第1次産業は、60歳代以上が半数を占めており、農業等の担い手の不足、高齢化が問題となっています。

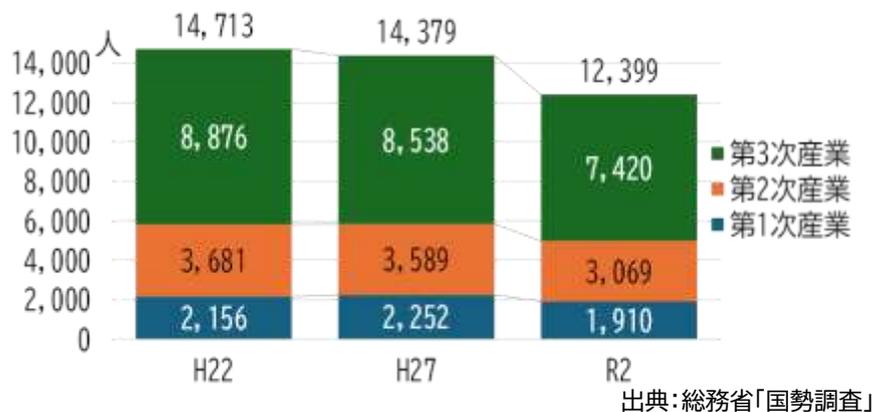
人口減少に歯止めをかける上でも、若者・女性の「働く場」の創出とライフステージに合わせた就業環境の改善が求められます。

労働人口が減少する中で地域経済を維持するために、地域を支える産業の振興や起業を促すとともに、デジタル技術を活用した生産性の向上が求められます。

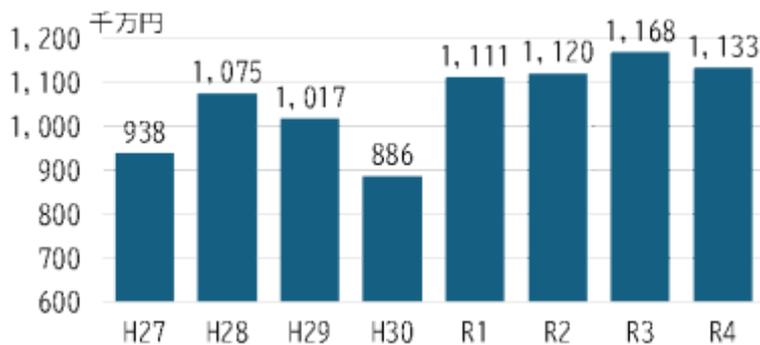
「地域資源を活かしたしごとづくり」プロジェクトでは、

- ①若者・女性の起業・就業を支援します。
- ②地域資源を活かした産業振興を進めます。

就業者数の推移



農業産出額の推移



■数値目標

目標指標	現状値	目標値
農業産出額	113 億円 (令和4年)	117 億円 (令和11年)

■重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
①若者・女性の起業・就業支援 ：ふるさと納税登録事業者数	64 (令和6年)	100 (令和11年)
②地域資源を活かした産業振興 ：木質チップ販売量	1,380 t (令和5年)	1,810 t (令和11年)

■事業展開の方向

①若者・女性の起業・就業支援

本市で暮らしたい若者・女性の「働く場」の創出と、ライフステージに合わせた就業を支援します。

具体的取組	取組内容
若者・女性の起業・就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返還支援事業 ・若者の市内就業への支援など ○西吉野農業高校魅力化推進事業 デジタル ・スマート農業導入の促進など ○担い手育成・農地問題解決推進事業

②地域資源を活かした産業振興

地域の農林業や商工業の振興を進めます。また、地域商社など事業者との連携による地域資源を活かした産業振興を進めます。

具体的取組	取組内容
地域資源を活かした産業振興	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致等促進事業 ○商工業等活性化事業 ○地域経済循環創造事業 ○柿消費拡大事業 ・地域資源の活用に向けた事業者との連携・支援など ○林産物加工施設管理運営事業

(4) 交流のまちづくり

■基本的方向性

人口減少が続く一方で、市外からの通勤・通学数は横ばいで推移しており、昼間人口比率は100を超え増加傾向となっています。橋本市など周辺地域からの通勤・通学者の流入や高校の学生寮が立地する環境を活かし、地域づくりへの参画の可能性がある「関係人口」の獲得が求められます。

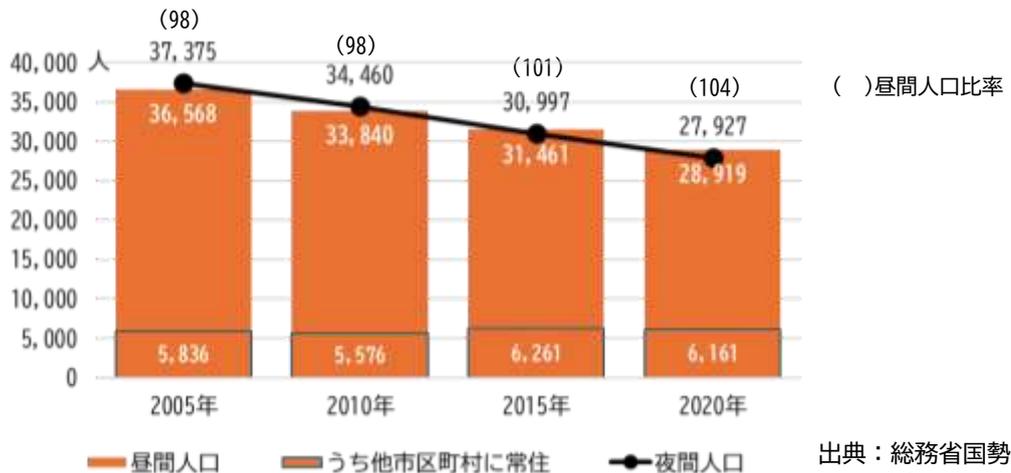
また、交通の要衝で豊かな地域資源を有することを活かした体験の提供などによる地域のファンづくりが期待されますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ふるさと納税の体験型返礼品の実績は令和6年になってようやく伸びがみられるようになりました。

人口減少、少子高齢化が進展する中、定住までは至らなくとも、五條市に継続的に関わる「関係人口」と呼ばれる地域外の人が地域づくりに参画することで、担い手不足などの問題を解決することが期待されます。

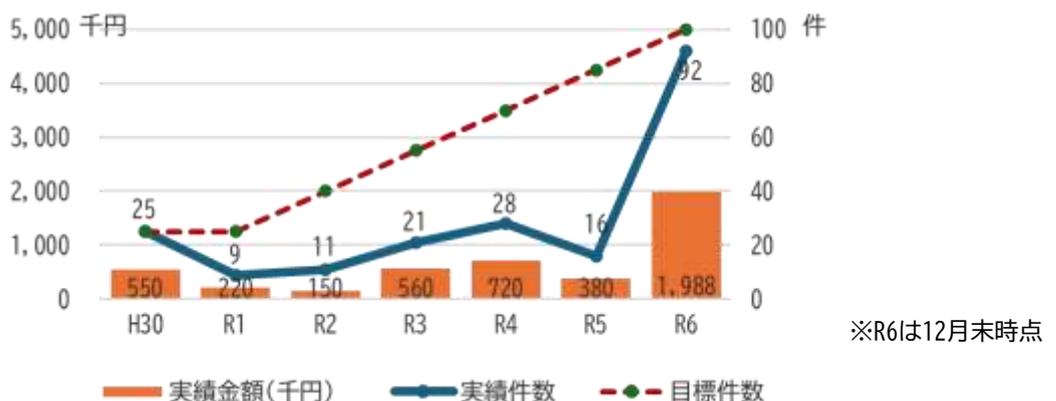
「交流のまちづくり」プロジェクトでは、

- ①地域の賑わいを創ります。
- ②地域の魅力を発信し関わりを広げます。

昼間人口の推移と昼間人口比率



ふるさと納税体験型返礼品実績



■数値目標

目標指標	現状値	目標値
五條市訪問者数	225,914人 (令和5年)	250,000人 (令和11年)

■重要業績評価指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
①地域の賑わいの創出 ：賑わい創出事業実績（イベント参加者数）	3,000人 (令和5年)	3,000人 (令和11年)
②地域の魅力発信と多様な連携の強化 ：ふるさと納税件数	17,754件 (令和6年)	20,000件以上 (令和11年)

■事業展開の方向

①地域の賑わいの創出

伝統的建造物群保存地区の保存・活用、中心市街地の賑わいづくりなど、地域資源を活かした、地域の賑わいづくりに取り組みます。

具体的取組	取組内容
地域の賑わいの創出	<ul style="list-style-type: none"> ○重伝建地区保存事業 ○町並保存活性化事業 ○中心市街地活性化事業 ○賑わい創出事業 ○観光活性化事業 ○JR 和歌山線活性化連携事業 ○吉野川周辺整備事業（川とふれあう空間づくり事業含む）

②地域の魅力発信と多様な連携の強化

本市の歴史的資源や景観などの魅力を広く発信し、イベント等の開催を通じて市内外の人びととの交流・連携を広げます。

具体的取組	取組内容
地域の魅力発信と多様な連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○（大学等との連携による）新しい学びの場の創出支援事業 ○ふるさと五條市応援寄附金推進事業 デジタル ○メディア活用広報事業 デジタル ・SNSを活用した市民協働による情報発信など ○関係人口創出事業 ○まちなか交流推進事業 ○自転車活用推進事業 ○連携都市交流事業

国土強靱化地域計画別表

五條市国土強靱化地域計画別表1

「別表1」では、Ⅲ国土強靱化地域計画第12章「施策ごとの推進方針」と、Ⅳビジョン事業第13章「ビジョン事業」のうち「強」の記載がある個別の事業との関連性を表しています。
※対象事業名（ビジョン事業）が空欄になっている項目についても、他の様々な取組により国土強靱化地域計画が推進されます。

(令和7年3月5日 現在)

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	対象事業名（ビジョン事業）
1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災犠牲者の発生	
1 住宅等の倒壊は、住人の命を奪うだけでなく、倒壊により道路を塞ぐなど避難や救助活動の妨げにつながることから、耐震事業を広く周知する（耐震ローラー作戦）など耐震化に努める。	【FM】認定こども園整備事業【強】 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】 学校長寿命化事業【強】 住宅・建築物安全ストック形成事業【強】 公営住宅等ストック総合改善事業【強】 改良住宅等ストック総合改善事業【強】 【FM】斎場長寿命化事業【強】 【FM】観光施設改修事業【強】 空家等対策事業(特定空家)【強】 【FM】地区公民館等整備事業【強】 【FM】スポーツ施設整備事業【強】 【FM】(仮称)西吉野支所庁舎整備事業【強】 【FM】市民会館大規模改修事業【強】 【FM】野原東住民センター改修事業【強】 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】
2 地震の発生により家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。	
3 地域の実情を踏まえ、市民との課題の共有を進めながら、機動的な消防団組織への再編を進める。	消防団再編事業【強】
4 消防関係車両の定期的更新を図る。	消防施設整備事業【強】 消防団資機材等整備事業【強】
5 消防団の資機材の充実や、団員の研修・実務訓練による資質向上を促進する。	消防施設整備事業【強】(再掲) 消防団資機材等整備事業【強】(再掲) 消防団操法大会出場事業【強】
6 消防水利の充実を図る。	消防水利整備事業【強】
1-2 異常気象等による広域かつ長期的となる浸水の発生	
1 洪水ハザードマップを実用的なものに見直し、周知する。	ハザードマップ策定事業【強】
2 洪水発生多発地域の確認と市民への連絡体制を確立する。	
3 国、県と共に内水対策を促進する。	
4 河川の維持管理に努める。	河川維持事業【強】
1-3 大規模土砂災害による犠牲者の発生	
1 土砂災害ハザードマップを実用的なものに見直し、周知する。	ハザードマップ策定事業【強】(再掲)
2 土砂災害危険箇所の調査結果を周知する。	
3 県と共に土砂災害危険箇所の対策を促進する。	地域再生事業(赤谷オートキャンプ場等)【強】
4 土砂災害特別警戒区域内にある避難所の取扱いの検討をする。	
5 急傾斜地の崩壊を防止する対策を図る。	急傾斜地崩壊対策事業【強】 地域再生事業(赤谷オートキャンプ場等)【強】(再掲)
6 大規模盛土造成地における崩壊などの防災対策を図る。	宅地耐震化推進事業【強】
1-4 情報伝達の不備や災害意識の低さに伴う犠牲者の発生	
1 「自らの命は自らが守る」意識の徹底、正しい避難行動を周知する。	
2 避難所での良好な生活環境の確保に努める。	災害対策資機材整備事業【強】
3 防災行政無線の維持管理に努める。	防災行政無線事業【強】 防災行政無線維持管理事業【強】
4 Jアラート等の更新、維持管理に努める。	
5 緊急速報メール(エリアメール)による情報伝達を実施する。	
6 自主防災組織を主体とした訓練を実施する。(避難行動訓練、避難所運営訓練等)	自主防災対策事業【強】 自主防災会活動推進事業【強】
7 住民への情報伝達手段の多様化に努める。	DX推進事業【強】

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	対象事業名（ビジョン事業）
2-1 被災地への食料・飲料水・電力・燃料等生命に関わる物資の長期停止	
1 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】
2 非常食及び飲料水の備蓄を進める。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】（再掲） 防災対策整備事業【強】
3 物資支援に係る協定の拡充を図る。	防災対策整備事業【強】（再掲） 各種連携協定関連事業【強】
4 民間事業所等との連携強化を図る。	
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
1 住民に災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】（再掲）
2 非常食及び飲料水の備蓄を進める。	災害対策用備蓄品等配備事業【強】（再掲） 防災対策整備事業【強】（再掲）
3 災害時応援協定の拡充を図る。	防災対策整備事業【強】（再掲） 各種連携協定関連事業【強】（再掲）
4 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】 道路長寿命化事業【強】 道路新設改良事業【強】 保健衛生推進事業【強】
5 市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯LED化事業【強】 道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
6 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。	
7 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。	災害対策資機材整備事業【強】（再掲） ドローン活用推進事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び活動ルートの長期間の寸断	
1 災害の規模や被災地ニーズに応じて受援が円滑に行われるよう国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。	
2 消防団組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	消防施設整備事業【強】（再掲） 消防団資機材等整備事業【強】（再掲） 消防団操法大会出場事業【強】（再掲）
3 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲） 災害対策資機材整備事業【強】（再掲）
4 自衛隊、警察、消防等と合同訓練が実施できるよう努める。	防災訓練事業【強】
5 陸上自衛隊駐屯地の誘致を推進する。	
6 県が実施する大規模防災拠点の整備に協力する。	防災拠点施設整備協力事業（陸上自衛隊駐屯地誘致・県広域防災拠点整備協力）【強】
2-4 医療施設及び関係者の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶	
1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯LED化事業【強】（再掲） 道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
3 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
4 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。	
5 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。	災害対策資機材整備事業【強】（再掲） ドローン活用推進事業【強】（再掲）
6 各医療機関や医師会等各種団体と連携体制の構築に努める。	各種連携協定関連事業【強】（再掲）
7 各医療機関や医師会等各種団体と合同訓練が実施できるよう努める。	防災訓練事業【強】（再掲）
8 五條市社会福祉協議会や五條市介護事業所協議会等各種団体と国・県の指針に基づく具体的な方策を講ずる。	
2-5 避難所における疫病と感染症の大規模発生	
1 疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制の確立・強化について「避難所運営マニュアル」を実用的なものに見直す。	
2 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	災害対策資機材整備事業【強】（再掲）
3 自主防災組織の資機材の充実や研修・訓練による体制を強化する。	自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲） 災害対策資機材整備事業【強】（再掲）
4 災害時の利用が想定される公衆トイレ等（トイレカー、マンホールトイレ等）の整備を進める。	大和二見駅前整備事業【強】 災害対策資機材整備事業【強】（再掲）

3 市民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	対象事業名（ビジョン事業）
3-1 市職員及び施設等の被災による行政機能の機能不全	
1 毎年、職員訓練を実施し、危機管理体制の強化を図る。	防災訓練事業【強】（再掲）
2 職員訓練を通じ地域防災計画、業務継続計画等を実用的なものに見直す。	防災訓練事業【強】（再掲）
3 業務システムのクラウド化と緊急通信回線の確保を図る。	【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）西吉野支所移転事業【強】 DX推進事業【強】（再掲）
4 災害発生後であっても必要な業務データは定期的にバックアップしておく。	【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲）西吉野支所移転事業【強】（再掲） DX推進事業【強】（再掲）
5 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲） 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】（再掲） 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲） 学校長寿命化事業【強】（再掲） 【FM】観光施設改修事業【強】（再掲） 【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲） 【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲） 【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲） 西吉野支所移転事業【強】（再掲） 【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲） 【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲） 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲） 認定こども園管理運営事業【強】 学校給食センター管理運営業務【強】 花咲寮管理運営事業【強】 斎場管理運営事業【強】 【FM】公共施設管理適正化事業【強】 地球温暖化防止対策事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）
6 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲） 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】（再掲） 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲） 学校長寿命化事業【強】（再掲） 【FM】観光施設改修事業【強】（再掲） 【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲） 【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲） 【FM】（仮称）西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲） 西吉野支所移転事業【強】（再掲） 【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲） 【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲） 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲） 認定こども園管理運営事業【強】（再掲） 花咲寮管理運営事業【強】（再掲） 斎場管理運営事業【強】（再掲） 【FM】公共施設管理適正化事業【強】（再掲） 地球温暖化防止対策事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）
3-2 被災による治安の悪化	
1 警察等と合同訓練が実施できるよう努める。	防災訓練事業【強】（再掲）
2 平常時より、各地域におけるコミュニティ活動の活性化を促し、相互扶助の意識醸成に取り組む。	
3 各自主防災組織が訓練を実施するように努め、併せて防犯意識も高める。	自主防災対策事業【強】（再掲） 自主防災会活動推進事業【強】（再掲）
4 県、市が実施する訓練等を通じ、地域の防災リーダーを育成する。	防災訓練事業【強】（再掲）
3-3 サプライチェーンの寸断・一極集中等により企業の生産力・経営執行力低下による地域経済の疲弊	
1 災害発生後も事業者等が、生産活動を早期に再開できるよう主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
2 耐震化計画に基づき、橋梁の耐震化を図る。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
3 地域のまちづくり事業の展開により地域間の強いつながりを構築する。	
4 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。	
3-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	
1 緊急輸送ルート確保のため、緊急輸送道路及びこれに接続する県道、市道の強靱化と整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）
2 食料等物資提供の協定の締結に努める。	防災対策整備事業【強】（再掲） 各種連携協定関連事業【強】（再掲）
3 物資輸送等に係る協定の締結に努める。	防災対策整備事業【強】（再掲） 各種連携協定関連事業【強】（再掲）
4 消防防災ヘリコプター場外離着陸場や災害活動用緊急ヘリポートの適切な把握、維持管理に努める。	
5 災害時物資供給でのドローンの活用を努める。	災害対策資機材整備事業【強】（再掲） ドローン活用推進事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）

4 ライフラインの確保	対象事業名（ビジョン事業）
<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期間・大規模にわたる機能の停止</p> <p>1 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。</p> <p>2 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。</p> <p>3 専用通信回線の遮断に備え、携帯電話回線等により通信の確保ができるよう、機材を整備するとともに訓練により備える。</p>	<p>【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲） 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】（再掲） 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲） 学校長寿命化事業【強】（再掲） 【FM】観光施設改修事業【強】（再掲） 【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲） 【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲） 【FM】(仮称)西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲） 西吉野支所移転事業【強】（再掲） 【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲） 【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲） 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲） 認定こども園管理運営事業【強】（再掲） 学校給食センター管理運営業務【強】（再掲） 花咲寮管理運営事業【強】（再掲） 斎場管理運営事業【強】（再掲） 防災対策整備事業【強】（再掲） 【FM】公共施設管理適正化事業【強】（再掲） 地球温暖化防止対策事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）</p> <p>【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲） 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】（再掲） 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲） 学校長寿命化事業【強】（再掲） 【FM】観光施設改修事業【強】（再掲） 【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲） 【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲） 【FM】(仮称)西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲） 西吉野支所移転事業【強】（再掲） 【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲） 【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲） 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲） 認定こども園管理運営事業【強】（再掲） 花咲寮管理運営事業【強】（再掲） 斎場管理運営事業【強】（再掲） 防災対策整備事業【強】（再掲） 【FM】公共施設管理適正化事業【強】（再掲） 災害対策資機材整備事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）</p> <p>災害対策資機材整備事業【強】（再掲）</p>
<p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等情報サービスの機能停止、郵便事業の長期停止により重要な情報が必要な者に届かない事態</p> <p>1 全国瞬時警報システムの適正な運用管理を行う。</p> <p>2 防災行政無線について、緊急時でも72時間を目安として、住民に情報が伝達できるように適正に管理する。</p> <p>3 避難所、学校、保育所などの施設等に戸別受信機を設置する。</p> <p>4 災害時における住民への情報伝達手段の強化に努める。</p>	<p>防災行政無線事業【強】（再掲） 防災行政無線維持管理事業【強】（再掲）</p> <p>DX 推進事業【強】（再掲）</p>
<p>4-3 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>1 道路付帯施設（電気、通信等）の早期復旧のため、迅速に道路啓開が可能なよう道路（国道、県道、市道）の整備を促進する。</p> <p>2 上水道施設の耐震化を進める。</p> <p>3 農業・林業集落施設の耐震化を推進する。</p> <p>4 事業所等に対し事業継続計画を策定するよう、周知する。</p>	<p>道路維持修繕事業【強】（再掲） 道路長寿命化事業【強】（再掲） 道路新設改良事業【強】（再掲）</p> <p>(水道事業会計)【強】</p> <p>(農業集落排水事業特別会計)【強】</p>
<p>4-4 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>1 重要公共施設の電気設備及び空調等設備を整備し適正に管理する。</p>	<p>【FM】認定こども園整備事業【強】（再掲） 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】（再掲） 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】（再掲） 学校長寿命化事業【強】（再掲） 【FM】観光施設改修事業【強】（再掲） 【FM】地区公民館等整備事業【強】（再掲） 【FM】スポーツ施設整備事業【強】（再掲） 【FM】(仮称)西吉野支所庁舎整備事業【強】（再掲） 西吉野支所移転事業【強】（再掲） 【FM】市民会館大規模改修事業【強】（再掲） 【FM】野原東住民センター改修事業【強】（再掲） 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】（再掲） 認定こども園管理運営事業【強】（再掲） 学校給食センター管理運営業務【強】（再掲） 花咲寮管理運営事業【強】（再掲） 斎場管理運営事業【強】（再掲） 【FM】公共施設管理適正化事業【強】（再掲） 地球温暖化防止対策事業【強】（再掲） DX 推進事業【強】（再掲）</p>

2 蓄電池、非常用電源を整備し適正に管理する。	【FM】認定こども園整備事業【強】(再掲) 【FM】放課後児童クラブ(学童保育所)施設整備事業【強】(再掲) 【FM】小中学校の規模・配置適正化事業【強】(再掲) 学校長寿命化事業【強】(再掲) 【FM】観光施設改修事業【強】(再掲) 【FM】地区公民館等整備事業【強】(再掲) 【FM】スポーツ施設整備事業【強】(再掲) 【FM】(仮称)西吉野支所庁舎整備事業【強】(再掲) 西吉野支所移転事業【強】(再掲) 【FM】市民会館大規模改修事業【強】(再掲) 【FM】野原東住民センター改修事業【強】(再掲) 【FM】西吉野コミュニティセンター改良事業【強】(再掲) 認定こども園管理運営事業【強】(再掲) 花咲寮管理運営事業【強】(再掲) 斎場管理運営事業【強】(再掲) 【FM】公共施設管理適正化事業【強】(再掲) 災害対策資機材整備事業【強】(再掲) DX 推進事業【強】(再掲)
3 ライフライン関係事業者等との協定の締結に努める。	各種連携協定関連事業【強】(再掲)
4-5 上水道等の長期間にわたる供給停止	
1 上水道施設の耐震化を進める	(水道事業会計)【強】(再掲)
2 自家発電設備等の整備及び適正管理に努める。	(水道事業会計)【強】(再掲)
3 緊急飲料水製造装置の整備及び適正管理や、生活水の確保に努める。	(水道事業会計)【強】(再掲) 災害対策資機材整備事業【強】(再掲)
4 水道復旧用資材を備蓄する。	(水道事業会計)【強】(再掲)
4-6 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
1 農業集落排水処理施設の耐震化を進める。	(農業集落排水事業特別会計)【強】(再掲)
2 避難所における衛生環境に備え、簡易トイレ等の備蓄に努める。	災害対策資機材整備事業【強】(再掲)
3 清掃・衛生関係組合等との協定の締結に努める。	各種連携協定関連事業【強】(再掲)
4 下水道施設の耐震化を進める。	(下水道事業会計)【強】 下水路整備事業【強】
5 災害に強い浄化槽の整備に対して支援を行う。	浄化槽設置整備事業【強】
4-7 地域交通ネットワークが分断する事態	
1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】(再掲) 道路長寿命化事業【強】(再掲) 道路新設改良事業【強】(再掲)
2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路LED化事業【強】(再掲) 道路維持修繕事業【強】(再掲) 道路長寿命化事業【強】(再掲) 道路新設改良事業【強】(再掲)
3 道路の分断において、代替ルートの確保の検討、バス事業者等の関係機関との連携強化。	地域公共交通対策事業【強】 路線バス運行維持対策事業【強】 道路維持修繕事業【強】(再掲) 道路長寿命化事業【強】(再掲) 道路新設改良事業【強】(再掲)
4 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。	災害対策資機材整備事業【強】(再掲) ドローン活用推進事業【強】(再掲) DX 推進事業【強】(再掲)

5 二次災害の防止	対象事業名(ビジョン事業)
5-1 風評被害等による地域経済への甚大な影響	
1 風評被害が拡散しないよう市内外に正確な情報を発信する体制を整備する。	
5-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全、防災インフラの損壊・機能不全による二次災害発生	
1 貯水池やため池の改修や点検に努める。	土地改良事業【強】 県営土地改良事業【強】
2 ため池ハザードマップを実用的なものにし、周知する。	土地改良事業【強】(再掲)
5-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下による被害拡大	
1 間伐等により森林整備・保全することで、機能を維持・向上させるなど、総合的かつ効果的な治山対策事業を実施する。	林業・木材産業成長産業化促進対策事業【強】 五條市森林整備事業【強】 【FM】大塔温泉夢乃湯周辺整備事業【強】 治山事業【強】 林業振興事業【強】 地球温暖化防止対策事業【強】(再掲)
2 農地等が荒廃しないよう、集落を挙げて維持する。	多面的機能発揮促進事業【強】 担い手育成・農地問題解決推進事業【強】 基幹水利施設管理事業【強】 経営所得安定対策推進事業【強】 産地パワーアップ事業【強】 土地改良事業【強】(再掲) 県営土地改良事業【強】(再掲) 農山漁村地域整備交付金事業【強】 五條市森林整備事業【強】(再掲) 林道補修整備事業【強】 林道整備事業【強】 農業振興事業【強】
3 鳥獣害対策を適正に実施し、畑や山林等が荒廃しないように努める。	鳥獣対策事業【強】
4 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。	災害対策資機材整備事業【強】(再掲) ドローン活用推進事業【強】(再掲) DX 推進事業【強】(再掲)

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復	対象事業名（ビジョン事業）
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
1 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場選別、処理方法等について、具体的な候補地も含めて検討しておく。	
2 一般廃棄物処理業者等との協定締結を推進する。	空家等対策事業(特定空家)【強】(再掲)
6-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
1 市に定住を希望する者に対し、支援を実施することにより、地域の担い手を確保し、持続ある地域コミュニティの形成を図る。	地域おこし協力隊事業【強】
2 要配慮者や生活困窮者が気軽に相談できる相談支援事業の充実を図る。	老人保健福祉計画に係わる事業【強】 地域福祉推進事業【強】 社会福祉協議会補助事業【強】 障害者デイサービス事業【強】 地域包括ケアシステム(全体構想)の構築事業【強】 地域生活支援拠点整備事業【強】 児童発達支援センター整備事業【強】
3 避難行動要支援者に対する個別計画の作成を逐次推進する。	
4 各自主防災組織において、定期的な防災訓練を実施する。	自主防災対策事業【強】(再掲) 自主防災会活動推進事業【強】(再掲)
5 防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習等を実施する。	
6 学校及び保育所等において防災研修や訓練を実施する。	防災訓練事業【強】(再掲)
7 自主防災組織、消防団、老人会、地域サロン団体など、団体間交流を活発化し地域コミュニティの結びつきを強くする。	老人保健福祉計画に係わる事業【強】(再掲) 【FM】多世代が交流できる拠点づくり事業【強】 地域福祉推進事業【強】(再掲) 社会福祉協議会補助事業【強】(再掲) 地域包括ケアシステム(全体構想)の構築事業【強】(再掲) 地域生活支援拠点整備事業【強】(再掲) 自主防災対策事業【強】(再掲) 自主防災会活動推進事業【強】(再掲) 自治振興補助事業【強】 集会所整備事業【強】
8 地域コミュニティの形成を図るため、公園の遊具、施設の改築更新を促進する。	五條中央公園拡充整備事業【強】 上野公園改修整備事業【強】 上野公園整備事業【強】 児童遊園地管理運営事業【強】 都市公園管理運営事業【強】
9 地域コミュニティの拠点となる施設を整備する。	【FM】庁舎跡地整備事業【強】 大塔ライフハウスプロジェクト事業(福祉・芸術・農林業の連携による大塔地区再生事業)【強】
6-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
1 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する。	道路維持修繕事業【強】(再掲) 道路長寿命化事業【強】(再掲) 道路新設改良事業【強】(再掲)
2 市道を拡幅するなどの整備を促進する。	五條市道路灯LED化事業【強】(再掲) 道路維持修繕事業【強】(再掲) 道路長寿命化事業【強】(再掲) 道路新設改良事業【強】(再掲)
3 長寿命化計画に基づきトンネル及び橋梁の改修を図る。	道路維持修繕事業【強】(再掲) 道路長寿命化事業【強】(再掲) 道路新設改良事業【強】(再掲)
4 交通関係、運送業者との協定の締結を図る。	地域公共交通対策事業【強】(再掲) 各種連携協定関連事業【強】(再掲)
5 災害時の状況把握等でのドローン活用を図る。	災害対策資機材整備事業【強】(再掲) ドローン活用推進事業【強】(再掲) DX 推進事業【強】(再掲)

五條市国土強靱化地域計画別表2

「別表2」では、「別表1」で関連付けられた個別の「ビジョン事業」のうち、国土強靱化地域計画における「要件化」の条件を満たす必要がある事業について、その事業内容を掲載しています。

令和7年3月

No. 1

事業名		道路維持修繕事業【強】	
担当部署		都市整備部 土木管理課	
国土強靱化地域計画区分		2-2-4	
五條市ビジョン事業区分		4-2-1	
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
市道森上西新子線 西吉野町平沼田地内	幅=70m 法面对策工	令和2年～令和10年	90,000千円
霊安寺21号線 霊安寺町地内	幅=100m 法面对策工	令和7年～令和11年	100,000千円

No. 2

事業名		道路新設改良事業【強】	
担当部署		都市整備部 土木管理課	
国土強靱化地域計画区分		2-2-4	
五條市ビジョン事業区分		4-2-1	
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
市道旧岡中線 岡口1丁目～岡町地内	幅=700m 道路拡幅	令和2年～令和8年	500,000千円
市道岡口3号線 岡口2丁目～岡町地内	幅=270m 道路拡幅	令和2年～令和7年	100,000千円
市道北部幹線ほか (通学路安全対策)	舗装・区画線等	令和2年～令和8年	40,000千円
市道大津相谷線 上野町地内	幅=400m 浸水対策・道路拡幅	令和2年～令和7年	400,000千円
市道東阿田西阿田線 東阿田町～西阿田町	幅=800m バイパス道路新設	令和3年～令和10年	450,000千円
市道野原滝線 野原西5丁目地内	幅=100m 道路拡幅	令和3年～令和8年	40,000千円

事業名		道路長寿命化事業【強】	
担当部署		都市整備部 土木管理課	
国土強靱化地域計画区分		2-2-4	
五條市ビジョン事業区分		4-2-1	
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
橋梁定期点検 市内一円	N=400 橋 定期点検 80 橋/年	令和2年～令和6年	200,000 千円
橋梁修繕 市内一円	N=47 橋 橋梁補修	令和2年～令和12年	550,000 千円
トンネル点検 神野百谷線ほか	N=9 トンネル 定期点検	令和6年～5年毎	20,000 千円
トンネル修繕 神野百谷線ほか	N=9 トンネル トンネル修繕	令和3年～令和10年	30,000 千円

事業名		五條市道路灯LED化事業【強】	
担当部署		都市整備部 土木管理課	
国土強靱化地域計画区分		2-2-5	
五條市ビジョン事業区分		2-6-1	
路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
市道岡中線ほか 市内一円	街路灯LED化	令和2年～令和11年	82,000 千円

事業名		住宅・建築物安全ストック形成事業【強】	
担当部署		都市整備部 建築住宅課	
国土強靱化地域計画区分		1-1-1	
五條市ビジョン事業区分		2-6-2	
詳細事業名	内容	事業期間	事業費
住環境整備事業	地域の生活空間の安全確保を図るため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	12,500 千円

事業名		公営住宅等ストック総合改善事業【強】		
担当部署		都市整備部 建築住宅課		
国土強靱化地域計画区分		1-1-1		
五條市ビジョン事業区分		2-6-2		
詳細事業名	内容	事業期間	事業費	
地域住宅計画に基づく事業	災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	30,000千円	

事業名		改良住宅等ストック総合改善事業【強】		
担当部署		都市整備部 建築住宅課		
国土強靱化地域計画区分		1-1-1		
五條市ビジョン事業区分		2-6-2		
詳細事業名	内容	事業期間	事業費	
地域住宅計画に基づく事業	災害に強いまちづくりを進めるため、改良住宅ストック総合改善事業を推進する。	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	45,000千円	

事業名		土地改良事業【強】		
担当部署		都市整備部 土木管理課		
国土強靱化地域計画区分		5-2-1・5-2-2・5-3-2		
五條市ビジョン事業区分		3-1-1		
詳細事業名	名称等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
農業用水路長寿命化・防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=3箇所 ため池改修	令和4年～令和8年	300,000千円
農村地域防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=40ヶ所 耐震性調査	令和2年～令和11年	240,000千円
農村地域防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=167箇所 劣化状況調査	令和4年～令和7年	133,600千円
農業用水路等長寿命化・防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=167箇所 ため池パトロール	令和4年～令和7年	10,000千円

詳細事業名	名称等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
農村地域防災減災事業	農業用ため池 市内一円	N=63 箇所豪雨耐性 調査	令和6年～令和8年	60,000千円
農業用水路等長寿命 化・防災減災事業	農業用ため池 北谷池 近内 町	ため池廃止	令和6年～令和7年	28,000千円

No.9

事業名		林道整備事業【強】		
担当部署		都市整備部 土木管理課		
国土強靱化地域計画区分		5-3-2		
五條市ビジョン事業区分		3-1-1		
詳細事業名	路線名等	整備計画	予定事業執行期間	総事業費
林道改良事業	林道殿野篠原線 大塔町篠原地内	ℓ=20m 路肩対策工	令和5年～令和10年	20,000千円
林道改良事業	林道橋梁点検 市内一円	N=60 橋定期点検 12橋/年	令和3年～令和7年	25,000千円
林道改良事業	林道橋梁修繕 市内一円	N=26 橋橋梁補修	令和3年～令和10年	200,000千円
林道改良事業	林道高野辻阪本線 大塔町殿野	L=300m 法面对策工	令和4年～令和8年	35,000千円
林道改良事業	林道殿野坪内線 大塔町殿野	L=100m 法面对策工	令和6年～令和10年	30,000千円
林道改良事業	林道勢井線 西吉野町勢井	L=25m 路肩対策工	令和4年～令和7年	20,000千円

改定履歴

版 数	発行日	改定履歴
第1版	2020年 3月 1日	初版
第1.1版	2020年10月19日	・国土強靱化地域計画 別表追加 ・ビジョン事業名称一部変更 等
第1.2版	2021年10月25日	・計画の推進体制追加 ・ビジョン事業名称一部変更 等
第1.3版	2022年 9月28日	・ビジョン事業追加・名称変更・ 削除 等
第1.4版	2023年10月13日	・ビジョン事業追加・名称変更・ 削除 等
第1.5版	2024年 8月21日	・ビジョン事業追加・名称変更・ 削除 等
第1.6版	2024年 9月30日	・ビジョン事業追加 等
第2版	2025年 3月31日	・ビジョン事業追加 ・総合戦略改訂 ・国土強靱化地域計画 別表改訂 等 ※後期計画による見直し

五條市ビジョン

- 五條市総合計画（令和2年4月1日～令和12年3月31日）
- 五條市デジタル田園都市構想総合戦略（令和7年4月1日～令和12年3月31日）
- 五條市国土強靱化地域計画（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

令和7年3月 発行
(2025年)

五條市市長公室企画政策課

※五條市では、江戸時代に上演された浄瑠璃の名セリフ、「大和五條のあかね染め」にある“あかね染め”を再現する取組が行われています。この「大和五條のあかね色」を本計画書のイメージカラーとして採用しています。